

函館市監査公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人高地保之から次の報告書の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、これを公表する。

なお、当該報告書は、函館市監査事務局に備え縦覧に供する。

平成29年4月3日

函館市監査委員 山 田 潤 一

函館市監査委員 植 松 直

函館市監査委員 吉 田 崇 仁

函館市監査委員 阿 部 善 一

平成28年度包括外部監査結果報告書

平成 28 年 度

包 括 外 部 監 査 報 告 書

平成 29 年 3 月

函館市包括外部監査人

税理士 高地 保之

目 次

I 包括外部監査の概要

1 監査の種類	-----	1
2 選定した特定の事件（テーマ）及び監査対象期間	-----	1
(1) 選定した特定の事件（テーマ）	-----	1
(2) 包括外部監査対象期間	-----	1
3 事件（テーマ）を選定した理由	-----	1
4 包括外部監査の方法	-----	2
監査業務の流れ	-----	2
5 包括外部監査人及び補助者	-----	2
6 包括外部監査の監査期間	-----	3
7 外部監査人の独立性（利害関係）	-----	3

II 指定管理者制度の全般にわたっての検討

1 指定管理者制度とは	-----	4
2 指定管理者制度導入にあたっての検討の視点	-----	5
(参考) 指定管理者制度と業務委託との違い	-----	6
(参考1) 公の施設の指定管理者制度運用取扱要綱	-----	7
(参考2) 地方自治法（抜粋）	-----	27
(参考3) 地方自治法の一部を改正する法律の公布について（通知）	-----	28
(参考4) 函館市の公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例	-----	31
(参考5) 函館市の公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則	-----	34
別記様式（第4条関係）函館市指定管理者指定申請書	-----	36
(参考6) 函館市指定管理者候補者選定委員会設置要綱	-----	37
3 指定管理者制度の全般的な監査結果	-----	39
(1) 指定管理者制度の原則公募について【意見4件】	-----	39
(2) 指定管理者制度による市民サービスの向上、行政コスト削減について	-----	41
① 指定管理業務におけるモニタリングについて【意見】	-----	41
② 自主事業の取扱いとモニタリング【指摘】	-----	42
(参考7) 指定管理者制度におけるモニタリングに関する指針	-----	43

・ 指定管理者制度におけるモニタリングの流れ	48
・ 評価基準及び総合評価基準	49

Ⅲ 公の施設及び指定管理者について

1 公の施設及び指定管理事業の状況	50
2 候補者の募集および選定	60
(1) 直営施設の導入	61
① 直営施設の内訳	61
② 検討の視点	64
③ 直営を選択した理由の内訳	64
(2) 公募施設の募集および選定	65
① 公募施設の内訳	65
② 事務所所在地の制限	68
③ 応募の状況	69
④ 平成26年度包括外部監査の監査結果に基づく措置 (使用料及び手数料等の事務の執行について)	70
⑤ 監査結果	70
(ア) 事務所所在地に制限を付す施設の見直し【意見】	70
(イ) 類似複数施設における指定の検討【意見】	72
(ウ) 自主事業実施要件緩和の検討【意見】	72
(3) 特例(非公募)施設の選定	73
① 特例(非公募)施設の内訳	73
② 非公募により選定できる事由	75
③ 施設別の特例措置により選定する理由	75
④ 平成26年度包括外部監査の監査結果に基づく措置 (使用料及び手数料等の事務の執行について)	88
⑤ 平成27年度包括外部監査の結果に基づく措置 (公益財団法人 函館市文化・スポーツ振興財団)	90
⑥ 平成27年度包括外部監査の結果に基づく措置 (社会福祉法人 函館市社会福祉協議会)	91
⑦ 公募施設選定時における人件費の積算内訳	92
⑧ 監査結果	99
(ア) 都市公園、函館市営住宅等、函館市特定公共賃貸住宅等の 特例措置により選定する理由【指摘】	99
(イ) 施設別の特例措置により選定する理由の公表【指摘】	100
(ウ) 特例(非公募)施設における人件費の積算内訳【指摘】	100
(エ) 補助金の指定管理料への付け替え【意見】	101

IV	指定管理者制度における財産の管理について	
1	財産の管理等について	103
	(1) 『協定書』記載事項（抜粋）	103
	(2) 『管理業務処理要領』記載事項（抜粋）	105
	① 備品の管理および帰属について	105
	② リスク（維持管理リスク）分担表について	106
	(3) 募集要項	110
2	財産（備品）の帰属について	111
3	指定管理委託料の市の積算（見積もり）について	117
4	市に帰属する物品の取扱い（「物品出納事務処理要領」）について	120
	(1) 物品の区分	120
	(2) 帳簿等の記録	121
5	指定管理者の物品の管理要領	123
6	監査結果	124
	(1) 『業務処理要領』の『リスク分担』について【意見】	124
	(2) 指定管理者が指定期間中に購入した備品等の帰属について【指摘】	125
	(3) 指定管理者が購入した備品等の所有権移転等の手続き	126
	【意見2件、指摘2件】	
	(4) 財産管理の全般について【意見】	127
V	まとめ	129

I 包括外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）及び監査対象期間

(1) 選定した特定の事件（テーマ）

指定管理者制度に関する事務の執行について

(2) 包括外部監査対象期間

平成25年度から平成27年度の3年間（平成25年4月1日～平成27年3月31日）。

ただし、必要に応じて過年度及び平成28年度の一部についても監査対象とした。

3. 事件（テーマ）を選定した理由

地方自治法改正（平成15年9月2日施行）により、公の施設（文化施設、スポーツ施設、福祉施設など住民福祉を増進するために設置される施設）の管理運営について、管理委託制度が廃止され指定管理者制度が導入された。

以前は市の直営か市の出資団体や公共的団体に限定されてきた公の施設の管理が、民間事業者等も可能となった。

指定管理者制度の目的は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくとともに、行政コストの削減を図ることにある。

函館市においては、限られた財源を有効に活用し、質の高いサービスの提供や効率的な行政運営を実現させていくため、アウトソーシングを積極的に推進し、指定管理者制度を活用することとした。

平成16年5月『公の施設の指定管理者制度運用指針』、平成17年1月に『公の施設の指定管理者制度運用取扱要綱』（以下「要綱」という。）を策定し、指定管理者制度の円滑な導入と統一した事務処理を行ってきた。

平成18年4月からの指定管理者制度の本格的な導入に合わせ、『函館市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例』（以下「条例」という。）、同条例施行規則を制定し、指定手続の透明性を高め、一層の明確化を図ってきた。

本格導入から10年が経過した現在において、指定管理者制度の導入趣旨に沿って市民サービスの向上や行政コストの削減に寄与しているかどうか重大な関心事である。

そこで函館市の指定管理者制度に関する事務の執行について監査を行うことは有用であると判断し、特定の事件として選定した。

4. 包括外部監査の方法

※ 監査業務の流れ

- ・ 指定管理事業の抽出



- ・ 指定管理事業の財政状況の把握及び決算状況の把握
(所轄部局からヒアリングにより、内容の確認)
- ・ 監査事業の抽出



- ・ 監査事業に対する監査
制度目的との整合性
事業状況及び財政状況
指定管理事業と委託事業等との比較、関係性



- ・ 監査内容については、意見、指摘事項に応じて整理

5. 包括外部監査人及び補助者

(1) 包括外部監査人

税 理 士 高 地 保 之

(2) 包括外部監査補助者

税 理 士 蛸 島 一 伸
税 理 士 野 呂 豊
 若 山 愛

6. 包括外部監査の監査期間

平成28年5月24日～平成29年3月30日までの期間

7. 外部監査人の独立性（利害関係）

函館市と包括外部監査人および包括外部監査補助者との間には、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

II 指定管理者制度の全般にわたっての検討

1 指定管理者制度とは

公の施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用し、市民サービスの向上や行政コストの縮減等を図ることを目的に、地方自治法が改正され、従来の「管理委託制度」に代わり、新たに創設された制度である。

地方自治法第244条の2第3項において、地方公共団体は、公の施設の管理を行わせることができることとなっており、この地方公共団体から指定された者を「指定管理者」と呼んでいる。

指定管理者は、「公の施設を利用する権利に関する処分」をすることができる前提になっているが、使用料の強制徴収、過料の賦課などは除かれるものと解されている。

また、指定管理者は、「法人その他の団体」となっていることから、個人が単独で「指定管理者」になることはない。

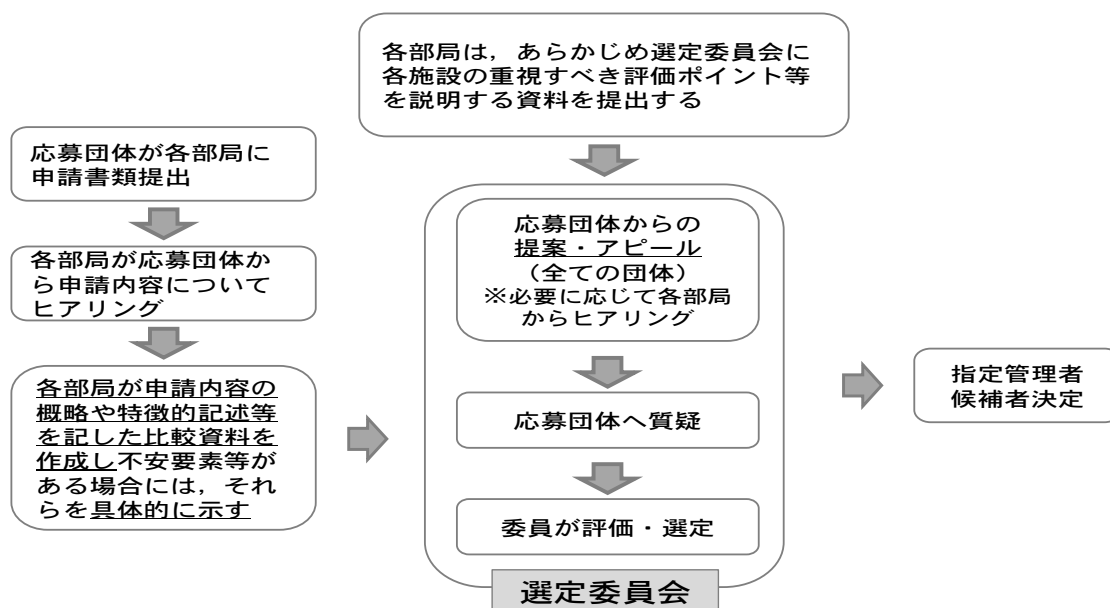
指定管理者に施設の管理を行わせる際には、指定の手続き、管理の基準及び業務の範囲のほか、公の施設の目的や態様に応じたその他必要な事項を条例で定めなければならないこととなっており、さらに指定管理者の指定をしようとするときは、議会の議決を経なければならないこととなっている。

このような点で、業務委託とは異なる。

地方自治法第244条の2第3項の改正にあたって、平成15年7月17日付（総行行第87号）「地方自治法の一部を改正する法律の公布について」（通知）（P28参照）を受け、函館市において条例（P31参照）が定められた。

また、条例の施行に関し必要な事項を定めた「函館市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年9月29日施行）」および「函館市教育委員会の所管に係る函館市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年9月29日施行）」ならびに「函館市企業局長の所管に係る函館市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規程（平成23年4月1日施行）」（以下「規則等」という。）が定められた。

指定管理者候補者の選定の流れ



2 指定管理者制度導入にあたっての検討の視点 (指定管理者制度運用取扱要綱より)

全ての公の施設について、下記の項目により、指定管理者制度に移行するか直営にするかを検討し、該当する施設については、指定管理者制度に移行することができるものと判断し、積極的に取り組むものとする。

- ① 法律等により、民間事業者等が行うことに明確な制約がない。
- ② 民間事業者等に行わせることにより、市民ニーズにあった開館日や開館時間の拡大など、サービスの充実や民間事業者等のノウハウの活用が期待できる。
- ③ 民間事業者等に行わせることにより、行政コストの削減が期待できる。
- ④ 民間事業者等が同様又は類似するサービスを提供している。
- ⑤ 施設が提供するサービスの専門性や特殊性、施設の規模等を勘案して、民間事業者等も行うことができる。
- ⑥ 利用料金制を導入することにより、収益が期待できる施設である。

函館市における指定管理者制度を導入する公の施設については、原則として公募することとしているが、施設の設置目的や性格、また、これまで管理委託を行ってきた市の出資団体等の活動実績等を考慮し、特定の団体に管理を行わせることが適当と判断される場合は、特例として公募しない場合もある。(前者を「公募施設」、後者を「特例措置施設」と称している。)

なお、指定する期間は原則として公募施設を5年、特例措置施設を3年としている。

(参考)

指定管理者制度と業務委託との違い

	指定管理者制度	業務委託
1. 受託主体	法人、その他の団体 ※法人格は必ずしも必要ではない。ただし、個人は不可	限定はない ※議員、長についての禁止規定あり（地方自治法第92条の2、142条）
2. 法的性格	「管理代行」 指定（行政処分的一种）により、公の施設の管理権限を、指定を受けたものに委任指定処分は請負契約と異なるため入札手続きの対象とならない	「私法上の契約関係」 契約に基づく個別の事務または業務の執行の委託
3. 公の施設の管理権限	指定管理者が有する ※「管理の基準」「業務の範囲」は、条例で定めることが必要	設置者たる地方公共団体が有する
(1) 施設の使用許可等	指定管理者が行うことができる	受託者はできない
(2) 管理の基準及び業務の範囲の規定方法	条例で定める	契約で定める
(3) 指定管理者（受託者）の決定	施設ごとに、議会の議決を経て決定	議会の議決は不要
(4) 指定管理者（受託者）に管理を行わせる期間	施設ごとに、議会の議決を経て決定	施設ごとに契約で定める
(5) 基本的な利用条件の設定	地方公共団体（指定管理者はできない。）※条例で定めることが必要	地方公共団体（受託者はできない）
4. 公の施設の設置者としての責任	地方公共団体	地方公共団体
(1) 利用者に損害を与えた場合	地方公共団体にも責任が生じる場合がある	地方公共団体にも責任が生じる場合がある
5. 利用料金制度	採用することができる ※条例で定める範囲内で料金設定が可能	採用することはできない

目 次

1. 指定管理者制度導入にあたっての検討の視点
2. 公の施設の設置条例の制定・改正および債務負担行為
 - (1) 公の施設の設置条例の制定・改正
 - (2) 設置条例に規定する事項
 - (3) 債務負担行為
3. 候補者の募集に係る基本的な考え方
 - (1) 候補者の募集
 - (2) 申請資格
 - (3) 申請書等
 - (4) 指定期間
 - (5) 利用料金制
4. 候補者の選定
 - (1) 指定管理者候補者選定委員会
 - (2) 選定方法
 - (3) 応募者に対するヒアリング
 - (4) 候補者の選定に係る特例措置
 - (5) 選定結果の通知・公表
 - (6) 仮協定の締結
 - (7) 指定議案
5. 指定管理者の指定後の手続き
 - (1) 指定の通知および告示
 - (2) 協定の締結
 - (3) 協定の改定
 - (4) 事前準備
6. 指定期間の満了
7. 要綱の施行期日

はじめに

公の施設の管理に民間部門の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、市民サービスの向上や行政コストの削減等を図ることを目的に、地方自治法が改正（平成15年9月2日施行）され、公の施設に係る管理主体の範囲を民間事業者等にまで広げた「指定管理者制度」が創設された。

また、函館市においては、現在第3次行財政改革を推進している中で、限られた財源を有効に活用し、質の高いサービス提供や効率的な行政運営を実現していくため「民間に委ねることができるものは民間に委ねる」ことを原則に、アウトソーシングを積極的に推進していくこととしており、指定管理者制度を活用することにより、地域の振興および活性化等へつながることが期待されることから、平成16年5月に策定した「公の施設の指定管理者制度運用指針」に基づき、平成17年1月に「公の施設の指定管理者制度運用取扱要領」を策定し、全庁的に指定管理者制度の円滑な導入と統一した事務処理を行ってきたところである。

その後、平成18年4月からの指定管理者制度の本格導入に合わせ、公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「手続条例」という。）および同条例施行規則（以下「手続規則」という。）を制定し、指定手続の透明性を高め、一層の明確化を図ったところであるが、このたび、それらの規定内容等を新たに加え、包括的な指定手続を定めるため、ここに改定版を策定するものである。

1. 指定管理者制度導入にあたっての検討の視点

全ての公の施設について、下記の項目により、指定管理者制度に移行するか直営にするかを検討し、該当する施設については、指定管理者制度に移行することができるものと判断し、積極的に取り組むものとする。

なお、指定管理者制度を導入しようとする場合には、その導入する目的、効果等を明らかにし、制度導入についての市長決裁（総務部行政改革課合議）を、2の（3）に規定する「債務負担行為」の議案提出前までに得ているものとする。

- （1）法律等により、民間事業者等が行うことに明確な制約がない。
- （2）民間事業者等に行わせることにより、市民ニーズにあった開館日や開館時間の拡大など、サービスの充実や民間事業者等のノウハウの活用が期待できる。
- （3）民間事業者等に行わせることにより、行政コストの削減が期待できる。
- （4）民間事業者等が同様または類似するサービスを提供している。
- （5）施設が提供するサービスの専門性や特殊性、施設の規模等を勘案して、民間事業者等も行うことができる。
- （6）利用料金制を導入することにより、収益が期待できる施設である。

2. 公の施設の設置条例の制定・改正および債務負担行為

(1) 公の施設の設置条例の制定・改正

指定管理者候補者（以下「候補者」という。）を公募，選定し，指定管理者の指定に係る議案（以下「指定議案」という。）を提出するため，遅くとも募集を開始する前の議会において，公の施設の設置条例（以下「設置条例」という。）の制定または改正を行うこととする。

現在，指定管理者制度を導入している施設について，次の指定管理者を募集する際に，次号に規定する事項（規則で定める供用時間等を含む。）を変更する場合も同様とする。

また，指定管理者の管理等の内容については，必要に応じ，設置条例の施行規則においても規定するものとする。

(2) 設置条例に規定する事項

設置条例に規定する事項は，次のとおりとする。

- ① 指定管理者に施設の管理を行わせる旨の規定
- ② 指定管理者が行う業務の範囲（施設の管理，使用許可など）
- ③ 管理の基準（利用の制限に関する事項などを含む，住民が公の施設を利用するにあたっての基本的条件）
- ④ 利用料金制を導入する場合は利用料金に関する事項
- ⑤ その他，適正な施設の管理を行ううえで必要な事項

(3) 債務負担行為

候補者を選定する際に，指定期間に関わらず，指定管理者の指定により管理費用の支払義務が生じる場合は，債務負担行為の議決が必要である。

公募する際には，応募者が提案する委託料についても選定の基準となり，その場合，委託料の判断基準を予算措置と考えることから，債務負担行為は公募の実施前，すなわち設置条例の改正と同じ時期に議決を得ていることとする。

また，公募せずに特定の団体を選定する場合（以下「特例措置」という。）についても同様に，債務負担行為は選定委員会に諮る前，すなわち設置条例の改正と同じ時期に債務負担行為の議決を得ていることとする。

3. 候補者の募集に係る基本的な考え方

(1) 候補者の募集【手続条例第2条第1項，手続規則第2条関係】

- ① 候補者の募集については，原則として公募とする。
- ② 施設の管理とあわせ，その施設において市の施策に関連する事業の代行や自主事業を展開させることが望ましい施設については，特別の条件を付し，募集できるものとする。
- ③ 原則として一施設ごとに行うこととするが，施設の効率的な管理や効果的な活用により，市民サービスの向上が図られると認められる場合は，複数の施設を一の指定管理者に

- 一括し、募集することができるものとする。
- ④ 候補者の募集は、次に掲げる方法のうち、2以上の方法により行うものとする。
- ア 広報紙に掲載する方法
 - イ インターネットを利用して閲覧に供する方法
 - ウ 市長等が定める場所において応募要領を配布する方法
 - エ 新聞等に掲載する方法
 - オ これらのほか、市長等が適当と認める方法

- ⑤ 応募要領には、次に掲げる事項を明示するものとする。
- ア 施設の概要
 - イ 申請の資格
 - ウ 申請の期間
 - エ 申請書に添付する書類
 - オ 選定の方法および基準
 - カ 管理の基準
 - キ 管理の業務の範囲および具体的内容

※ 管理の業務の範囲は、設置条例に規定したものとなるが、その具体的内容も明示し、応募者が管理業務の計画書や管理に係る収支計画書などを作成するのに十分な情報を提供すること。

- ク 管理を行わせる期間
 - ケ その他市長等が必要と認める事項
(例) 利用料金制に関する事項
 - ・利用料金制の採用の有無
 - ・利用料金の額に関する事項
 - ・指定管理者が本市の承認を受けて利用料金を定めるときの本市との事前協議の方法等に関する事項
- ⑥ 募集に係る庶務は、公募を行う施設を所管する部局において処理する。

(2) 申請資格【手続条例第2条第2項、第4条、手続規則第3条関係】

- ① 申請資格を定める場合は、不当に応募者を限定することにならないように施設の性質や目的に応じた必要最小限の内容とする。
- ② 具体的な申請資格として、次のとおりとする。
- ア 団体であること
 - (ア) 法人格の有無は問わない
- ※ 複数の団体により構成されたグループで申請することもできることとし、グループで申請を行う場合は、グループの代表となる団体を定め、代表団体が申請する。
また、グループの代表団体および構成団体の変更は原則認めない。
- (イ) 施設の性格、規模、機能等を考慮し、施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことが必要であると認める

ときは、当該団体の事務所の所在地に関し制限を付すことができるものとする。

事務所の所在地に制限を付す施設の考え方は、

- ・住民活動など各種活動の拠点施設として、地域に精通した団体による運営が望ましい施設であること
- ・施設を活用した各種事業の展開や施設利用者への対応などから、地域に精通した団体による運営が望ましい施設であること
- ・コミュニティ意識の醸成や住民活動の促進等の観点から、住民活力を生かしながら運営を図ることが望ましい施設であること

など、効率性や市民サービス等の観点から、管理を地域に担わせることが望ましいかどうかを、施設ごとに判断することとする。

なお、事務所の所在地に制限を付す場合の優先順位の考え方としては、

- ・函館市内に主たる事務所を有する団体
- ・北海道内に主たる事務所を有し、函館市内に支店または営業所等の事務所を有する団体
- ・函館市内に支店または営業所等の事務所を有する団体

とする。

※「事務所」

一般的には、団体の事業活動の中心である一定の場所をいい、団体の代表権、少なくとも、ある範囲内の独立の決定権を有する責任者の所在する場所であり、かつ、その場所で継続的に業務が行われていることを必要とする。

※「主たる事務所」

事務所のうち、団体の活動や事務運営の中心をなす事務所をいい、法人の場合、本市においては、本社または本店をいうものとする。

(ウ) 当該施設を管理するうえで必要な資格を有していること

イ 団体およびその代表者（(キ)においては役員を含む。）が、次のいずれにも該当しないこと（様式例1）

(ア) 法律行為を行う能力を有しない者

(イ) 破産者で復権を得ない者

(ウ) 地方自治法施行令第167条の4第2項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により、市における競争入札への参加を制限されている者

(一般競争入札の参加者の資格)

第167の4

2 普通地方公共団体は、次の各号の一に該当すると認められる者をその事実があった後二年間一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた日から5年を経過しない者、または、指定管理者に指定することができなくなり、もしくは著しく不相当と認められる事情により、指定管理者の候補者の取消しを受けた日から5年を経過しない者

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2

11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

※「指定管理者に指定することができなくなり、もしくは著しく不相当と認められる事情」

- ・被選定者が倒産、または解散したとき
- ・被選定者が提出した書類の内容に虚偽があることが判明したときなど

(オ) 次に掲げる者が無限責任社員、取締役、執行役、監査役、理事もしくはこれらに準ずる者、支配人または清算人である団体（①および②に掲げる者にあつては、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人を除く。）であつて、指定管理者として指定することにより、市における指定管理者の業務が当該団体の業務の主要部分を占めることとなる者

- ① 議会の議員
- ② 市長および副市長
- ③ 法第180条の5の規定により市に設置されている委員会の委員および委員

※「これらに準ずる者」

法人の無限責任社員，取締役，執行役，監査役もしくは理事と同等程度の執行力と責任とを当該法人に対して有する者をいう。

「公益社団・財団法人」，「一般社団・財団法人」における評議員会の評議員は，これにあたる。

第92条の2 普通地方公共団体の議会の議員は，当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員，取締役，執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者，支配人及び清算人たることができない。

第142条 普通地方公共団体の長は，当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人（当該普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものを除く。）の無限責任社員，取締役，執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者，支配人及び清算人たることができない。

第166条 副知事及び副市長は，検察官，警察官若しくは収税官吏又は普通地方公共団体における公安委員会の委員と兼ねることができない。

2 第141条，第142条及び第159の規定は，副知事及び副市長にこれを準用する。

第180条の5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。

- 一 教育委員会
- 二 選挙管理委員会
- 三 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会
- 四 監査委員

2 前項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより都道府県に置かなければならない委員会は、左の通りである。

- 一 公安委員会
- 二 地方労働委員会
- 三 収用委員会
- 四 海区漁業調整委員会
- 五 内水面漁場管理委員会

3 第一項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。

- 一 農業委員会
- 二 固定資産評価審査委員会

(略)

6 普通地方公共団体の委員会の委員又は委員は、当該普通地方公共団体に対しその職務に関し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人（当該普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものを除く。）の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

(カ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団およびその利益となる活動を行う者

(キ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員

※ 法人の場合は、法人の非常勤役員を含む役員ならびに支配人および営業所の代表者を含み、その他の団体の場合は、団体の代表者・理事等法人の場合と同様の責任を有する者。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抄）

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

2 暴力団その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

6 暴力団員暴力団の構成員をいう。

③ 複数申請の禁止

一施設に対し、同一団体が複数の申請をすることはできないものとする。

また、単独で申請した団体が他のグループの構成団体として当該施設の指定管理者に申請することおよびグループとして申請した構成団体が単独で、または他のグループの構成団体として当該施設の指定管理者に申請することはできないものとする。

なお、この場合のグループとは、指定管理者となることを目的に構成された団体とする。

④ 申請期間

申請期間は、公募の開始の日から起算して50日間とする。ただし、市長が必要と認める場合（申請の際に提出する書類の作成上必要があると認められる場合または50日間を確保することが困難な場合など）は、これよりも延長しまたは短縮することができるものとする。

（3）申請書等【手続条例第3条、手続規則第4条関係】

申請書（規則別記様式）に次の書類を添えて提出させる。

また、応募者に対する説明会等については、当該応募者の中で不公平を招かないよう所管部局において適宜対応することとする。

① 申請の資格を有していることを証する書類

② 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

③ 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書（地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体にあつては、同条第12項の証明書）

④ 事業計画書、施設の管理に係る収支計画書（評価基準の評価項目に該当する内容を提出させること）

※ なお、収入および支出額については、消費税込みの金額で計上し、支出については、申告納税する消費税額を「消費税」として計上させる。また、消費税の免税および簡易課税の対象事業者はその旨を記載させる。

ア 事業計画書の内容の例

- ・施設の管理に係る基本方針
- ・指定期間内の年度ごとの業務計画書
- ・業務の具体的実施要領

- ・ 人員体制
- イ 収支計画書の提出方法
 - ・ 指定期間内の年度ごとおよび合計の収支計画書
- ⑤ この申請をする日の属する事業年度の収支予算書および事業計画書ならびに前事業年度の収支計算書および事業報告書
- ⑥ 営利を目的とする法人にあっては、この申請をする日の属する事業年度の収支予算書および事業計画書ならびに直前3年の各事業年度の収支決算書および事業報告書ならびに法人市民税の納税を証する書類

なお、⑤および⑥において、それらの書類がなく、新たに作成することができない特別の事情等がある場合は、団体の経営状況を説明する書類がない旨およびその理由を記載した申立書を提出させる。
- ⑦ その他市長等が必要と認める書類

(4) 指定期間

指定期間については、原則として管理業務を開始する日から起算して5年とする。ただし、施設の設置目的や性格等を考慮し、これにより難い施設については、この限りでない。

- ① 特例措置により公募せずに特定の団体を選定する施設3年間
- ② 上記以外で特別な要素を勘案する必要のある施設相当の期間

(5) 利用料金制

利用料金制については、利用料金が指定管理者の収入となることにより、当該施設の経営に直接反映できるため、指定管理者の創意工夫の余地が広がるとともに、コスト面の効率化やサービスの向上につながるなど、自主的な経営努力を発揮しやすくし、また、地方公共団体および指定管理者の会計事務の効率化を図るなどの効果が期待できるため、施設の設置目的や現在の管理状況などを考慮しながら、施設ごとに、利用料金制の導入について検討するものとする。

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2

- 8 普通地方公共団体は、相当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

なお、利用料金制を導入する場合は、利用料金の設定について、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が市の承認を受け、設定するものとする。

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

また、施設の利用にあたって収納した前納の利用料金については、利用する日に当該施設を管理している指定管理者の収入とし、指定管理期間終了の年度において、次期指定管理期間の利用に係る利用料金を収受した場合は、その分を新たな指定管理者へ引き継ぐものとする。

4. 候補者の選定

(1) 指定管理者候補者選定委員会

- ① 候補者の選定を行うため、指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。
- ② 選定委員会は、総務部長、財務部長および外部の識見を有する者をもって組織する。
- ③ 指定管理者を指定しようとする公の施設を所管する部局は、申請団体から提出された書類を精査し、必要事項を十分に整理したのち、選定委員会に諮ることを申し出るものとする。
- ④ 選定後は、選定結果を応募者全員に通知し、選定理由を公表する。
- ⑤ 選定委員会は非公開とする。
- ⑥ 選定委員会の庶務は、総務部行政改革課において処理する。

(2) 選定方法【手続条例第5条関係】

選定委員会は、申請資格を有する応募者の中から、別に定める評価基準（P23参照）に基づき、総合的な観点により、最も適当と認められる団体を候補者として選定することとし、その具体的方法は次のとおりとする。

- ・総合点数方式（公募により選定する場合）
評価基準の各項目について点数化し、総合点数により評価する
- ・採決方式（特例措置により選定する場合、総合点数方式による選定が困難な場合）
評価基準の各項目に基づき、当該団体が指定管理者として適当かどうかを判断する

(3) 応募者に対するヒアリング

選定委員会は、必要に応じ、応募者に対してヒアリングを実施し、提出書類の内容等について説明を受けるものとする。

(4) 候補者の選定に係る特例措置【手続条例第6条関係】

次のいずれかに該当するときは、特例措置により候補者を選定することができるものとする。ただし、②、③および④の場合については、特例措置のほか、あらたに公募するか、または市が直接管理するかについても判断するものとする。

なお、特例措置により選定しようとする場合には、更新の場合においても、特例措置により選定することについての市長決裁（総務部行政改革課合議）を2の（3）に規定する「債務負担行為」の議案提出前までに得ているものとする。

また、市の施策と密接に関連する事務事業を実施している市の出資団体等を市の政策推進上の観点等から特例措置により指定している施設であっても、競争原理の導入による管理運営のさらなる効率化やサービス向上のほか、民間事業者の受注機会の拡大等の観点から公募化の可能性について常に検討を行うものとする。

① 施設の設置目的、性格、規模等から特に必要があると認められるとき

※「特に必要があると認められるとき」

- ・施設設置時の経緯などから特定の者を指定する必要がある施設
- ・地縁による団体（地方自治法第260条の2第1項）や、それらの連合体など、地域の住民グループ等に管理を行わせることが、施設の設置目的等に照らして効果的・効率的と考えられる施設
- ・PFI法の適用を受けて実施する事業等で、長期契約を前提とした事業方式等により公の施設を設置し、設置後一定の期間、管理を行う者が限定されている施設
- ・施設の管理運営やサービスの提供に関し、専門性や特殊性を有するため、管理を行う者が限定される施設、または特定の者を指定する必要がある施設（「業務内容を熟知しており信頼度が高いこと」「当該業務に精通していること」「実績のある者が他にないこと」「実績が豊富であること」等のみをもって適用できない。）
- ・当該施設の廃止や経営形態の変更が予定または検討されている施設
- ・市の政策推進上の観点、または経済合理性、その他特段の事由により、特定の者を指定する必要がある施設

② 指定の申請がなかったとき、または選定委員会による審査の結果、候補者として選定することができなかつたとき

③ 候補者を指定管理者として指定することができなくなり、または著しく不相当と認められる事情が生じたとき

ア 公募で選定した場合は、既に応募があった団体の中から総合得点の高い順から優先的に選定するものとする。

イ 特例措置で選定した場合は、あらためて適当と認める団体を選定する。

ウ 再度の選定を行うとき、または直接管理とするときは、指定をしないこととした被選定者および既に応募があった団体に対し、その旨を通知するものとする。

※「指定管理者として指定することができなくなり、または著しく不相当と認められる事情」

- ・被選定者が倒産、または解散したとき
 - ・被選定者が提出した書類の内容に虚偽があることが判明したときなど
- ④ 指定管理者が法第244条の2第11項の規定により、その指定を取り消されたとき
- ア 公募で選定した場合は、既に応募があった団体の中から総合得点の高い順から優先的に選定するものとする。
 - イ 特例措置で選定した場合は、あらためて適当と認める団体を選定する。
 - ウ 再度の選定を行うとき、または直接管理とするときは、指定を取り消した被選定者および既に応募があった団体に対し、その旨を通知するものとする。

(5) 選定結果の通知・公表

選定を行ったときは、速やかにその結果を全ての応募者に通知するとともに、選定理由を公表する。(様式例2-1および2-2)

(6) 仮協定の締結

候補者の選定後、指定の議案発送前に候補者と仮協定を締結するものとし、議会の議決をもって、当該仮協定書を本協定の協定書とする。(様式例3)

(7) 指定議案【手続条例第7条第1項関係】

① 指定議案の提出時期

指定議案は、指定管理者が施設の管理業務を開始する前に、議決を得る必要がある。

なお、施設の供用開始日前に、準備行為として事前の準備を指定管理者に行わせるときは、指定管理者が準備行為を開始する前に、指定の議決を得る必要がある。

② 指定議案の記載内容

指定議案の内容は、次のとおりとする。(様式例4-1または4-2)

ア 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称および位置

イ 指定管理者となるべき団体の住所、名称および代表者の氏名

ウ 指定期間

③ 指定議案の提出方法

一施設につき、一議案とする。

ただし、複数の施設を一の指定管理者に一括して行わせる場合は、それを一議案とする。

5. 指定管理者の指定後の手続き

(1) 指定の通知および告示【手続条例第7条第2項、第3項関係】

指定の議決を得たときは、指定管理者を指定し、その旨を指定管理者に通知(様式例5)するとともに、函館市公告式条例により告示することとする。(様式例6)

なお、指定の告示の内容について改定したときは、指定の議決を要する場合を除き、変更の告示は要しないものとする。

(2) 協定の締結【手続条例第8条、手続規則第5条関係】

管理に係る細目的事項や本市が支払うべき管理費用の額等を定めるため、指定管理者と協定を締結することとし、協定で定める事項は、次のとおりとする。

なお、PFI法の適用を受けて実施した事業等であって、これに基づき作成された契約は協定とみなすことができるものとする。

① 管理の業務の内容に関する事項

被選定者が提出した管理業務の計画書に記載されたもの（指定期間、管理業務の内容など）

② 市が支払うべき管理費用に関する事項

ア 管理費用の年度ごとの額

イ 管理費用の支払時期および支払方法

ウ 管理費用の額等の変更方法

エ その他必要と認めるもの

③ 管理の業務を行うにあたって保有する個人情報の保護に関する事項

（函館市個人情報保護条例第20条の2第1項および第3項）

また、管理業務の処理にあたり、個人情報の保護の取扱いについては、次に掲げる事項を規定する。

ア 秘密の保持

イ 目的外利用等の禁止

ウ 複写および複製の禁止

エ 資料等の返還等

オ 事故の報告

カ 立入検査等

函館市個人情報保護条例（抄）

（指定管理者の責務）

第20条の2 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、自己が行う同法第244条第1項に規定する公の施設に係る管理業務の範囲内で、個人情報の保護について実施機関と同様の義務を負うものとする。

3 第1項の管理業務に従事している者または従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならない。

④ モニタリングに関する事項

別に定める「指定管理者制度におけるモニタリングに関する指針」に基づき以下のとおり実施するものとする。

ア 各種報告書によるモニタリング

(ア) 指定管理者は、事業報告書、定期報告書、業務日報などにより、日常的、定期的に行う業務の状況を記録することにより、施設の管理運営状況、経営状況等を把握するとともに、自己評価し、課題の迅速な改善に努めるものとする。

(イ) 市は、事業計画書、協定書および管理業務処理要領等に基づき、指定管理者が適正な管理運営を行っているかについて、事業報告書、定期報告書、業務日報などの各種報告書により、その内容を確認する。

イ 実地調査によるモニタリング

市は、事業報告書および定期報告書等の書類による確認とともに、定期的に実地調査を行い、現地での業務遂行状況について確認を行うものとする。

また、実地調査の実施によって、指定管理者の自己申告情報である事業報告書の信頼性の確保を図る。

ウ 利用者アンケートの実施

利用者の意見や要望を把握するため、当該施設において提供されるサービスに関する利用者アンケートを実施する。なお、施設の性格や設置目的等により実施することが、困難な場合は施設所管課と協議の上、省略することができる。

エ 管理運営状況の評価

(ア) 指定管理者は、毎年度終了後に事業報告書の作成と同時に自己評価を行い、市に提出するものとする。

(イ) 市は、指定管理者から提出された事業報告書および自己評価に基づき、指定管理者に対する実績評価を行い指定管理者に通知する。

オ 評価の公表

指定管理者が行う管理業務の透明性向上や施設設置者としての説明責任を果たすため、業務の内容や実績評価等について毎年度6月末までに施設所管部局においてホームページで公表する。

⑤ 関係法令等の遵守に関する事項

管理業務を遂行する上で、手続条例、手続規則や設置条例、同条例施行規則のほか、特に以下の法令の遵守に留意するものとする。

なお、このほか、関係法令等がある場合は、当該法令等についても遵守するものとする。

ア 地方自治法244条第2項および第3項

(公の施設)

第244条

2 普通地方公共団体（次条第3項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

イ 函館市情報公開条例第27条の2第1項および第2項

函館市情報公開条例（抄）

（指定管理者の情報公開）

第27条の2 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、その保有する文書のうち自己が管理を行う同法244条第1項に規定する公の施設に関する文書の公開に努めるものとする。

2 実施機関は、前項の公の施設に関する文書について公開請求があった場合において、当該文書を実施機関が保有していないときは、当該指定管理者に対して当該文書を実施機関に提出するよう求めるものとする。

⑥ 管理上発生する責任分担に関する事項

市と指定管理者の管理業務に関する責任の分担については、リスクマネジメントの観点のもとより、施設の性格や規模等から適切に設定する必要がある。

このうち、物価の変動によるリスク分担については、原則として指定管理者の負担とするが、指定管理者の収支計画に多大な影響を与える可能性がある物価の変動については、施設の特性を踏まえつつ、市民サービスの低下にならないよう、実態を踏まえ指定管理者と協議のうえ、総合的に判断するものとする。

（この場合において、所管部局は必要に応じて総務部行政改革課および財務部財政課との協議が必要）

⑦ 事故発生時の報告等に関する事項

⑧ 管理業務の委託の禁止等に関する事項

管理業務を一括して第三者に委託し、または請負わせてはならないが、業務の一部について、あらかじめ書面により市が承諾した場合はこの限りではない。

⑨ 指定の取消し等に関する事項

施設の所管部局においては、指定管理者の指定を取り消す場合は、当該事由の重大性、当該事由が発生した原因（正当事由の有無）、処分を行った場合の当該施設の運営と市民に対する影響の大きさ、他の指定管理者に対する措置との公平性等の観点から、次の内容を検討し、公平・適切な処分を行う。

（ア）処分の実施の判断

（イ）処分の程度（指定取消し、業務全部停止、業務一部停止）

（ウ）処分の時期と処分後の施設の管理方法（指定管理者の指定を取り消した場合でも、処分の効力の発生時期を次の指定管理者の指定後とするなど）

※ 取消し等の事由

・地方自治法第244条の2第10項の規定による報告の要求または調査に対して、これに応じず、または虚偽の報告をし、もしくは調査を妨げたとき

- ・ 地方自治法第244条の2第10項の規定による指示に故意に従わないとき
- ・ 設置条例，設置条例の施行規則または協定に定める規定に違反したとき
- ・ 明示する申請資格を失ったとき
- ・ 申請の際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき
- ・ 団体の経営状況の悪化等により管理業務を行うことが不可能または著しく困難になったとき
- ・ 組織的な非違行為が行われていた場合など，当該指定管理者に管理業務を行わせておくことが，社会通念上著しく不適当と判断されるとき
- ・ 管理業務が行われないときなど

(公の施設の設置，管理及び廃止)

第244条の2

11 普通地方公共団体は，指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは，その指定を取り消し，又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

⑩ 損害賠償に関する事項

⑪ 利用料金に関する事項（利用料金制を導入する場合）

ア 利用料金の額に関する事項

イ 指定管理者が本市の承認を受けて利用料金を定めるときの本市との事前協議の方法等に関する事項

ウ その他必要と認める事項

⑫ その他必要と認める事項

(3) 協定の改定

協定で定めた事項については，次に掲げる特別の事情がある場合に限り，指定管理者と協議し，協定を改定することができる。

※「特別の事情がある場合」

- ・ 委託料の額が変更になった場合
- ・ 利用料金に関し，設置条例の規定を改正する場合
- ・ 開館時間，休館日等の管理の基準に関し，設置条例の規定を改正する場合
- ・ 施設の一部を新設し，または廃止する場合
- ・ その他管理を行ううえで重大な変更があった場合など

(4) 事前準備

指定管理者は，自己の責任と負担により，業務を円滑に行えるよう指定期間の開始日前に準備を行い，市または前指定管理者から必要な引き継ぎを受けるものとする。

6. 指定期間の満了

指定期間が満了し、引き続き指定管理者に施設の管理を行わせる場合は、あらためて、公募等により指定の手続を実施する。

この場合、指定期間が満了する前に、指定期間満了後の指定管理者に係る指定の議決を得ておく必要がある。

7. 要綱の施行期日

この要綱は、平成17年1月25日から施行する。

この要綱は、平成18年6月28日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

この要綱は、平成24年11月5日から施行する。

この要綱は、平成25年3月19日から施行する。

この要綱は、平成26年1月27日から施行する。

この要綱は、平成26年5月9日から施行する。

この要綱は、平成27年1月26日から施行する。

この要綱は、平成27年3月6日から施行する。

指定管理者制度運用取扱要綱の改定経過

■平成18年6月28日 改定

- (1) 申請資格の変更（複数申請の禁止を詳細に定義，事務所の所在地に制限を付す考え方，応募者から暴力団等の排除）
- (2) 指定期間の変更
- (3) 選定委員会の委員変更（外部委員の追加）
- (4) 仮協定書の様式，指定議案の様式の追加
- (5) その他（告示の手続，評価基準に「視点の例」を追記）

■平成19年4月1日 改定

- (1) 助役制度の見直し・収入役制度廃止に伴う規定の整備

■平成19年5月16日 改定

- (1) 選定委員会の委員構成の変更（外部委員の増員）

■平成20年4月1日 改定

- (1) 公の施設の設置条例の改正時期の変更
- (2) 評価基準の変更

■平成21年1月13日 改定

- (1) 指定期間の変更（平成22年度更新・新規施設から適用）

■平成21年5月1日 改定

- (1) モニタリング指針策定に伴う規定の整備

■平成21年7月1日 改定

- (1) 選定委員会の委員構成の変更（外部委員の増員）

■平成24年11月5日 改定

- (1) 債務負担行為の議決要件の変更
- (2) 申請期間の変更
- (3) 収支計画書に係る消費税の記載方法の統一
- (4) 仮協定の締結時期の明確化

■平成25年3月19日 改定

- (1) 新公益法人制度の施行に伴い，指定管理者の申請資格に係る新たな注釈の付記

- 平成26年1月27日 改定
 - (1) 利用料金制に係る規定の追加
 - (2) 指定管理者の事前準備行為に係る規定の追加
 - (3) 選定委員会の運用規定の変更

- 平成26年5月9日 改定
 - (1) 評価基準の見直し（配点の見直し、「従業員の給与水準」に係る評価の視点の追加）

- 平成27年1月26日 改定
 - (1) 議案提出予定案件資料の様式例の追加

- 平成27年3月6日 改定
 - (1) 指定管理者制度導入等の決裁手続に係る規定の追加
 - (2) 候補者の選定に係る特例措置の規定の変更
 - (3) 事前準備に係る別途契約の規定の削除
 - (4) 事務管理上発生する責任分担について規定の追加

（公の施設）

第244条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第3項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないときと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

総行行第87号
平成15年7月17日

各都道府県知事殿

総務省自治行政局長

地方自治法の一部を改正する法律の公布について（通知）

地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号。以下「改正法」という）は、平成15年6月6日に成立し、同月13日に公布されました。

今回の地方自治法の一部改正は、地方公共団体の内部組織に関する規定を見直すとともに、公の施設の管理について指定管理者制度を導入し、その適正かつ効率的な運営を図ることを目的としたものです。

指定管理者制度の導入に伴い、この法律の施行の際現に改正前の地方自治法（以下「旧法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき管理の委託を行っている公の施設については、この法律の施行後3年以内に当該公の施設の管理に関する条例を改正する必要がある、その際、公の施設の管理状況全般について点検し、指定管理者制度を積極的に活用されるようお願いいたします。

また、指定管理者制度と地方独立行政法人制度との関係等については、「地方独立行政法人法及び地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の公布について（通知）」（平成15年7月17日付け総行行第86号、総行公第39号、総財公第61号、総財務第71号、15文科高第275号総務省自治行政局長・総務省自治財政局長・文部科学省高等教育局長通知）を参照してください。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、地方公共団体の内部組織に関する規定及び公の施設の指定管理者制度の適正な運用に十分配慮されるとともに、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知願います。

なお、施行に当たって留意すべき事項については、政令、省令等と併せ後日お示しします。

記

第1 地方公共団体の内部組織に関する事項（略）

第2 公の施設の管理に関する事項

今般の改正は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするものであり、下記の点に留意の上、公の施設の適正な管理に努められたいこと。

1 指定管理者に関する事項

(1) 今般の改正により導入される指定管理者制度は、地方公共団体が指定する法人その他の

団体に公の施設の管理を行わせようとする制度であり、その対象は民間事業者等が幅広く含まれるものであること。（第244条53の2第3項関係）

- (2) 地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、指定管理者に使用許可を行わせることができるものであるが、使用料の強制徴収（第231条の3）、不服申立てに対する決定（第244条の4）、行政財産の目的外使用許可（第238条の4第4項）等法令により地方公共団体の長のみが行うことができる権限については、これらを指定管理者に行わせることはできないものであること。（第244条の2第3項関係）
- (3) 指定に当たって議決すべき事項は、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定の期間等であること。（第244条の2第6項関係）

2 条例で規定すべき事項

- (1) 指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項は条例で定めることとされており、その具体的な内容は以下のとおりであること。（第244条の2第4項関係）
 - ①「指定の手続」としては、申請の方法や選定基準等を定めるものであること。

なお、指定の申請に当たっては、複数の申請者に事業計画書を提出させることとし、選定する際の基準としては例えば次のような事項を定めておく方法が望ましいものであること。

 - ア 住民の平等利用が確保されること。
 - イ 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
 - ウ 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること。
 - ②「管理の基準」としては、住民が当該公の施設を利用するに当たっての基本的な条件（休館日、開館時間、使用制限の要件等）のほか、管理を通じて取得した個人に関する情報の取扱いなど当該公の施設の適正な管理の観点から必要不可欠である業務運営の基本的事項を定めるものであること。
 - ③「業務の範囲」としては、指定管理者が行う管理の業務について、その具体的範囲を規定するものであり、使用の許可まで含めるかどうかを含め、施設の維持管理等の範囲を各施設の目的や態様等に応じて設定するものであること。
- (2) 旧法第244条の2第4項及び第5項と同様、指定管理者制度においても、利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができるとし、当該利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとしていること。（第244条の2第8項及び第9項関係）
- (3) 指定管理者に支出する委託費の額等、細目的事項については、地方公共団体と指定管理者の間の協議により定めることとし、別途両者の間で協定等を締結することが適当であること。

3 適正な管理の確保等に関する事項

- (1) 「事業報告書」においては、管理業務の実施状況や利用状況、料金収入の実績や管理経費等の収支状況等、指定管理者による管理の実態を把握するために必要な事項が記載されるものであること。(第244条の2第7項関係)
- (2) 清掃、警備といった個々の具体的業務を指定管理者から第三者へ委託することは差し支えないが、法律の規定に基づいて指定管理者を指定することとした今回の制度の趣旨にかんがみれば、管理に係る業務を一括してさらに第三者へ委託することはできないものであること。
- (3) 指定管理者が管理を通じて取得した個人情報については、その取扱いについて十分留意し、「管理の基準」として必要な事項を定めるほか、個人情報保護条例において個人情報の保護に関して必要な事項を指定管理者との間で締結する協定に盛り込むことを規定する等、必要な措置を講ずべきものであること。また、指定管理者の選定の際に情報管理体制のチェックを行うこと等により、個人情報が適切に保護されるよう配慮されたいこと。

その際、「地方公共団体における個人情報保護対策について」(平成15年6月16日付け総行第91号総務省政策統括官通知)の内容を十分に踏まえて対応されたいこと。

4 その他

道路法、河川法、学校教育法等個別の法律において公の施設の管理主体が限定される場合には、指定管理者制度を採ることができないものであること。

第3 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。(改正法附則第1条関係)
- 2 指定管理者制度の導入に伴い、この法律の施行の際現に旧法第244条の2第3項の規定に基づき管理の委託を行っている公の施設については、この法律の施行後3年以内に当該公の施設の管理に関する条例を改正し、改正後の地方自治法第244条の2の規定による指定等を行う必要があるものであること。(改正法附則第2条関係)

函館市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条第1項に規定する公の施設（以下「施設」という。）に係る指定管理者（法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募)

第2条 市長、公営企業管理者または教育委員会（以下「市長等」という。）は、指定管理者に施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示して、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体を公募するものとする。

- (1) 施設の概要
- (2) 申請の資格
- (3) 申請の期間
- (4) 申請書に添付する書類
- (5) 選定の方法および基準
- (6) 管理の基準
- (7) 管理の業務の範囲および具体的内容
- (8) 管理を行わせる期間
- (9) その他市長等が必要と認める事項

2 市長等は、施設の性格、規模、機能等を考慮し、施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことが必要であると認めるときは、当該団体の事務所の所在地に関し制限を付すことができる。

(申請)

第3条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、市長等が定める申請書に次に掲げる書面を添えて、申請の期間内に市長等に申請しなければならない。

- (1) 申請の資格を有していることを証する書類
- (2) 管理の業務の計画書（以下「事業計画書」という。）
- (3) 管理に係る収支計画書
- (4) 当該団体の経営状況を説明する書類
- (5) その他市長等が定める書類

(指定管理者となることができない団体)

第4条 次に掲げる者が無限責任社員、取締役、執行役、監査役、理事もしくはこれらに準ずる者、支配人または清算人である団体（第2号および第3号に掲げる者にあつては、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人を除く。）であつて、指定管理者として指定することにより、市における指定管理者の業務が当該団体の業務の主要部分を占めることとなるものは、指定管理者となることができない。

- (1) 議会の議員
- (2) 市長および副市長
- (3) 法第180条の5の規定により市に設置されている委員会の委員および委員
(候補者の選定)

第5条 市長等は、第3条の規定による申請があったときは、次に掲げる選定の基準に照らして総合的に審査し、最も適当であると認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、市民の平等な利用が確保されるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力および人的能力を有していること。
- (4) その他市長等が施設の設置目的を達成するために必要があると認めるものとして別に定める基準
(選定の特例)

第6条 市長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、第2条第1項の規定にかかわらず、適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定することができる。

- (1) 施設の設置目的、性格、規模等から特に必要があると認められるとき。
- (2) 第3条の規定による申請がなかったとき、または前条の審査の結果、指定管理者の候補者として選定することができなかつたとき。
- (3) 指定管理者の候補者を指定管理者として指定することができなくなり、または著しく不適当と認められる事情が生じたとき。
- (4) 指定管理者が法第244条の2第11項の規定により、その指定を取り消されたとき。

2 市長等は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定しようとするときは、当該団体に対し、第3条に規定する書類の提出を求め、前条各号に掲げる選定の基準により審査するものとする。

(指定管理者の指定等)

第7条 市長等は、第5条または前条の規定により選定した団体を、法第244条の2第6項の規定による議会の議決を経て、指定管理者に指定するものとする。

2 市長等は、指定管理者の指定をしたときは、速やかに、当該団体に通知しなければならない。

3 市長等は、指定管理者の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。その指定を取り消したときも、同様とする。

(協定の締結)

第8条 前条第1項の規定により指定された指定管理者は、市長等と次に掲げる事項について施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

- (1) 管理の業務の内容に関する事項
- (2) 市が支払うべき管理費用に関する事項
- (3) 管理の業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (4) その他市長等が必要と認める事項

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長等が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年3月22日条例第4号抄)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

函館市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例
施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、函館市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年函館市条例第45号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募の方法)

第2条 条例第2条第1項の規定による公募は、次に掲げる方法のうち、2以上の方法により行うものとする。

- (1) 広報紙に掲載する方法
- (2) インターネットを利用して閲覧に供する方法
- (3) 市長が定める場所において応募要領を配布する方法
- (4) 新聞等に掲載する方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める方法

(申請の資格等)

第3条 条例第2条第1項第2号の申請の資格は、当該団体およびその代表者が次の各号のいずれにも該当しないものであることとする。

- (1) 法律行為を行う能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により、市における競争入札への参加を制限されている者
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定による指定の取消しを受けた日から5年を経過しない者
- (5) 指定管理者に指定することができなくなり、または著しく不相当と認められる事情により指定管理者の候補者の取消しを受けた日から5年を経過しない者

2 市長は、前項に定めるもののほか、施設の管理に当たって必要と認める場合は、当該施設についての申請の資格を定めるものとする。

3 条例第2条第1項第3号の申請の期間は、公募の開始の日から起算して50日間とする。ただし、市長が必要と認める場合は、延長し、または短縮することができる。

(指定申請書等)

第4条 条例第3条の申請書は、別記様式によらなければならない。

2 条例第3条第5号の市長が定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (2) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書（地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体にあつては、同条第12項の証明書）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(協定の締結事項)

第5条 条例第8条第4号の市長が必要と認める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業報告に関する事項
- (2) 関係法令等の遵守に関する事項
- (3) 管理上発生する責任分担に関する事項
- (4) 事故発生時の報告等に関する事項
- (5) 管理業務の委託の禁止等に関する事項
- (6) 指定の取消し等に関する事項
- (7) 損害賠償に関する事項
- (8) 利用料金に関する事項
- (9) その他市長が必要と認める事項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年11月5日規則第88号)

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式（第4条関係）

函館市指定管理者指定申請書

年 月 日

函館市長 様

所在地または代表者の住所
申請者 名称
代表者の氏名 印
電話 — —

（公の施設の名称）の指定管理者の指定を受けたいので申請します。

添付書類

- 1 申請の資格を有していることを証する書類
- 2 定款，寄附行為，規約その他これらに類する書類
- 3 法人にあつては，当該法人の登記事項証明書（地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体にあつては，同条第12項の証明書）
- 4 事業計画書
- 5 施設の管理に係る収支計画書
- 6 この申請をする日の属する事業年度の収支予算書および事業計画書ならびに前事業年度の収支計算書および事業報告書
- 7 営利を目的とする法人にあつては，この申請をする日の属する事業年度の収支予算書および事業計画書ならびに直前3年の各事業年度の収支決算書および事業報告書ならびに法人市民税の納税を証する書類
- 8 その他市長が必要と認める書類

函館市指定管理者候補者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市における指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者。以下同じ。）の候補者の選定について、公平かつ適正に実施するため、函館市指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 選定委員会は、指定管理者を指定しようとする公の施設を所管する部局長（以下「所管部局長」という。）からの申出により、事業計画書その他の書類を審査し、その公の施設の条例の目的を達成するために最も適切な管理を行うことができると認める団体を指定管理者として選定する。

(組織)

第3条 選定委員会は委員長、副委員長および委員をもって組織する。

2 委員長は外部の識見を有する者（以下「外部委員」という。）のうち委員の互選により1人を定め、副委員長は総務部長をもって充て、委員は財務部長および外部委員（委員長に定められた者を除く。）をもって充てる。

3 外部委員は5人以内とし、その任期は、2年以内とする。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 外部委員は、再任されることができる。

(委員長および副委員長)

第4条 委員長は、委員会を総理し、会務を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が定めた者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 選定委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議は、選定委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(庶務)

第6条 選定委員会の庶務は、総務部行政改革課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年10月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月21日から施行する。

3 指定管理者制度の全般的な監査結果

(1) 指定管理者制度の原則公募について

「指定管理者制度」創設の本旨は、公の施設に係る管理主体の範囲を民間事業者等にまで広げ、民間部門の能力やノウハウを幅広く活用し、市民サービスの向上や行政コストの削減等を図ることを目的としている。

函館市の指定管理者制度導入施設における公募施設は、詳細については後述しているところであるが、553施設（市営住宅等78施設、都市公園354施設を含む。）中、65施設11.8%（H28年4月1日現在）に過ぎない。

特例措置施設（非公募施設）については、取扱要綱4（4）候補者の選定に係る特例措置として定められ「特に必要があると認められるとき」とされている。

その条件のうち、

- ① 施設設置時の経緯などから特定の者を指定する必要がある施設
- ② 市の政策推進上の観点、又は経済合理性、その他特段の事由により、特定の者を指定する必要がある施設

について検討した。

現在、函館市が出資した一般財団、公益団体が特例措置施設の指定管理者となっている場合が多い。

それぞれの特例措置施設についての詳細は後述しているところであり、ここでは全般的な事項を述べるにとどめる。

①について、選定理由に過去の経験、過去の実績という理由が多いが、指定管理者制度が創設される以前の管理は、その団体に限られ運営されてきた経緯もあり、他の法人、団体が管理した実績はない。そのことを理由に特定措置施設とすること、更に、指定管理事業の内容では、事務管理以外の業務部分が委託事業となっているほか、独自の自主事業もない状況では、過去の状況の継続となり指定管理者制度の趣旨たる「民間部門の能力やノウハウを幅広く活用し、市民サービスの向上や行政コストの削減等を図る」から離れるところとなる。

また、①②共通ではあるが、各団体の公益性の維持、経営基盤や雇用等、市の政策、その他特段の事由などが理由とされるところであるが、各団体は目的に沿った様々な事業を推進し、市や関係団体と連携等を図り、独自の事業をはじめ、函館市からの受託事業、事業補助があるほか、団体運営費補助が支出されている場合もある。

また、一部の特例措置施設においては、施設の管理代行に係る業務のほか、事業に要する費用を含めた指定管理委託料の算定が協議されていることが多いが、業務内容や積算根拠の妥当性を明確にするとともに透明性を確保し、適正に指定管理委託料を積算しなければ、指定管理者制度の創設趣旨、原則公募による制度の根幹が揺らぐこととなる。

監査内容においては、公の施設の設置条例と指定管理業務の内容の整合性に疑

問がある場合や、公募施設における人件費の積算は職務内容や役職、就業形態ごとに人件費単価を設定し詳細な積算を行っているにもかかわらず、一部の特例措置施設では、同じ人件費単価を用いている場合が見られる。

特例措置施設についても公募施設の指定管理委託料の積算方法と同様の考え方にに基づき積算しなければ、指定管理者制度の透明性、公平性、行政コストの見直しに反することとなることから、特に、特例措置施設の指定管理委託料の積算に当たっては、厳密に行ってもらいたい。【意見】

公募施設における全般的な事項として、まず、各施設の経年数が高く、設置時と現在では市民ニーズ、経済状況、人口構成など大きく変化している。

函館市において、「今後の公共施設のあり方に関する基本方針」が示され、「取り組みの3つの柱」として、

- ① 施設機能の最適化「設置意義の検討（機能の必要性の検討）」
- ② 施設数の適正化「施設処分の検討」
- ③ 管理運営方法の最適化「効率的な管理運営方法の検討」

を設定し、今後の基本的な方向性を検討しているところであるが、今後の検討においては、設置目的や施設が行う事業など設置条例の見直しも含め検討を願いたい。【意見】

公の施設は設置条例により、その設置目的や行う事業を定めているが、貸室など同様の機能を有する施設が近隣に重複することとなり、公の施設の統廃合を進めるうえでも、設置目的や事業のほか目的外使用の範囲などについて見直しを図ることにより、指定管理者制度への参入障壁を縮小し、指定管理者を希望する民間事業者を増やし競争を促すことで、民間事業者の持つ能力やノウハウを幅広く活用でき、結果として、市民サービスの向上や行政コストの削減等を図る指定管理者制度の目的にも合致することとなる。

特に、設置条例に施設が行う事業が規定されてる場合、指定管理者は当該事業を実施することが可能な事業者に限られることとなり、事業者にとって大きな参入障壁となることから、特例措置の見直しの際は、施設が行う事業の規定を設けることの是非について慎重な検討をしてもらいたい。【意見】

次に、指定管理事業における自主事業であるが、自主事業は指定管理事業者が当該施設の設置条例に基づき、自らの責任において事業を行い、民間事業者の能力やノウハウを幅広く活用し、市民サービスの向上や行政コストの削減等を図ることにある。

函館市における指定管理者の自主事業に関しては、前述のほか、施設利用者の利便性向上のため自動販売機を設置している施設が多いが、指定管理者と自動販売機設置者が異なっている場合がある。

一部の施設における自動販売機の設置については、設置者選定の公平性・透明性を図るとともに、設置者参入の機会拡大や財産の有効活用による自主財源

確保のため、公募を行い、設置個所について賃貸借契約を締結しているが、その他の施設においては、ほぼ従前と同じ設置業者と随意契約が行われている。

公の施設の管理、市民サービスの見直しという観点からは、施設の管理代行を行わせるという指定管理者制度の主旨に照らし、当該施設に設置する自動販売機からの収益は、施設利用者に対するサービスとして還元すべきであり、また指定管理事業者は施設運営リスクに備えることができ、結果として市民サービスの向上、コスト削減に繋がることから、指定管理者制度導入施設への自動販売機の設置については、指定管理者の自主事業として運用するよう見直しを図ってほしい。**【意見】**

(2) 指定管理者制度による市民サービスの向上、行政コスト削減について

指定管理者制度の主旨である市民サービスの向上、行政コスト削減については、次の点について検討を要する。

① 指定管理業務におけるモニタリングについて

現在、函館市においては、公の施設の管理について積極的に指定管理者制度の導入を図ってきたところである。

指定管理者制度は、公の施設運営を複数年にわたって民間の団体等に委ねることから、継続的にその状況を把握し、必要な指導や指示等を行い、多様化するニーズ対応しながら、施設の適正な管理運営を図っていく必要がある。

そこで「モニタリング」により、指定管理者による管理運営が、協定書や管理業務処理要領などに沿って適切に履行されているかを継続的に確認・評価し、必要に応じ改善に向けた指示や是正を行っている。

「モニタリング」については、「指定管理者制度におけるモニタリングに関する指針（平成21年5月1日総務部長決済）」（P43参照）により共通の基準を定め、指定管理者による適正な管理運営とサービスの向上を図ることとしている。

モニタリングの内容、評価については、函館市HPにて公表されているところである。

評価については、年次報告、定期報告書又は業務日報により、指定管理者が行う自己評価、市（施設管理部局）が行う実績評価が行われているが、一部の施設において市の指針に示す実地調査を実施せずに、指定管理者から提出された報告書を基に評価を行っている事例が見られた。

また、評価内容においても、利用者が年々減少している場合や、まったく自主事業がなく、利用者増加策や収益改善の努力が客観的に認められないにも関わらず、業務の履行状況、サービスの質、経営状況などについて指定管理者の自己評価で「A」評価（協定書を遵守し、事業計画及び仕様書の水準以上がなされている）の判定を行っており、さらに市の評価でも何ら指示、指導もなく「A」評価の判定がなされている場合がある。

指針において実地調査は、現地での業務の遂行状況について確認し、指定管理者の自己申告情報である事業報告書の信頼性の確保とともに次の効果、

ア 事業報告書では見えない問題点を確認し、改善につなげることが可能

イ 指定管理者と問題点を共有することで、継続的な業務改善への取り組みが可能

ウ 次回の指定管理者選定時における効果的な評価のポイントを把握できる

エ 指定管理者である事業者の倒産や指定の取り消しにより、市が直営で行う必要となった場合に速やかに事業を引き継ぐことができるが期待できるとしているところであり、実績評価にあたっては、必ず実地調査によるモニタリングを実施し、指針の厳格な運用を行ってほしい。**【意見】**

② 自主事業の取扱いとモニタリング

現在の函館市HPに掲載されているモニタリングの結果においては、協定書において自主事業を行うとされ、自主事業が「有」と表示されているにもかかわらず、収支実績には自主事業の結果が反映されていないケースや内容が表記されず、事業実態が表面に現れない処理がされている場合がある。

また、自主事業と指定管理者の事業の区分が明確に認識されておらず、指定管理者の事業収入として処理されている場合もある。

このように、自主事業の範囲や収支の計上方法が明確に区分、認識されない状況では、

- ① 自主事業の範囲や収支状況が公表されない場合、他の事業者が指定管理者として参入するための適切な判断が出来ないこととなる。
- ② 自主事業に係る収入および経費が、指定管理業務に係る会計区分ではなく、指定管理者自身の会計区分で経理されている場合、モニタリングによる適切な評価を行うことはできず、指定管理業務で得られた利益を用いて、自主事業を実施することも可能なため、見方によっては、自主事業に要する経費を利用料金や指定管理委託料を自主事業に流用しているにも関わらず、市民サービスへの還元や行政コストの削減に結びついていないこととなる。
- ③ 指定管理者が、公の施設内に指定管理業務以外の用途で事務所を置いている場合に当該事務所に係る使用料等を減免しているケースがあるが、公の施設内で行う自主事業の利益が指定管理者自身の収入となり施設利用者に還元されていない場合、当該事務所に係る使用料等を減免していることに疑問があり、適切に使用料等を徴収するべきであると考えられる。

今後の対応として、自主事業の範囲や収支の計上方法や公表の基準を明確に定め、統一した取扱いを行うべきである。**【指摘】**

モニタリングの方法

各種報告書、実地調査、管理運営に関する評価等によりモニタリングを行い、改善すべき事項が認められたときは、市から指定管理者に対し必要な指示等を行うものである。

1 各種報告等によるモニタリング

指定管理者は、事業報告書、定期報告書、業務日報などにより、日常的・定期的に行う業務の状況を記録することにより、施設の管理運営状況、経営状況等を把握するとともに自己評価し、課題の迅速な改善に努めるものである。

市は、事業計画書、協定書および管理業務処理要領（業務仕様書）等に基づき、指定管理者が適正な管理運営を行っているかについて、事業報告書、定期報告書、業務日報などの各種報告書により、その内容を確認するとともに、定期的の実地調査を行い、改善が必要な場合は改善等の指示を行うものとする。

また、指定管理者は、利用者ニーズの把握やサービス向上のため、利用者アンケート調査を実施しなければならない。

(1) 事業報告書（年次）

指定管理者は、地方自治法第244条の2第7項の規定に基づき毎年度終了後、4月末までに、市へ事業報告書を提出しなければならない。

《事業報告書に記載すべき主な内容》

- ア 事業計画書、協定書および管理業務処理要領（業務仕様書）に基づく実施状況
- イ 自主事業実施状況
- ウ 事業収支状況
- エ 施設利用状況（利用者数（月別、年齢別、男女別など）、利用率、稼働率）
- オ 事故発生状況、クレーム処理（件数、内容）
- カ 市民満足度調査、市民ニーズ把握実施状況 など
- キ 団体の経営状況を確認できる財務諸表（貸借対照表、損益計算書など）

市は、事業報告書への記載を求める内容や様式について、協定書に添付する管理業務処理要領（業務仕様書）に位置づけ明確にしておかなければならない。

(2) 定期報告書（四半期、半期など）

市は、施設の性格や規模などにより、定期的に管理状況を確認することが必要な事項については、管理業務処理要領（業務仕様書）に位置づけ、指定管理者へ定期報告書の提出を求めるものとする。

この場合、定期報告書の作成が、指定管理者の過度な業務負担にならないよう報告書に求める内容等を適切に選択するとともに報告書の作成自体が目的とならないよう指定管理者が主体的に取り組みができるよう留意する。

(3) 業務日報（月報）

指定管理者は、日常的・定期的に行う施設の清掃、機器の点検、安全対策のほか、施設の利用状況や苦情・事故等の対応状況、使用料の収納状況などについて業務日誌等に記録することにより、日々の管理業務の実施状況や施設の利用状況を把握し業務が適正に履行されているかどうか確認することができるとともに、評価することによって、新たな課題などへの迅速な対応に役立てるものとする。

なお、市への提出については、施設の性格や規模などにより判断するものとし、その内容や提出期日等については管理業務処理要領（業務仕様書）に位置づけ、業務日報等の提出を求めるものとする。

2 実地調査によるモニタリング

市は、事業報告書および定期報告書等の書類による確認とともに、定期的に実地調査を行い、現地での業務の遂行状況について確認を行うものとする。

また、実地調査の実施によって、指定管理者の自己申告情報である事業報告書の信頼性の確保とともに、以下の効果が期待できる。

- ・事業報告書では見えない問題点を確認し、改善につなげることが可能
- ・指定管理者と問題点を共有することで、継続的な業務改善への取り組みが可能
- ・次回の指定管理者選定時における効果的な評価のポイントを把握できる
- ・指定管理者である事業者の倒産や指定の取消しにより市が直営で行う必要となった場合に速やかに業務を引き継ぐことができる

3 利用者アンケートの実施

利用者の意見や要望を把握するため、当該施設において提供されるサービスに関する利用者アンケートを実施することとする。

指定管理者は利用者に対するアンケート用紙を作成し、施設内に回収箱を設置するなどして回収することとする。なお、施設の性格や設置目的等により実施することが困難な場合は市（施設設置担当課）と協議の上、省略することができる。

アンケート結果については、管理業務に反映させるよう努めるとともに、市への報告を求めるものとする。

※紙ベースによるアンケート調査を省略する場合であっても利用者に対する聞き取り調査やインターネット利用等によるアンケート等極力利用者ニーズの把握に努めること。

《主なモニタリング事項》

- ・事業報告書、定期報告書に基づく実地確認
- ・管理の基準（開館時間、休館日）
- ・使用許可（申請書受付、許可）
- ・使用料収入管理（徴収、減免）
- ・委託事業

- ・施設の維持管理（施設の保全、清掃、機器点検、安全対策、備品の購入保管）
- ・実施体制（職員の配置、職員の接客）
- ・団体の経営状況
- ・その他協定書および業務処理要領（業務仕様書）に基づく業務履行状況の確認
- ・トラブル発生時の随時調査
- ・指定管理者との定期的なミーティングの実施など

管理運営状況の評価

1 管理業務の評価

（１）指定管理者が行う自己評価

指定管理者は、毎年度終了後に事業報告書の作成と同時に自己評価を行い、市に提出するものとする。

（２）市（施設管理部局）が行う実績評価

市は、指定管理者から提出された事業報告書および自己評価に基づき、指定管理者に対する実績評価を行い、指定管理者へ通知するものとする。

2 評価の公表

指定管理者が行う管理業務の透明性向上や施設設置者としての説明責任を果たす必要があることから、業務の内容や実績評価等について指定管理者業務実績シートを作成し、毎年度6月末までに施設所管部においてホームページ上で公表する。

指導および処分

市は、モニタリングの実施結果を踏まえ、地方自治法第244条の2第10項の規定に基づき、指定管理者に対し必要な指示を行うとともに、指定管理者がその指示に従わず管理を継続することが適当でないとき認めるときは、同条2第11号の規定に基づき指定の取り消しなどを命ずるものである。

1 指定管理者への指示

市は、モニタリングの結果、実施状況が事業計画や収支計画と大きく乖離している場合や自主事業が実施されていない場合、利用者数が著しく減少している場合など必要に応じ、指定管理者へ口頭や文書により期限を定め改善等の指示を行うものとする。

指示した内容や相手などについては、詳細に記録し、後日改善された内容等を確認、記録するものとする。

2 指定の取り消し等

市は、指定管理者が指示に従わないときや指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるときは、指定の取り消しや期間を定めて管理の業務の全部または一部の停止を命ず

ることができる。(地方自治法第244条の2第1項)

管理を継続することが適当でない事由として、次のようなものが考えられる。

- (1) 設置条例および設置条例施行規則または協定に違反したとき
- (2) 函館市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条に規定する指定管理者となることができない団体となったとき
- (3) 函館市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第3条第1項に規定する申請の資格を失ったとき
- (4) 管理業務が行われないうとき
- (5) 組織的な違法行為が行われていた場合など、管理業務を継続させることが社会通念上著しく不適当と判断されるとき
- (6) 指定管理者の経営状況が著しく悪化し、改善される見込みがないとき
- (7) 自らの責めに帰すべき事由により協定の解除の申出があったとき

本指針の運用

本指針は、指定管理者制度を導入する全ての施設について適用する。ただし、すでに指定管理者と協定を締結し管理運営をしている施設については、定期報告書の提出や自己評価の実施を協定書等で明記していない場合があるため、指定管理者に本指針の趣旨を十分説明し、協議のうえ実施することとする。

【参考 法令等抜粋】

地方自治法

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2

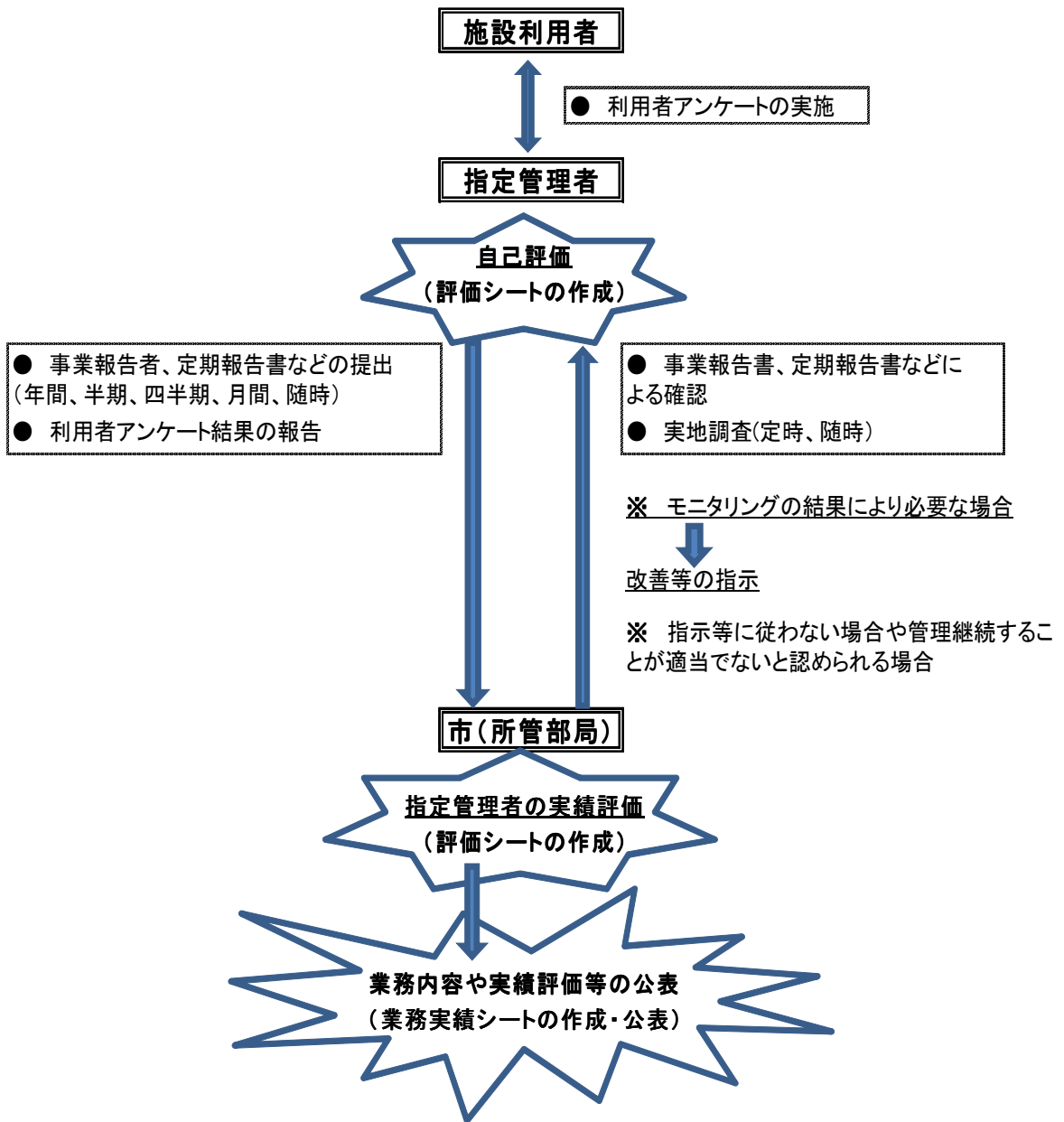
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないときと認めるときは、その指定を取り消し、又は、期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

平成15年7月17日付け総務省自治行政局長通知

3 適正な管理の確保等に関する事項

- (1) 「事業報告書」においては、管理業務の実施状況や利用状況、料金収入の実績や管理経費等の収支状況等、指定管理者による管理の実態を把握するために必要な事項が記載されるものであること。(第244条の2第7項関係)

● 指定管理者制度におけるモニタリングの流れ



● 評価基準及び総合評価基準

1 業務の履行状況及びサービスの質の状況

評価基準

評価	評 価 基 準
A	協定書を遵守し、事業計画及び仕様書の水準以上がなされている
B	協定書を遵守し、事業計画及び仕様書通り行われている
C	協定書を遵守しているが、事業計画及び仕様書の水準をやや満たしておらず課題がある。
D	協定書や事業計画書に不履行があり、または業務水準を満たしていない

総合評価基準

評価	評 価 基 準
A	評価項目がすべてB以上であり、かつAが5割以上である
B	評価項目がすべてB以上である
C	評価項目がすべてC以上である
D	評価項目にDがある

2 団体の経営状況

総合評価基準

評価	評 価 基 準
A	事業収支、経営状況に問題はない
B	事業収支、経営状況の今後に注意を要する
C	事業収支、経営状況に早急な改善を要する

Ⅲ 公の施設及び指定管理者について

1 公の施設及び指定管理事業の状況

※ 自主事業収入は、モニタリング評価結果（平成27年度）による

NO	施設名	所管部局	指定管理者名	指定管理初年度	現指定期間	公募・非公募	自主事業の有無
							自主事業収入(千円)
1	函館市青函連絡船記念館摩周丸	企画部	特定非営利活動法人語りつぐ青函連絡船の会	平成17年	平成28年度～平成32年度	公募	有 記載なし
2	函館国際水産・海洋総合研究センター	企画部	一般財団法人 函館国際水産・海洋都市推進機構	平成26年	平成26年度～平成28年度	非公募	無
3	函館市地域交流まちづくりセンター	総務部	NPOサポートはこだてグループ	平成19年	平成27年度～平成31年度	公募	有 445
4	函館市消費生活センター	市民部	特定非営利活動法人函館消費者協会	平成18年	平成24年度～平成28年度	公募	有 記載なし
5	函館市女性センター	市民部	につぼん生活文化楽会	平成18年	平成24年度～平成28年度	公募	有 記載なし
6	梁川公園内交通公園施設	市民部	函館中央交通安全協会	平成18年	平成24年度～平成28年度	公募	有 91
7	函館市斎場、函館市戸井斎場、函館市榎法華斎場、函館市南茅部斎場	福祉保健部	株式会社マルゼンシステムズ	平成20年	平成28年度～平成32年度	公募	無
8	湯川老人福祉センター	福祉保健部	セントラル警備株式会社	平成25年	平成25年度～平成29年度	公募	有
	谷地頭老人福祉センター						471
	美原老人福祉センター						
9	函館市総合福祉センター	福祉保健部	社会福祉法人函館市社会福祉協議会	平成18年	平成27年度～平成29年度	非公募	有 記載なし
10	函館市夜間急病センター	福祉保健部	公益社団法人函館市医師会	平成20年	平成25年度～平成29年度	非公募	有 記載なし
11	函館市根崎生活館	子ども未来部	社会福祉法人函館市社会福祉協議会	平成18年	平成24年度～平成28年度	公募	有 記載なし
12	函館市児童館（美原、昭和、神山）	子ども未来部	学校法人野又学園	平成27年	平成27年度～平成31年度	公募	有 記載なし
13	函館市日乃出いこいの家	環境部	函館市日乃出町会	平成18年	平成27年度～平成29年度	非公募	有 記載なし
14	函館市勤労者総合福祉センター（サ・リル函館）	経済部	公益社団法人函館市シルバー人材センター	平成18年	平成24年度～平成28年度	公募	有 記載なし
15	函館市産業支援センター	経済部	公益財団法人函館地域産業振興財団	平成18年	平成24年度～平成28年度	公募	有 記載なし

(参考資料)

初年度収支計画 (千円)				現年度収支実績 (千円)						
収 入		支 出		収 入		支 出				
委託料	利用料金	人件費	その他 経 費	委託料	利用料金	人件費	その他 経 費	備 品 購入費	リスク分担	貸与備品 以外の帰属
	その他収入				その他収入				修繕費	
									備 品	
8,800	30,000	16,000	22,800	10,942	21,855	17,117	14,398	49	200	指定管理者
	0				221				200	
82,209	0	16,677	65,532	77,239	0	19,973	57,288	8,517	300	全て市
	0				870				300	
37,398	620	15,960	22,481	43,403	8,786	30,762	21,522	73	200	全て市
	423				1,694				200	
11,654	0	10,267	1,387	12,090	0	10,241	1,849	0	10	規定なし
	0				0				10	
15,173	0	5,413	9,760	23,786	0	12,130	10,150	0	200	協議
	0				1				200	
8,056	0	6,653	1,403	8,580	0	6,638	2,034	206	100	委託料で 購入した ものは市
	0				92				100	
89,667	0	36,814	57,137	90,658	0	34,962	56,557	90	200	指定管理者
	0				861				200	
97,300	0	44,047	54,547	26,915	0	15,172	14,641	345	200	指定管理者
					145				200	
	40,734			0	15,854	26,135	79	200		
				1,392				200		
	31,173			0	15,477	13,242	58	200		
				184				200		
1,294										
219,420	0	97,323	122,097	208,331	0	69,741	138,590	4,101	1,000未満	指定管理者
	0				0				1,000未満	
15,813	46,487	44,137	18,587	10,535	184,924	145,776	52,509	0	管理上の瑕疵によるもの	規定なし
	424				2,826				管理上の瑕疵によるもの	
6,190	0	4,704	1,486	5,809	0	4,001	1,808	80	100	規定なし
	0				0				100	
30,870	143	23,413	7,599	31,280	134	23,351	10,006	0	100	協議
	0				1,943				10	
11,040	0	10,649	391	9,740	0	8,739	1,009	123	管理上の瑕疵、責任に帰すべき場合	規定なし
	0				287				管理上の瑕疵、責任に帰すべき場合	
50,199	0	11,767	38,432	52,331	0	11,441	40,777	2,743	300	指定管理者
	0				72				300	
23,108	0	5,571	17,537	19,976	0	7,555	11,128	0	300	指定管理者
	0				0				300	

NO	施設名	所管部局	指定管理者名	指定管理初年度	現指定期間	公募・非公募	自主事業の有無
							自主事業収入(千円)
16	はこだてグリーンプラザ	経済部	株式会社はこだてティーエムオー	平成18年	平成24年度～ 平成28年度	公募	有 196
17	函館市職業訓練センター	経済部	渡島地方技能訓練協会	平成18年	平成27年度～ 平成29年度	非公募	無
18	函館市旧イギリス領事館	観光部	一般社団法人函館国際観光コンベンション協会	平成18年	平成27度～ 平成29年度	非公募	有 記載なし
19	函館市元町観光駐車場 (広場式・立体式)	観光部	株式会社マルゼンシステムズ	平成18年	平成24年度～ 平成28年度	公募	有 記載なし
20	函館市五稜郭観光駐車場	観光部	セントラル警備株式会社	平成18年	平成24年度～ 平成28年度	公募	有 記載なし
21	函館市亀尾ふれあいの里	農林水産部	トピア米原	平成20年	平成28年度～ 平成32年度	公募	有 102
22	函館市空港ふれあい菜園	農林水産部	株式会社アキタ	平成16年	平成28年度～ 平成32年度	公募	有 13
23	函館市漁村センター	農林水産部	函館市漁業協同組合	平成21年	平成27度～ 平成29年度	非公募	無
24	函館市青果物地方卸売市場	農林水産部	函館青果管理株式会社	平成21年	平成27度～ 平成29年度	非公募	無
25	函館市水産物地方卸売市場	農林水産部	函館魚市場株式会社	平成26年	平成26年度～ 平成28年度	非公募	無
26	函館市棧橋駐車場	土木部	セントラル警備株式会社	平成18年	平成28年度～ 平成32年度	公募	無
27	函館市函館駅前広場駐車場	土木部	セントラル警備株式会社	平成17年	平成28年度～ 平成32年度	公募	無
28	空港緑地志海苔ふれあい広場	土木部	田中遼風園・道南園芸コンソーシアム	平成18年	平成24年度～ 平成28年度	公募	有 38
29	すずらんの丘公園	土木部	株式会社桔梗造園	平成18年	平成24年度～ 平成28年度	公募	有 1,423
30	白石公園	土木部	株式会社マルゼンシステムズ	平成18年	平成24年度～ 平成28年度	公募	有 2,541
31	函館市恵山シーサイドパークゴルフ場	土木部	株式会社桔梗造園	平成18年	平成24年度～ 平成28年度	公募	有 320
32	函館市東山墓園	土木部	株式会社田中遼風園	平成18年	平成27年度～ 平成31年度	公募	有 8

初年度収支計画 (千円)				現年度収支実績 (千円)						
収 入		支 出		収 入		支 出				
委託料	利用料金	人件費	その他 経 費	委託料	利用料金	人件費	その他 経 費	備 品 購入費	リスク分担	貸与備品 以外の帰属
	その他収入				その他収入				修繕費	
9,325	0	881	8,444	8,537	0	1,372	6,541	0	100	指定管理者
	0				196				100	
3,949	0	1,581	2,368	4,250	0	3,010	1,003	21	100	指定管理者
	0				0				100	
0	10,537	150,016	51,188	0	11,938	12,434	43,058	0	100	規定なし
	40,319				42,916				-	
11,362	0	5,640	5,722	11,277	0	6,538	4,773	0	100	委託料で 購入した ものは市
	0				0				-	
4,368	0	2,369	1,999	4,460	0	2,564	1,896	0	100	委託料で 購入した ものは市
	0				0				-	
4,265	2,681	3,898	6,795	4,925	1,023	3,140	2,835	0	200	指定管理者
	3,747				167				-	
724	0	600	124	2,214	0	1,474	766	0	50	指定管理者
	0				26				-	
4,554	0	3,676	878	4,819	0	4,071	658	72	10	指定管理者
	0				0				-	
63,000	0	10,491	52,509	64,525	0	10,320	54,205	0	1,000	指定管理者
	0				0				1,000	
67,657	0	14,594	53,062	68,148	0	14,665	52,334	0	1,000	指定管理者
	0				0				1,000	
2,817	0	1,564	1,253	2,822	0	1,802	1,020	0	100	規定なし
	0				0				100	
3,386	0	2,207	1,179	3,972	0	2,631	1,341	0	100	規定なし
	0				0				100	
24,989	0	3,830	21,159	24,223	0	8,154	15,822	272	300	委託料で 購入した ものは市
	0				38				300	
36,967	0	3,365	33,602	34,098	0	10,819	24,450	303	300	委託料で 購入した ものは市
	0				1,423				300	
17,000	18,552	11,025	27,563	19,943	16,567	9,977	28,878	0	300	委託料で 購入した ものは市
	3,036				2,541				300	
12,639	0	8,693	3,946	12,799	0	5,901	7,210	10	300	委託料で 購入した ものは市
	0				320				300	
31,843	0	17,910	13,933	28,330	0	9,232	18,461	0	300	指定管理者
	0				8				300	

NO	施設名	所管部局	指定管理者名	指定管理初年度	現指定期間	公募・非公募	自主事業の有無
							自主事業収入(千円)
33	函館市戸井ウォーターパーク	土木部	株式会社吉田事業所	平成19年	平成27年度～ 平成31年度	公募	有 20,048
34	昭和公園	土木部	一般財団法人函館市住宅都市施設公社	平成26年	平成26年度～ 平成28年度	公募	有 916
35	五稜郭公園	土木部	一般財団法人函館市住宅都市施設公社	平成26年	平成27年度～ 平成31年度	公募	有 237
36	都市公園	土木部	一般財団法人函館市住宅都市施設公社	平成18年	平成26年度～ 平成28年度	非公募	有 記載なし
37	函館市熱帯植物園	土木部	特定非営利活動法人函館エコロジークラブ	平成18年	平成28年度～ 平成30年度	非公募	有 2,962
38	函館市営住宅等	都市建設部	一般財団法人函館市住宅都市施設公社	平成18年	平成26年度～ 平成29年度	非公募	有
39	函館市特定公共賃貸住宅等						記載なし
40	港町ふ頭コンテナヤード施設	港湾空港部	株式会社函館国際貿易センター	平成18年	平成28年度～ 平成32年度	公募	無
41	函館市小安中央会館ほか	戸井支所	小安町会ほか	平成18年	平成27年度～ 平成29年度	非公募	無
42	函館市恵山海浜公園	恵山支所	恵山地域振興推進協会	平成25年	平成25年度～ 平成29年度	公募	有 記載なし
43	函館市日浦会館ほか	恵山支所	恵山地区町会連合会	平成21年	平成27年度～ 平成29年度	非公募	無
44	函館市恵山コミュニティーセンター	恵山支所	恵山地区町会連合会	平成22年	平成28年度～ 平成30年度	非公募	有 記載なし
45	函館市元村会館ほか	榎法華支所	榎法華地区町会連合会	平成21年	平成27年度～ 平成29年度	非公募	無
46	函館市ホテル恵風	榎法華支所	株式会社榎法華振興開発	平成28年	平成28年度～ 平成30年度	非公募	無
47	函館市南かやべ保養センター、 函館市ホテルひろめ荘	南茅支所	道南温泉株式会社	平成18年	平成24年度～ 平成28年度	公募	有 36,759
48	函館市古部会館ほか	南茅支所	古部町内会ほか	平成18年	平成27年度～ 平成29年度	非公募	無
49	函館市図書館 (中央図書館1、図書室5(湯川、旭岡、千歳、港、美原)配本所1、移動図書館1)	教員委員会	TRC函館グループ	平成27年	平成27年度～ 平成31年度	公募	有 記載なし

初年度収支計画 (千円)				現年度収支実績 (千円)						
収 入		支 出		収 入		支 出				
委託料	利用料金	人件費	その他 経 費	委託料	利用料金	人件費	その他 経 費	備 品 購入費	リスク分担	貸与備品 以外の帰属
	その他収入				その他収入				修繕費	
									備 品	
32,000	29,689	24,641	37,048	49,676	17,400	30,291	56,130	290	300	指定管理者
	0				23,276				300	
27,526	0	8,427	19,099	27,975	0	8,467	20,425	0	300	委託料で 購入した ものは市
	0				916				300	
84,850	0	12,685	72,165	84,850	0	11,817	73,271	0	300	指定管理者
	0				237				300	
573,706	0	283,460	290,246	454,806	0	144,207	310,599	0	300	指定管理者
	0				0				300	
56,910	0	20,529	39,421	56,388	0	29,006	28,154	0	300	指定管理者
	3,040				3,025				300	
410,709	0	94,706	316,003	418,351	0	81,109	337,242	98	業務処理要領 による	規定なし
					規定なし					
	0				業務処理要領 による					
					規定なし					
24,253	14,775	7,362	31,666	16,300	14,275	7,928	23,984	0	500	指定管理者
	0				0				500	
5,053	0	1,447	3,606	4,535	0	1,537	2,998	0	10	規定なし
	0				0				10	
12,960	0	4,720	15,240	13,330	0	5,051	9,036	169	300	指定管理者
	7,000				1,188				300	
5,309	0	1,267	4,042	5,479	0	1,733	3,744	0	30	規定なし
	0				1				30	
5,390	0	2,880	2,510	7,200	0	4,801	2,405	0	100	規定なし
	0				6				100	
2,669	0	888	1,784	2,947	0	982	2,038	0	30	規定なし
	3				83				30	
0	229,064	79,523	148,122	0	0	0	0	0	300	指定管理者
	0				0				300	
0	173,659	55,428	153,236	0	197,687	75,618	174,175	0	300	指定管理者
	62,203				36,759				300	
12,614	0	4,245	8,369	12,725	0	3,936	8,790	0	30	規定なし
	0				1				30	
275,799	0	143,856	144,386	275,799	0	142,195	141,816	15	200	指定管理者
	12,972				10,565				200	

NO	施設名	所管部局	指定管理者名	指定管理初年度	現指定期間	公募・非公募	自主事業の有無
							自主事業収入(千円)
50	市立函館博物館（郷土資料館）	教員 育会	市立函館博物館友の会	平成18年	平成24年度～ 平成28年度	公募	無
51	函館市公民館	教員 育会	公益財団法人函館市文化・スポーツ振興財団	平成27年	平成27年度～ 平成31年度	公募	有
	函館市亀田公民館						178
52	函館市青年センター	教員 育会	函館市青年サークル協議会グループ	平成18年	平成24年度～ 平成28年度	公募	有 記載なし
53	函館市亀田青少年会館	教員 育会	一般社団法人はこだて子どもの広場を創る会	平成18年	平成24年度～ 平成28年度	公募	無
54	函館市西桔梗野球場	教員 育会	函館軟式野球連盟	平成19年	平成27年度～ 平成31年度	公募	無
55	千代台公園弓道場	教員 育会	函館市弓道連盟	平成18年	平成24年度～ 平成28年度	公募	有 記載なし
56	函館市青少年研修センター	教員 育会	ワーカーズコープ茜	平成22年	平成27年度～ 平成31年度	公募	有 記載なし
57	函館市亀田福祉センター	教員 育会	特定非営利活動法人ワーカーズコープ茜	平成22年	平成27年度～ 平成31年度	公募	有 記載なし
58	箱館奉行所	教員 育会	名美興業株式会社	平成22年	平成27年度～ 平成31年度	公募	有 記載なし
59	函館市民会館	教員 育会	函館市文化スポーツ振興財団・コナミススポーツ&ライフグループ	平成18年	平成27年度～ 平成29年度	公募	有 記載なし
	平成27年			有 552			
60	函館フットボールパーク	教員 育会	函館地区サッカー協会	平成27年	平成27年度～ 平成31年度	公募	有 記載なし
61	函館市南茅部スポーツセンター、函館市南茅部プール、函館市南茅部運動広場、函館市南茅部市民庭球場、函館市白尻スキー場、函館市南茅部ふるさと文化公園	教員 育会	南茅部地域教育施設等管理共同企業体	平成20年	平成28年度～ 平成32年度	公募	有 記載なし
62	函館市南茅部青少年会館	教員 育会	安浦町内会	平成18年	平成27年度～ 平成29年度	非公募	無
63	函館市縄文文化交流センター	教員 育会	一般財団法人道南歴史文化振興財団	平成28年	平成28年度～ 平成30年度	非公募	有 -

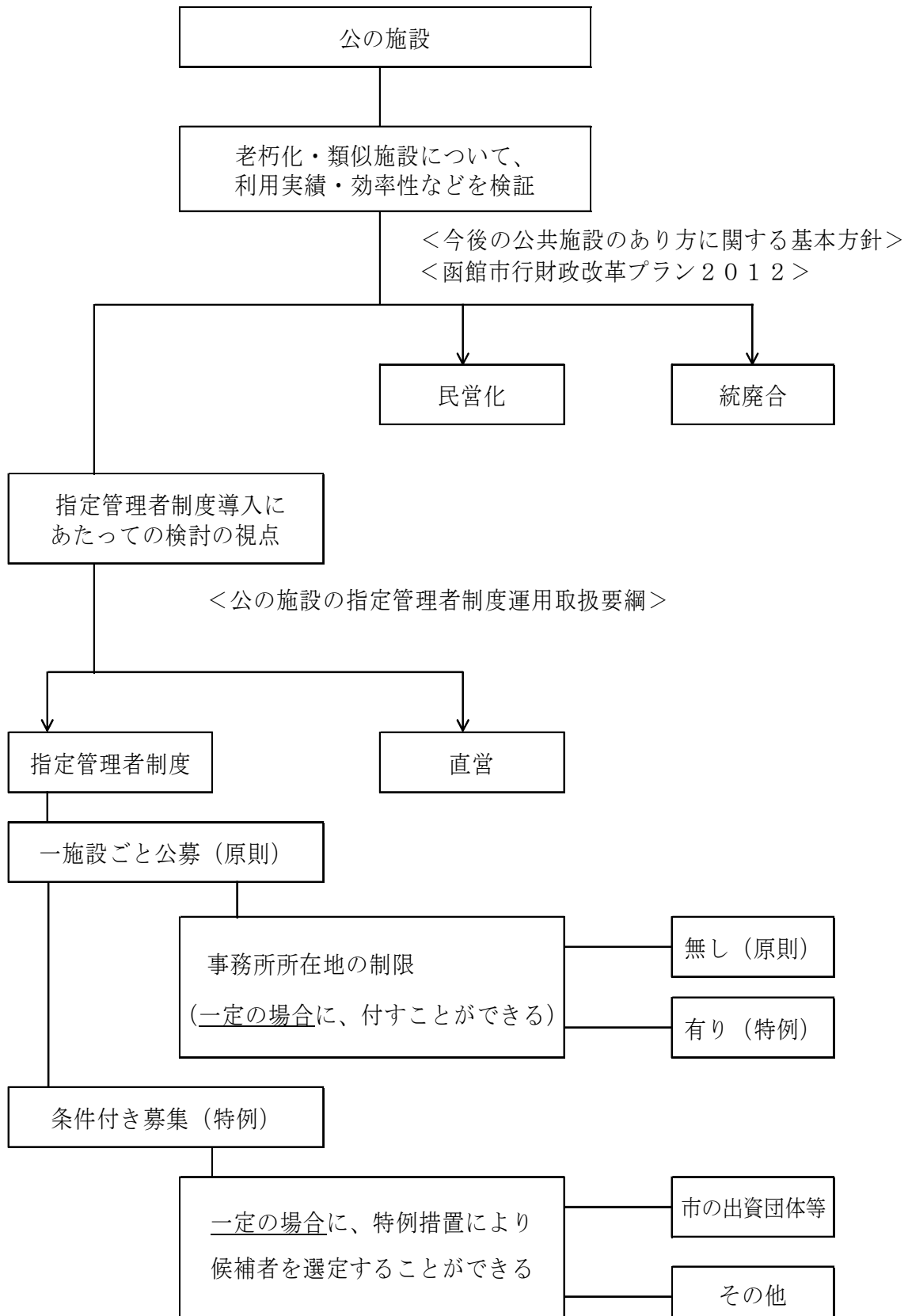
初年度収支計画 (千円)				現年度収支実績 (千円)						
収 入		支 出		収 入		支 出				
委託料	利用料金	人件費	その他 経 費	委託料	利用料金	人件費	その他 経 費	備 品 購入費	リスク分担	貸与備品 以外の帰属
	その他収入				その他収入				修繕費	
									備 品	
5,796	0	3,304	2,492	6,722	0	4,170	2,136	52	50	指定管理者
	0				0				50	
16,575	790	9,548	7,891	16,538	906	9,638	7,972	897	200	指定管理者
	74				181				200	
17,313	633	12,004	5,979	17,350	691	11,716	6,348	194	200	指定管理者
	37				42				200	
51,215	0	27,890	23,325	39,694	0	20,302	19,726	1,534	200	指定管理者
	0				2,183				200	
15,830	0	10,688	5,142	15,565	0	6,698	9,564	235	200	指定管理者
	0				701				200	
6,530	0	3,024	3,506	10,769	0	4,705	6,045	28	100	指定管理者
	0				0				100	
3,394	0	2,402	1,086	4,942	0	3,091	1,955	0	50	指定管理者
	94				409				50	
36,960	0	17,040	19,950	34,900	4,039	18,128	18,328	389	200	指定管理者
	30				997				200	
26,573	7,254	16,596	17,231	26,980	8,331	17,701	18,436	333	200	指定管理者
	0				1,037				200	
44,102	0	13,744	30,358	0	59,963	26,892	37,541	0	200	委託料で 購入した ものは市
	0				13				200	
341,690	0	139,452	202,238	160,534	29,276	34,656	158,801	2,300	800	委託料で 購入した ものは市
	0				4,358				200	
122,675	44,992	48,066	120,636	122,674	48,417	51,506	112,183	3,368	800	委託料で 購入した ものは市
	1,035				590				200	
15,000	5,644	7,881	12,763	15,000	6,944	6,472	14,147	246	200	委託料で 購入した ものは市
	0				29				200	
42,000	0	13,413	28,053	42,665	0	13,920	29,441	470	100	指定管理者
	0				696				-	
724	0	302	422	655	0	420	235	0	10	委託料で 購入した ものは市
	0				0				10	
46,352	0	24,510	26,950	0	0	0	0	0	200	指定管理者
	5,108				0				200	

NO	施設名	所管部局	指定管理者名	指定管理 初年度	現指定期間	公募・ 非公募	自主事業 の有無
							自主事業 収入 (千円)
64	千代台公園野球場	教 育 委 員 会	公益財団法人函館市文化・ス ポーツ振興財団	平成18年	平成27年度～ 平成29年度	非公募	有
							記載なし
65	千代台公園陸上競技場						有
							記載なし
66	千代台公園庭球場						有
							記載なし
67	千代台公園						有
							記載なし
68	函館市重要文化財旧函館区公会 堂						有
							記載なし
69	函館市北方民族資料館	有					
		記載なし					
70	函館市文学館	有					
		記載なし					
71	函館市北洋資料館	有					
		記載なし					
72	函館市芸術ホール	有					
		記載なし					
73	函館市民プール	有					
		記載なし					

初年度収支計画 (千円)				現年度収支実績 (千円)							
収 入		支 出		収 入		支 出					
委託料	利用料金	人件費	その他 経 費	委託料	利用料金	人件費	その他 経 費	備 品 購入費	リスク分担	貸与備品 以外の帰属	
	その他収入				その他収入				修繕費		備 品
114,570	0	43,415	71,155	55,533	0	11,618	44,306	1,198	800	規定なし	
				16					200		
					65,862	0	35,663	30,946	471	800	規定なし
					669	669				200	
	0			12,719	0	3,506	9,986	1,535	800	規定なし	
	0			805	805				200		
				16,798	0	4,555	12,286	0	800	規定なし	
				0	0				200		
45,467	0	23,864	21,603	48,605	0	28,312	20,386	0	800	規定なし	
	0			93	93				200		
47,170	0	22,545	24,625	46,778	0	25,606	21,562	189	800	規定なし	
	0			38	38				200		
51,827	0	32,696	19,131	39,069	0	23,305	15,863	20	800	規定なし	
	0			99	99				200		
22,763	0	10,399	12,364	21,435	0	6,366	15,090	42	800	規定なし	
	0			21	21				200		
188,132	0	57,932	130,200	211,822	0	72,399	152,406	752	800	規定なし	
	0			11,350	11,350				200		
208,265	0	91,943	116,322	210,174	0	83,421	134,730	199	800	規定なし	
	0			10,216	10,216				200		

2. 候補者の募集および選定

候補者の募集および選定については、次の流れにより選定される。



(1) 直営施設の制度導入

① 直営施設の内訳

平成28年4月1日現在における函館市の公の施設のうち直営施設は、次のとおり36区分194施設である。

<直営施設>

施設名	所管部局	施設数	直営を選択した理由	理由内訳
1 函館市臨海研究所	企画部	1	指定管理者制度の導入を検討したが、 <u>行政コスト削減効果がそれほど期待できないこと</u> などから、H28年度からは新たな体制（正規職員を引きあげ嘱託職員配置）により管理している。現在用途拡大についての検討をしていることなどから、当面は直営を継続する。	B
2 はこだて療育・自立支援センター	福祉部	1	障がい児・者に係る事業所を複数開設しており、 <u>今後、利用者の支援を一義として運営のあり方を検討すること</u> としている。	F
3 函館市総合保健センター	福祉部	1	夜間急病センターを除き、一体的な施設管理を行っている。一部の施設については、指定管理者制度導入の検討を行った経過があるが、 <u>行政コストの削減効果が期待できないことから断念したところ</u> である。現行の管理体制を続け、利用者ニーズの変化を捉えながら、管理運営の効率化を図っていく。	B
4 函館市桔梗福祉交流センター	子ども未来部	1	平成27年度から試験的に3児童館で指定管理者制度を導入しており、 <u>今後、平成29年度にその他の児童館への導入について検証する。</u>	F
5 函館市花園保育園ほか1園【花園、湯浜】	子ども未来部	2	計画的な <u>民営化や制度導入を検討している</u> ため。	F
6 函館市つつじ保育園	子ども未来部	1	計画的な <u>民営化や制度導入を検討している</u> ため。	F
7 函館市中島児童館ほか20館	子ども未来部	21	平成27年度から試験的に3児童館で指定管理者制度を導入しており、 <u>今後、平成29年度にその他の児童館への導入について検証する。</u>	F
8 函館市古川母と子の家	子ども未来部	1	平成27年度から試験的に3児童館で指定管理者制度を導入しており、 <u>今後、平成29年度にその他の児童館への導入について検証する。</u>	F
9 函館湯川漁港交流広場	農林水産部	1	本施設は、 <u>當時の管理を要さず、必要最小限の維持管理としているため</u> 、指定管理者制度になじまない。	B
10 河川	土木部	1	<u>河川法により管理主体が限定されるため。</u>	A

<直営施設>

施設名		所管部局	施設数	直営を選択した理由	理由内訳
11	道路	土木部	1	道路法により管理主体が限定されるため。	A
12	船見町共同墓地ほか8共同墓地	土木部	9	経費面やサービス面で効果が見込まれない施設のため。	B
13	函館市港湾施設 【水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設、荷さばき施設、旅客施設、船舶役務用施設、港湾環境整備施設、港湾管理施設、港湾施設用地、移動式施設、港湾役務提供用移動施設、港湾管理用移動施設】	港空港部	13	港湾法により国から管理委託を受けている施設等のため。	A
14	小安共同墓地ほか	戸井支所	7	経費面やサービス面で効果が見込まれない施設のため。	B
15	函館市恵山市民センター	恵山支所	1	指定管理導入した場合の試算において、 <u>コスト的なメリットはなく、住民サービスについても特段向上することも見込めないため。</u>	B
16	函館市恵山福祉センター	恵山支所	1	指定管理導入した場合の試算において、 <u>コスト的なメリットはなく、住民サービスについても特段向上することも見込めないため。</u>	B
17	日浦共同墓地ほか	恵山支所	5	経費面やサービス面で効果が見込まれない施設のため。	B
18	榎法華共同墓地	榎法華支所	1	経費面やサービス面で効果が見込まれない施設のため。	B
19	函館市港湾施設【榎法華港】	榎法華支所	1	港湾法により国から管理委託を受けている施設等のため、指定管理者制度になじまない。	A
20	函館市灯台資料館	榎法華支所	1	平成28年度から休館	F
21	古部共同墓地ほか	南茅部支所	13	経費面やサービス面で効果が見込まれない施設のため。	B
22	根崎公園ラグビー場 根崎公園野球場 根崎公園アーチェリー場 新川公園野球場	教員委員会	4	維持管理経費、人件費を抑制できるため。	B
23	函館市立学校 【小学校46、中学校26、高等学校1、幼稚園2】	教員委員会	75	学校教育法により管理主体が限定されているため。	A

<直営施設>

施設名		所管部局	施設数	直営を選択した理由	理由内訳
24	函館市南北海道教育センター	教 員 育 会	1	教育に関する専門的、技術的事項の研究又は教育関係職員の研修、保健若しくは福利厚生に関する施設その他の必要な教育機関であり、制度導入になじまないため。	D
25	函館市戸井西部総合センター 函館市戸井生涯学習センター 函館市戸井総合学習センター	教 員 育 会	5	維持管理経費、人件費を抑制できるため。	B
	函館市榎法華総合センター 函館市南茅部総合センター			指定管理導入には教育事務所の移転、管理人の配置等、デメリット要素が多いため。	
26	函館市青柳市民庭球場	教 員 育 会	1	維持管理経費、人件費を抑制できるため。	B
27	市立函館博物館【本館】	教 員 育 会	1	西部地区における総合博物館の整備を検討する中で、施設の統廃合を検討することとしているため、当面は直営を継続。	F
28	函館市戸井運動広場 函館市恵山運動広場 函館市恵山総合体育館	教 員 育 会	4	維持管理経費、人件費を抑制できるため。	B
	函館市恵山プール			廃止の方向【H29年度】	
29	函館市助産施設 【市立函館病院内】	病 院 局	1	市民生活に直結し、 <u>安定的・公平的な管理運営が求められる</u> 基盤施設のため。	D
30	市立函館病院	病 院 局	1	市民生活に直結し、 <u>安定的・公平的な管理運営が求められる</u> 基盤施設のため。	D
31	市立函館恵山病院 市立函館南茅部病院	病 院 局	2	市民生活に直結し、 <u>安定的・公平的な管理運営が求められる</u> 基盤施設のため。	D
32	市立函館病院高等看護学院	病 院 局	1	経費面やサービス面で効果が見込まれない施設のため。	B
33	水道施設 【貯水施設、取水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、配水施設】	企 業 局	6	市民生活に直結し、 <u>安定的・公平的な管理運営が求められる</u> 基盤施設のため。	D
34	温泉供給施設 【源泉、管理施設、導湯施設、供給関連施設】	企 業 局	4	市民生活に直結し、 <u>安定的・公平的な管理運営が求められる</u> 基盤施設のため。	D
35	下水道施設 【管渠施設、ポンプ場施設、処理場施設】	企 業 局	3	市民生活に直結し、 <u>安定的・公平的な管理運営が求められる</u> 基盤施設のため。	D
36	軌道事業施設	企 業 局	1	市民生活に直結し、 <u>安定的・公平的な管理運営が求められる</u> 基盤施設のため。	D
施設数合計			194		

② 検討の視点

(公の施設の指定管理者制度運用取扱要綱

1. 指定管理者制度導入にあたっての検討の視点)

全ての公の施設について、下記の項目により、指定管理者制度に移行するか直営にするかを検討し、該当する施設については、指定管理者制度に移行することができるものと判断し、積極的に取り組むものとする。

なお、指定管理者制度を導入しようとする場合には、その導入する目的、効果等を明らかにし、制度導入についての市長決裁（総務部行政改革課合議）を、債務負担行為の議案提出前までに得ているものとする。

- ・ 法律等により、民間事業者等が行うことに明確な制約がない。
- ・ 民間事業者等に行わせることにより、市民ニーズにあった開館日や開館時間の拡大など、サービスの充実や民間事業者等のノウハウの活用が期待できる。
- ・ 民間事業者等に行わせることにより、行政コストの削減が期待できる。
- ・ 民間事業者等が同様または類似するサービスを提供している。
- ・ 施設が提供するサービスの専門性や特殊性、施設の規模等を勘案して、民間事業者等も行うことができる。
- ・ 利用料金制を導入することにより、収益が期待できる施設である。

③ 直営を選択した理由の内訳（合計 36 区分 194 施設）

【A】 法律等により、民間事業者等が行うことに制約がある。

・・・ 5 区分 91 施設

【B】 民間事業者等に行わせても、サービスの充実や民間事業者等のノウハウの活用が期待できない、または行政コストの削減が期待できない。

・・・ 15 区分 55 施設

【C】 民間事業者等が同様または類似するサービスを提供していない。

・・・ 0 区分 0 施設

【D】 施設が提供するサービスの専門性や特殊性、施設の規模等を勘案すると、民間事業者等が行うことができない。

・・・ 8 区分 19 施設

【E】 利用料金制を導入しても、収益が期待できない施設である。

・・・ 0 区分 0 施設

【F】 今後、民営化、統廃合または指定管理者制度に移行する予定である。

・・・ 8 区分 29 施設

(2) 公募施設の募集および選定

① 公募施設の内訳

平成28年4月1日現在における函館市の指定管理者制度導入施設73区分553施設（市営住宅等78施設、都市公園354施設を含む。）のうち、公募による指定管理者制度導入施設は、次のとおり42区分65施設（11.8%）である。

なお、公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果（平成28年3月 総務省自治行政局行政経営支援室）によれば、平成27年4月1日現在、全国の指定管理者制度を導入している市町村の施設（指定都市を除く。）では、41.9%の施設で公募による候補者の募集が実施されている。

<公募施設>

平成28年4月1日現在

NO	施設名	所 管 局	指定管理者名	指定管理 初 年 度	公 募 回 数	事 務 所 在 地 限 の 制 限	応 募 団 体 数
1	函館市青函連絡船記念館摩周丸	企 画 部	特定非営利活動法人語りつぐ青函連絡船の会	平成17年	4	有	1
3	函館市地域交流まちづくりセンター	総 務 部	NPOサポートはこだてグループ	平成19年	3	有	1
4	函館市消費生活センター	市 民 部	特定非営利活動法人函館消費者協会	平成18年	2	有	1
5	函館市女性センター	市 民 部	にっぽん生活文化楽会	平成18年	3	有	2
6	梁川公園内交通公園施設	市 民 部	函館中央交通安全協会	平成18年	3	有	1
7	函館市斎場、函館市戸井斎場、函館市榎法華斎場、函館市南茅部斎場	保 健 社 部	株式会社マルゼンシステムズ	平成20年	3	有	1
8	湯川老人福祉センター	保 健 社 部	セントラル警備株式会社	平成25年	1	有	4
	谷地頭老人福祉センター						
	美原老人福祉センター						
11	函館市根崎生活館	子 ども 未 来 部	社会福祉法人函館市社会福祉協議会	平成18年	3	有	2
12	函館市児童館（美原、昭和、神山）	子 ども 未 来 部	学校法人野又学園	平成27年	1	有	2
14	函館市勤労者総合福祉センター（サン・リフレ函館）	経 済 部	公益社団法人函館市シルバー人材センター	平成18年	3	有	2
15	函館市産業支援センター	経 済 部	公益財団法人函館地域産業振興財団	平成18年	2	有	1

<公募施設>

NO	施設名	所 管 局	指定管理者名	指定管理 初 年 度	公 回 募 数	事 務 所 在 地 限 の 制 限	志 団 体 募 数
16	はこだてグリーンプラザ	経 済 部	株式会社はこだてティー エムオー	平成18年	2	有	1
19	函館市元町観光駐車場 (広場式・立体式)	観 光 部	株式会社マルゼンシステ ムズ	平成18年	3	有	2
20	函館市五稜郭観光駐車場	観 光 部	セントラル警備株式会社	平成18年	3	有	2
21	函館市亀尾ふれあいの里	農 林 水 産 部	トピア米原	平成20年	3	有	1
22	函館市空港ふれあい菜園	農 林 水 産 部	株式会社アキタ	平成16年	4	有	1
26	函館市棧橋駐車場	土 木 部	セントラル警備株式会社	平成18年	4	無 (注1)	1
27	函館市函館駅前広場駐車場	土 木 部	セントラル警備株式会社	平成17年	4	無 (注1)	1
28	空港緑地志海苔ふれあい広場	土 木 部	田中潦風園・道南園芸コ ンソーシウム	平成18年	3	有	4
29	すずらんの丘公園	土 木 部	株式会社桔梗造園	平成18年	3	有	3
30	白石公園	土 木 部	株式会社マルゼンシステ ムズ	平成18年	3	有	2
31	函館市恵山シーサイドパーク ゴルフ場	土 木 部	株式会社桔梗造園	平成18年	3	有	3
32	函館市東山墓園	土 木 部	株式会社田中潦風園	平成18年	3	有	2
33	函館市戸井ウォーターパーク	土 木 部	株式会社吉田事業所	平成19年	3	有	1
34	昭和公園	土 木 部	一般財団法人函館市住宅 都市施設公社	平成26年	1	有	4
35	五稜郭公園	土 木 部	一般財団法人函館市住宅 都市施設公社	平成26年	1	有	2
40	港町ふ頭コンテナヤード施設	港 湾 空 港 部	株式会社函館国際貿易セ ンター	平成18年	2	有	1
42	函館市恵山海浜公園	恵山支所	恵山地域振興推進協会	平成25年	1	有	1

<公募施設>

NO	施設名	所 管 局	指定管理者名	指定管理 初 年 度	公 回 募 数	事 務 所 の 在 限	地 限	心 体 団 体 数
47	函館市南かやべ保養センター、函館市ホテルひろめ荘	南 茅 部 所 支 所	道南温泉株式会社	平成18年	2	有		1
49	函館市図書館 (中央図書館1、図書室5 (湯川、旭岡、千歳、港、 美原) 配本所1、移動図書館 1)	教 育 会 委 員 会	TRC函館グループ	平成27年	1	無 (注2)		1
50	市立函館博物館(郷土資料館)	教 育 会 委 員 会	市立函館博物館友の会	平成18年	2	有		1
51	函館市公民館 函館市亀田公民館	教 育 会 委 員 会	公益財団法人函館市文化・スポーツ振興財団	平成27年	1	有		1
52	函館市青年センター	教 育 会 委 員 会	函館市青年サークル協議会グループ	平成18年	2	有		1
53	函館市亀田青少年会館	教 育 会 委 員 会	一般社団法人はこだて子どもの広場を創る会	平成18年	2	有		3
54	函館市西桔梗野球場	教 育 会 委 員 会	函館軟式野球連盟	平成19年	3	有		1
55	千代台公園弓道場	教 育 会 委 員 会	函館市弓道連盟	平成18年	3	有		1
56	函館市青少年研修センター	教 育 会 委 員 会	ワーカーズコープ茜	平成22年	2	有		3
57	函館市亀田福祉センター	教 育 会 委 員 会	特定非営利活動法人ワーカーズコープ茜	平成22年	2	有		1
58	箱館奉行所	教 育 会 委 員 会	名美興業株式会社	平成22年	2	有		1
59	函館市民会館 函館アリーナ	教 育 会 委 員 会	函館市文化スポーツ振興財団・コナミスポーツ&ライフグループ	平成18年 平成27年	1	有		1
60	函館フットボールパーク	教 育 会 委 員 会	函館地区サッカー協会	平成27年	1	有		1
61	函館市南茅部スポーツセンター、函館市南茅部プール、函館市南茅部運動広場、函館市南茅部市民庭球場、函館市白尻スキー場、函館市南茅部ふるさと文化公園	教 育 会 委 員 会	南茅部地域教育施設等管理共同企業体	平成20年	3	有		1

(注1) これらの施設は、警備員の配置を要しない機械式による駐車場管理であることから、市内に事業所を限定しないほうが、より競争性が確保され経費圧縮につながることが期待できるとして、所在地の制限を行っていなかったものであるが、市内事業者の育成の観点から、平成28年度からの指定管理者業務者の募集にあたっては、事業所所在地を市内に主たる事務所を有する団体とする項目を設けたところである。

(注2) 平成26年度以前は直営施設であった中央図書館は、業務の一部について外部委託を行っていたが、平成27年度からの指定管理者制度導入に伴い、運営の担い手となりうる市内事業者が、これまで業務委託を受注していた事業者のみであることから、募集にあたり所在地を制限することが逆に競争性を損ねる恐れがあり、所在地の制限をしなかったものである。

② 事務所所在地の制限

(公の施設の指定管理者制度運用取扱要綱

3. 候補者の募集に係る基本的な考え方 (2) 申請資格② (イ))

施設の性格、規模、機能等を考慮し、施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことが必要であると認めるときは、当該団体の事務所の所在地に関し制限を付すことができるものとする。

事務所の所在地に制限を付す施設の考え方は、

- ・住民活動など各種活動の拠点施設として、地域に精通した団体による運営が望ましい施設であること
- ・施設を活用した各種事業の展開や施設利用者への対応などから、地域に精通した団体による運営が望ましい施設であること
- ・コミュニティ意識の醸成や住民活動の促進等の観点から、住民活力を生かしながら運営を図ることが望ましい施設であることなど、効率性や市民サービス等の観点から、管理を地域に担わせることが望ましいかどうかを、施設ごとに判断することとする。

なお、事務所の所在地に制限を付す場合の優先順位の考え方としては、

- ・函館市内に主たる事務所を有する団体
- ・北海道内に主たる事務所を有し、函館市内に支店または営業所等の事務所を有する団体
- ・函館市内に支店または営業所等の事務所を有する団体

とする。

※「事務所」

一般的には、団体の事業活動の中心である一定の場所をいい、団体の代表権、

少なくとも、ある範囲内の独立の決定権を有する責任者の所在する場所であり、かつ、その場所で継続的に業務が行われていることを必要とする。

※「主たる事務所」

事務所のうち、団体の活動や事務運営の中心をなす事務所をいい、法人の場合、本市においては、本社または本店をいうものとする。

③ 応募の状況

(ア) 応募団体数

応募団体の数	施設区分	割合
1団体	26区分	62%
2団体	9区分	21.4%
3団体	4区分	9.5%
4団体	3区分	7.1%
合計	42区分	100%

平成28年4月1日現在における公募施設42区分（65施設）のうち、1団体のみ応募が約62%で、2団体以上の複数申請は約38%である。

(イ) 公募回数

公募回数	1団体	2団体	3団体	4団体	合計
1回目	5区分	2区分	0区分	2区分	9区分
2回目	9区分	0区分	2区分	0区分	11区分
3回目以上	12区分	7区分	2区分	1区分	22区分
合計	26区分	9区分	4区分	3区分	42区分

公募回数	1団体	2団体	3団体	4団体	合計
1回目	19.2%	22.2%	0.0%	66.7%	21.4%
2回目	34.6%	0.0%	50.0%	0.0%	26.2%
3回目以上	46.2%	77.8%	50.0%	33.3%	52.4%
合計	100%	100%	100%	100%	100%

平成28年4月1日現在における公募施設42区分（65施設）のうち、公募回数3回目以上が約52%で、公募回数が2回目以下は約48%である。

公募回数	1団体	2団体	3団体	4団体	合計
1回目	55.6%	22.2%	0.0%	22.2%	100%
2回目	81.8%	0.0%	18.2%	0.0%	100%
3回目以上	54.5%	31.8%	9.1%	4.6%	100%
平均	64%	18%	9.1%	8.9%	100%

平成28年4月1日現在における公募施設42区分（65施設）のうち、2団体以上の複数申請については、公募回数が増えると減少する傾向にある。

④ 平成26年度包括外部監査（使用料及び手数料等の事務の執行について）の監査結果に基づく措置（平成27年9月11日）

（ア）原則公募化時における対応

ア 意見の概要

函館市が原則公募化する際には、設置者が変更になることに伴う影響も考慮し、公共団体等へ支援する場合は、「補助金のあり方に関するガイドライン（平成25年4月）」に基づき市費から支出するよう検討していただきたい。

イ 措置の内容

自動販売機設置者の公募化については、受益者負担の適正化と新たな財源確保のため、平成28年度設置分からの本格実施に向けて取り組みを進めているところである。

補助金の交付については、地方自治法第232条の2において、「公益上必要がある場合」に限られていることから、自動販売機設置者の公募化の影響によるものではなく、補助する個々の事業内容等により判断すべきものと考えている。

⑤ 監査結果

（ア）事務所所在地に制限を付す施設の見直し【意見】

総務省自治行政局長の通知「指定管理者制度の運用について」（平成22年12月28日）の4には、次の記載がある。

「指定管理者の指定の申請にあたっては、住民サービスを効果的、効率的に提供するため、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めることに意義があり、複数の申請者に事業計画書を提出させることが望ましい。一方で、利用者や住民からの評価等を踏まえ同一事業者を再び指定している例もあり、各地方公共団体において施設の態様等に応じて適切に選定を行うこと。」

函館市においては、平成28年4月1日現在における公募施設42区分（65施設）のうち64%は、応募団体が1団体しかない。しかも、公募回数が増えると、2団体以上の複数申請は減少する傾向にある。

このような状況にもかかわらず、「募集にあたり所在地を制限することが逆に競争性を損ねる恐れがあり、所在地の制限をしなかった」No. 49函館市図書館以外の施設には、所在地の制限が設けられている。

次に、No. 26函館市棧橋駐車場およびNo. 27函館市函館駅前広場駐車場においては、「市内に事業所を限定しないほうが、より競争性が確保され経費圧縮につながることを期待できるとして、所在地の制限を行っていなかったが、市内事業者の育成の観点から、事業所所在地を市内に主たる事務所を有する団体とする項目を設けた」としている。

このように、事務所の所在地に制限を付す理由として、市内事業者の保護を挙げている。

しかし、公の施設の指定管理者制度運用取扱要綱においては、「事務所所在地の制限」について、次のように定められている。

「施設の性格、規模、機能等を考慮し、施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことが必要であると認めるときは、当該団体の事務所の所在地に関し制限を付すことができる」

「事務所の所在地に制限を付す施設の考え方は、効率性や市民サービス等の観点から、管理を地域に担わせることが望ましいかどうかを、施設ごとに判断する」

市内事業者の保護を考慮するには、評価基準において「市内事業者には表の項目とは別に点数を加算して優先する」という方法も考えられる。

また、評価基準の11. 個別項目においては、「地元雇用に積極的か」を施設の特性に応じ、各部局で設定できる。

つまり、市内事業者の保護を根拠に事務所所在地に制限を付していれば、公の施設の指定管理者制度運用取扱要綱における「事務所の所在地に制限を付す施設の考え方」の趣旨に合致せず、しかも、応募団体数の減少に繋がってしまう。

そのため、複数申請者に事業計画書を提出させて住民サービスを効果的・効率的に提供するために、サービス提供者を民間事業者等から幅広く求めることが出来なくなるので、一律に事務所の所在地に制限を付す方針をやめて、効率性や市民サービス等の観点から必要な場合に限り、施設ごとに判断していただきたい。

(イ) 類似複数施設における指定の検討【意見】

平成28年4月1日現在における公募施設の割合は11.8%（全73区分553施設中、42区分65施設）である。

その公募施設42区分のうち約7割は、1団体のみしか応募がない。しかも、公募回数が増えると、2団体以上の複数申請は減少する傾向にある。

公の施設の指定管理者制度運用取扱要綱においては、「選定施設の単位」について、次のように定められている（3 候補者の募集に係る基本的な考え方（1）候補者の募集 ③）。

「原則として一施設ごとに行うこととするが、施設の効率的な管理や効果的な活用により、市民サービスの向上が図られると認められる場合は、複数の施設を一の指定管理者に一括し、募集することができるものとする。」

1団体のみしか応募がない約7割の施設を減らすために、応募する民間事業者等に魅力のある事業規模に近づけるには、複数施設の一括募集が選択肢になる場合もある。

そこで、「施設の効率的な管理や効果的な活用により、市民サービスの向上が図られると認められる」場合で、複数施設の一括募集をすれば2団体以上の複数申請が見込まれるときは、類似複数施設における指定を検討していただきたい。

(ウ) 自主事業実施要件緩和

（自動販売機に係る手数料の指定管理者への帰属）の検討【意見】

指定管理者は、施設の設置目的を効果的に達成するため、施設利用の促進および利用者の利便性を高めると認められる場合には、函館市の承認を得て自己の責任と費用により独自に企画・計画した自主事業を行うことができる。

なお、物販等の自主事業を行うにあたっては、函館市による行政財産の目的外使用許可を得る必要がある。

設置者選定の公平性・透明性をより高めるとともに、新たな自主財源の確保につながるため、函館市として自動販売機の公募を進めている。

しかし、指定管理者の公募の結果1団体のみしか応募がない約7割の施設を減らすために、応募する民間事業者等に魅力のある事業規模に近づけるには、自動販売機の設置など収益を見込める取組みを自主事業として積極的に認めることが、選択肢になる場合もある。

そこで、特例（非公募）施設の自動販売機は公募のまま、公募施設における指定管理者のインセンティブとして、公募施設の指定管理者が希望する場合は、自動販売機の設置を自主事業として位置づけ、運用するよう検討していただきたい。

(3) 特例（非公募）施設の選定

① 特例（非公募）施設の内訳

平成28年4月1日現在における函館市の指定管理者制度導入施設73区分553施設のうち、特例による指定管理者制度導入施設は、次のとおり31区分488施設（88.2%）である。

<特例（非公募）施設>

平成28年4月1日現在

NO	施設名	所部	管局	指定管理者名	事内	由訳	出資等の 役員受け入れ	目的外 料金の減免	補助金の 受領
2	函館市国際水産・海洋総合研究センター	企画部		一般財団法人 函館国際水産・海洋都市推進機構	A		有	有	有 (注1)
9	函館市総合福祉センター	福祉部	健康部	社会福祉法人函館市社会福祉協議会	A		有	有	有
10	函館市夜間急病センター	福祉部	健康部	公益社団法人函館市医師会	D		無	無	無
13	函館市日乃出いこいの家	環境部		函館市日乃出町会	A		無	無	無
17	函館市職業訓練センター	経済部		渡島地方技能訓練協会	D		無	無	有
18	函館市旧イギリス領事館	観光部		一般社団法人函館国際観光コンベンション協会	A		有	有	有
23	函館市漁村センター	農水産部	林産部	函館市漁業協同組合	B		無	無	無
24	函館市青果物地方卸売市場	農水産部	林産部	函館青果管理株式会社	D		無	無	無
25	函館市水産物地方卸売市場	農水産部	林産部	函館魚市場株式会社	D		無	無	無
36	都市公園	土木部		一般財団法人函館市住宅都市施設公社	A		有	有	有
37	函館市熱帯植物園	土木部		特定非営利活動法人函館エコロジークラブ	E		無	無	無
38	函館市営住宅等	都市建設部		一般財団法人函館市住宅都市施設公社	A		有	無	有
39	函館市特定公共賃貸住宅等								
41	函館市小安中央会館ほか	戸井支所		小安町会ほか	B		無	無	無
43	函館市日浦会館ほか	恵山支所		恵山地区町会連合会	B		無	無	無

<特例（非公募）施設>

NO	施設名	所部 管局	指定管理者名	事内 由訳	出資等 役員の 受け入れ	目的 使用の 減免	補助 金の 受領
44	函館市恵山コミュニティーセンター	恵山支所	恵山地区町会連合会	B	無	無	無
45	函館市元村会館ほか	榎法華 支所	榎法華地区町会連合会	B	無	無	無
46	函館市ホテル恵風	榎法華 支所	株式会社榎法華振興開発	E	無	無	無
48	函館市古部会館ほか	南茅部 支所	古部町内会ほか	B	無	無	無
62	函館市南茅部青少年会館	教員 育会	安浦町内会	B	無	無	無
63	函館市縄文文化交流センター	教員 育会	一般財団法人道南歴史文化 振興財団	D	無	無	無
64	千代台公園野球場	教員 育会	公益財団法人函館市文化・ スポーツ振興財団	A	有	有	有 (注2)
65	千代台公園陸上競技場						
66	千代台公園庭球場						
67	千代台公園						
68	函館市重要文化財旧函館区公会堂						
69	函館市北方民族資料館						
70	函館市文学館						
71	函館市北洋資料館						
72	函館市芸術ホール						
73	函館市民プール						

(注1) 平成26年度においては、国際水産・海洋総合研究センターのオープンに伴い、補助対象事業の一部（産学官連携促進業務など）を、指定管理者業務へ移管したことから、補助金を削減した。

(注2) 文化・スポーツ振興事業を指定管理者業務に位置付け、平成26年度末で補助金を廃止した。

② 非公募により選定できる事由

(公の施設の指定管理者制度運用取扱要綱

4. 候補者の選定 (4) 候補者の選定に係る特例措置)

次に該当するときは、特例措置により候補者を選定することができるものとする。

また、市の施策と密接に関連する事務事業を実施している市の出資団体等を市の政策推進上の観点等から特例措置により指定している施設であっても、競争原理の導入による管理運営のさらなる効率化やサービス向上のほか、民間事業者の受注機会の拡大等の観点から公募化の可能性について常に検討を行うものとする。

施設の設置目的、性格、規模等から特に必要があると認められるとき

※「特に必要があると認められるとき」

- 【A】施設設置時の経緯などから特定の者を指定する必要がある施設
- 【B】地縁による団体（地方自治法第260条の2第1項）や、それらの連合体など、地域の住民グループ等に管理を行わせることが、施設の設置目的等に照らして効果的・効率的と考えられる施設
- 【C】PFI法の適用を受けて実施する事業等で、長期契約を前提とした事業方式等により公の施設を設置し、設置後一定の期間、管理を行う者が限定されている施設
- 【D】施設の管理運営やサービスの提供に関し、専門性や特殊性を有するため、管理を行う者が限定される施設、または特定の者を指定する必要がある施設（「業務内容を熟知しており信頼度が高いこと」「当該業務に精通していること」「実績のある者が他にないこと」「実績が豊富であること」等のみをもって適用できない。）
- 【E】当該施設の廃止や経営形態の変更が予定または検討されている施設
- 【F】市の政策推進上の観点、または経済合理性、その他特段の事由により、特定の者を指定する必要がある施設

③ 施設別の特例措置により選定する理由

No. 2 函館市国際水産・海洋総合研究センター

当市は、平成15年に函館国際水産・海洋都市構想（以下構想）を策定し、以降、地域産学官の連携により、水産資源の新たな有用性の探査や機能性の解明など、地域の活性化に寄与する研究開発において、様々な成果を上げているが、当該施設は、この取り組みをさらに推進し、産学の研究者が一堂に入居することで、情報共有を図りながら共同研究に取り組むことにより、地域の学術、教育および産業の振興に資することを目的に新たに設置するものである。

そのためセンターの指定管理者には、単なる施設管理だけではなく、入居者の研究内容を把握し、共用実験施設の使用スケジュール調整を行うほか、産学官連携の中核施設として、地域内外の学術研究機関や企業等とのコーディネートに積極的に取り組み、地域の活性化に繋がる共同研究を提案し支援する役割が求められる。

一方、平成21年には、地域の産学官が構想の推進母体として、またセンター設立時にはコーディネーターとしての役割を果たすことを期待して「一般財団法人函館国際水産・海洋都市推進機構」(以下「機構」)を設立し、以降、機構は地域内外の関係機関とのネットワークを築きながら、共同研究などのコーディネートや支援を行ってきている。

これらのことから、センターの設置目的を達成するためには、機構がこれまでに行ってきた構想推進に係る様々な取組みにより築いてきたネットワークや知識、経験を活用して、施設管理とコーディネート両方の役割を一体で行うことが必要不可欠である。

以上の理由により、平成26年6月1日から平成29年3月31日までの期間については、一般財団法人函館国際水産・海洋都市推進機構を指定管理者として当該施設の管理を行わせようとするものであり、選定にあたっては、特例措置により指定管理者候補者として選定したい。

No. 9 函館市総合福祉センター

函館市総合福祉センターは、障がい者、高齢者、母子および寡婦、児童などに対して総合的に各種の福祉サービスを提供し、市民の福祉の増進を図ることを目的に設置された当市における福祉の拠点施設であり、障害者福祉センター、老人福祉センター、介護相談センター、母子福祉センター、福祉情報センター、児童センターなど、それぞれ目的や機能の異なる施設を、総合施設として一体的かつ有機的に運営しなければならない施設である。

函館市社会福祉協議会は、社会福祉法に基づく組織として、社会福祉を目的とする事業の企画および実施や、社会福祉活動への住民参加のための援助、社会福祉事業の調査、普及宣伝、連絡、調整および助成を行うほか、社会福祉事業の健全な発達を図るために必要な事業を行うなど、地域福祉の推進を図るため、市や関係団体と円滑な連携、協働のもと各種の福祉事業を総合的に展開することを目的とした公益法人である。

以上のことから、施設の設置目的を効果的・効率的に達成するため、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの期間については、社会福祉法人函館市社会福祉協議会を指定管理者として当該施設の管理を行わせようとするものであり、選定にあたっては、特例措置により指定管理者候補者として選定することとしたい。

№. 10 函館市夜間急病センター

当該施設については、夜間における初期救急患者に対する応急的な診療を年間を通じて毎日行うことから、医師等の医療スタッフを安定的かつ長期間にわたり確保する必要がある。

また、初期・二次・三次からなる救急医療体制における初期救急の拠点施設として、市内各病院と連携して多数の患者を受け入れることにより、重症患者に対応する二次・三次救急への軽症患者の流入を抑制し、その負担を軽減する役割を果たしており、救急医療体制の確保充実においても、その運営にあたっては専門性や特殊性を要する施設である。

当該施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、現行の管理業務については特例措置により上記団体を候補者に選定し、平成20年12月から指定管理者として管理を行わせており、医療スタッフの確保などによる診療サービスの向上に努めるとともに、救急医療の現状と初期救急の役割を十分に理解した管理運営がなされているところである。

これまでの管理実績は、「公の施設の指定管理者制度運用取扱要綱」に規定する評価基準に照らし適正な管理運営がなされており、今後においても施設の効用を最大限に発揮しながら、安定的な運営が期待できるものである。

以上の理由により、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの期間については、公益社団法人函館市医師会を指定管理者として当該施設の管理を行わせようとするものであり、選定にあたっては、特例措置により指定管理者候補者として選定したい。

№. 13 函館市日乃出いこいの家

当該施設については、現在も、函館市日乃出町会が特例措置による指定管理者となっており、これまでも適正な管理運営がなされているところである。

あらためて指定管理者を選定するにあたっては、当該団体のこれまでの管理運営実績を踏まえるとともに、指定管理者候補者の選定における評価基準に照らし、今後とも十分な管理を行うことが期待できるものである。

日乃出清掃工場を建設するにあたっては、日乃出町会をはじめとする近隣町会から建設反対運動が起こったため、建設条件の一つとして当該施設の整備とその施設管理を日乃出町会に委託することで合意を得たという経緯がある。

以上の理由により、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの期間については、函館市日乃出町会を指定管理者として当該施設の管理を行わせようとするものであり、選定にあたっては、特例措置により指定管理者候補者として選定したい。

No. 17 函館市職業訓練センター

本センターは、昭和47年に技能労働者に対して職業訓練を行うことにより、職業に必要な技能の習得および向上を図り、職業人として有為な労働者を養成するために設置された、技能労働者に職業訓練を行うための専門的な施設である。

現行の指定管理者である渡島地方技能訓練協会は、技能労働者に職業訓練を行う多業種にわたる事業主団体により構成され、技能検定や認定職業訓練の実施に対する支援を行う市内唯一の団体であり、また技能の習得レベルを評価する国家検定制度である技能検定の渡島地方における唯一の実施可能団体である。

当該団体は、上記の団体特性を生かし、本センター設立当初から職業訓練を広く実施するとともに、適正に管理運営を行ってきた実績があることから、施設や業務内容に精通しているため、職業人として有為な労働者を養成することを目的とする本センターの効用を効果的に発揮することができる最も適した団体である。

経費面においても、当該団体業務従事者が本センターの管理運営業務を兼務することにより、人件費の節減が図られている。

以上の理由により、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの期間については、渡島地方技能訓練協会を指定管理者として当該施設の管理を行わせようとするものであり、選定にあたっては、特例措置により指定管理者候補者として選定したい。

No. 18 函館市旧イギリス領事館

当該施設は、歴史的建造物を保存し、および活用して、箱館開港の歴史を広く市民および観光客に伝えるとともに、その利用に供し、もって本市の文化の向上と観光の振興に資することを目的とした施設であり、当該施設の指定管理者には、他の観光施設同様、施設の維持管理や利用増進に加え、市や西部地区に存する他の観光施設等と連携した各種観光振興事業の企画立案・実施などが求められるところである。

一般社団法人函館国際観光コンベンション協会は、市内の観光関連事業者など、500社を超える会員を擁し、当市や当市を中心とする南北海道全体の国際観光の振興・発展のため活動する中枢的団体であり、平成4年から当該施設内に事務所を置いて、市と連携した観光客誘致活動をはじめ各種イベントの主催運営など、様々な事業に取り組んでいる。

当該施設の管理運営は、施設の効率的な維持管理や同協会の活動拠点の確保の必要性から、同一施設内に事務所を置く同協会を指定管理者として指定してきたところであり、同協会は、これまでも利用料金制度を採用する管理形態の中、自身の持つ観光客誘致等のノウハウや専門知識を活用し、適切かつ安定的な運営を行っているところである。

当該施設については、施設の性格上、競争原理の導入による新たな発想や行政コストの縮減といった公募化によるメリットも期待できる施設であるため、公募

化に向けた検討も行っているところではあるが、施設を効率的・効果的に維持管理するためには、現在、同協会が事務所を置く部分も含めて、施設全体を一体的に管理させることが望ましいものである。

以上のことから、当該施設については、引き続き早期公募化に向けた検討を進めることとし、平成27年度から平成29年度までの3年間については、「函館市公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例」第6条第1項第1号の規定に基づき、特例措置により同協会を指定管理者候補者として選定することとしたい。

No. 23 函館市漁村センター

当該施設については、漁民の生活改善および生活活動の向上に資することを目的に、昭和55年に開設した施設であるが、地域内の漁業振興を図るうえでの各種打ち合わせ会議、集会、研修、レクリエーションおよびその他健康管理などで幅広く活用されている施設である。

また、当該施設の使用にあたっては、市内に住所を有する漁民およびその家族としており、開設以降、これまでもほとんどが漁民およびその家族の使用となっていることから、今後においても地域漁業者の実施を把握し、円滑な施設の運営、使用者へのサービス維持を図る必要がある。

函館市漁業協同組合は、水産業協同組合法に基づき、組合員（漁民）または会員のために直接の奉仕をすることを目的に設立された団体であるが、使用者である漁民およびその家族の状況ならびに地域漁業の実態を詳細に把握しており、使用申請手続きなどの円滑化、これまで行っていたサービスを維持できる唯一の団体である。

以上の理由により、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの期間については、函館市漁業協同組合を指定管理者として当該施設の管理を行わせようとするものであり、選定にあたっては、特例措置により指定管理者候補者として選定したい。

No. 24 函館市青果物地方卸売市場

当該施設については、一般市民の利用に供する施設ではなく、青果物の取引の適正化および流通の円滑化を図り、市民へ青果物を安定的に供給することによって間接的に市民福祉の増進を図る施設である。

この市場の設置目的を達成するため、卸売業者や仲卸など、市場において流通に携わる業者間には、これまで築かれた様々な取引慣習やルールが存在しており、これらを熟知した団体でなければ円滑な業務は難しいところである。

函館青果管理株式会社は、自らの事業活動の場である市場を自らの手で運営し活性化したいとの思いから、市場の卸売業者2社、仲卸業者で組織する団体、買受人・買出人で組織する2団体および関連事業者で組織する団体がそれぞれ出資

し設立した団体であり、業者間の関係調整を図れるとともに指定管理者として業務を行うために必要な安定した流通に関するノウハウや知識・経験を有している市内で唯一の団体である。

以上の理由により、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの期間については、函館青果管理株式会社を指定管理者として当該施設の管理を行わせようとするものであり、選定にあたっては、特例措置により指定管理者候補者として選定したい。

№. 25 函館市水産物地方卸売市場

平成26年4月1日から函館市水産物地方卸売市場（以下「市場」という。）に指定管理者制度を導入し、市場の施設の使用条件の指定、使用の許可および期限に関する事、市場の維持管理に関する事、その他市長が定める業務を指定管理者に代行させることとしている。

市場は、一般的な公の施設とは異なり、一般市民の利用に供する施設ではなく、生鮮水産物等の取引の適正化ならびにその生産および流通の円滑化を図り、市民等へ生鮮水産物等を安定的に供給することによって、間接的に市民福祉の増進を図る施設である。

また、市場は、卸売業者が水産物等を集荷し、仲卸人や買受人に卸売りすることで機能し、市場の設置目的を達成できる場所であるが、業者間にはこれまで築かれた様々な取引慣習やルールが存在しており、これらを熟知した団体でなければ円滑な業務の代行は難しいところである。

こうした中で、函館魚市場株式会社は、市場内に事務所を構え活動の拠点にしているとともに、市場機能を発揮するうえで中心的な役割を担い、他の殆どの市場関係業者と関わりを持っているなど、指定管理者として業務を代行するために必要なノウハウや知識・経験を有している市内で唯一の団体であることから、公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条第1項第1号（注）の規定に基づき、指定管理者の候補者を特例で選定したい。

№. 36 都市公園

当該施設については、現在、一般財団法人函館市住宅都市施設公社（以下「公社」という。）が指定管理者として、施設全般に係る管理運営を行っており、これまでも適正な管理運営がなされている。

こうした実績を基にした事業計画は、設立以来蓄積された経験とノウハウを活かした自主事業の展開、利用者の目線に立った施設運営、施設の老朽化への適切な対応など充実しており、また、指定管理者の評価基準に照らしても、良好かつ安定的な管理運営が期待できる内容である。

本市の緑化推進施策は、地域の特性を活かし、多様な役割を担っている本市の緑を将来にわたり望ましい姿で保全していくとともに、なお一層の都市緑化の推

進と緑化活動の据野の拡大等を目的に、都市公園を拠点施設としたソフト事業を重点的に展開している。

その施策推進の中核を担う公社は、公園その他都市施設の迅速かつ柔軟な施設管理と、花と緑の普及啓発業務併せて行うことを目的とした団体であり、平成3年に現在の組織として改組されて以来、函館山緑地、五稜郭公園や函館公園といった大規模公園から身近な街区公園に至るまで300を超える都市公園等の管理運営を長年にわたり行っているほか、市が策定した緑の基本計画に基づき、全市的な緑化普及活動の実務部隊として、市民・企業・行政が一体となった多彩な事業を展開し、市民の緑化意識の向上や協働による緑のまちづくりに大きく寄与してきた。

本市の緑化推進にあたり、政策の企画立案機能は市が担い、具体的な事業の企画および実施は公社が行うというそれぞれの役割のもと一体となって継続的に各種施策を推進していくことが必要である。

こうしたことから、公社が指定管理者として引き続き、施設の管理運営と自主事業を展開していくことが、本市の緑化推進と施設の設置目的達成のための効率的・効果的な管理運営に資すると考える。

以上の理由により、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの期間については、財団法人函館市住宅都市施設公社を指定管理者として当該施設の管理を行わせようとするものであり、選定にあたっては、特例措置により指定管理者候補者として選定したい。

No. 37 函館市熱帯植物園

当該施設は、昭和45年に水道局（当時）が開設した施設であり、平成22年に市（土木部）が移管を受け、市民に熱帯植物に親しむ場と憩いの場を提供し、もって市民の福祉の増進に資することを目的として設置したものである。

設置後45年となる当該施設は、平成25年度に策定した「今後の公共施設のあり方に関する基本方針」において、「総合的な視点での検討を要する施設」と位置付けられており、また、平成26年度に実施した老朽化診断では、「ガラス温室やサル山施設の継続的な供用は難しい。」との報告を受けている。

これらを受けて、時代に合ったエコな観光施設として全体をリニューアルするとの方針の基、現在、整備内容の方向性をまとめているところであり、平成28年度から3か年程度で、基本計画、基本設計、実施設計を策定する予定である。

こうしたことから、次期指定期間については、平成28年度から平成30年度までの3年間とするものであるが、このような（流動的要素がある）状況下で公募することは、新たに指定を目指す団体にとって安定した事業計画や収支計画の立案が困難になるなど運営リスクが高く、競争の公平性が損なわれることに加え、専門性の高いスタッフの雇用確保にも課題が生じることから、多種多様な熱帯植物の管理や、市内で例のない特殊業務である危険動物（ニホンザル約90頭）の飼育などに豊富なノウハウを持つ現指定管理者による安定的な管理運営が継続

されることが望ましい。

以上の理由により、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの期間については、特定非営利活動法人（NPO法人）函館エコロジークラブを指定管理者候補者として当該施設の管理を行わせようとするものであり、選定にあたっては、特例措置により指定管理者候補者として選定したい。

№. 38 函館市営住宅等

№. 39 函館市特定公共賃貸住宅等

市営住宅等の管理については、入居者に与える安心感や公共性・公平性の担保のほか、市営住宅にあつては、住宅困窮者のセーフティネットとして、また、高齢者・障がい者・生活保護者への適切な対応など、福祉施策や行政的な判断を含めたワンストップ対応ができる公的機関が担うことが相応しいと考えている。

候補者団体である一般財団法人函館市住宅都市施設公社は、行政補完型の公的組織として、市営住宅の円滑かつ適正な管理体制を確立することにより、入居者に対するサービスの向上を図ることを目的に、昭和63年3月に市が全額出資して設立したものであり、指定管理者の選定にあたっては、上記必要条件を満たしており、市営住宅等の管理業務全般を一括して長期・安定的に受託できる唯一の公的な団体である当該公社に特例措置により選定したい。

№. 41 函館市小安中央会館ほか

函館市地域会館（小安中央会館、汐首東会館、瀬多来会館、弁才町会館、泊町会館、館町会館および原木会館。以下「施設」という。）については、住民に集会、学習、交流等の場を提供する目的で設置され、その区域で構成されている町会の活動拠点として利用されるなど、地域住民の利用が大部分であり、地域に根付いた施設となっていることから、従来より地縁の団体である小安町会ほか6町（内）会（以下「各町会」という。）に依頼し、管理を行わせてきた施設である。

平成18年度から施設の指定管理者として指定を受ける各町会は、これまでの施設管理においても、町会役員や下部組織が協力して管理業務、環境整備など、良好な地域社会の維持・形成に努めているほか、利用者の利便性向上に配慮した適正な管理運営がなされてきたところであり、施設の設置目的を効果的・効率的に達成するため、今後とも地域と一体化した各町会による施設の管理運営を継続することが望ましい。

以上のことから、当該施設については、「函館市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」第6条第1項第1号（注）の規定に基づき、特例措置により各町会を指定管理者候補者として選定することとしたい。

№. 43 函館市日浦会館ほか

当該施設については、住民に集会、学習、交流等の場を提供する目的で設置され、その区域で構成されている町内会の活動拠点として利用されるなど、地域住民の利用が大部分であり、地域に根付いた施設となっていることから、従来より町内会等、地縁の団体に依頼し、管理を行わせてきた施設である。

平成21年度から施設の指定管理者として指定を受ける恵山地区町会連合会は、地域内町内会で構成される連合体であり、これまでの施設管理においても、町内会相互の連絡調整や交流、環境整備など、良好な地域社会の維持・形成に努めているほか、利用者の利便性向上に配慮した適正な管理運営がなされてきたところであり、施設の設置目的を効果的・効率的に達成するため、今後とも地域と一体化した当該団体による施設の管理運営を継続することが望ましい。

以上の理由により、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの期間については、恵山地区町会連合会を指定管理者として当該施設の管理を行わせようとするものであり、選定にあたっては、特例措置により指定管理者候補者として選定したい。

№. 44 函館市恵山コミュニティセンター

当該施設については、住民に集会、交流、研修、文化活動等の場を提供することにより、地域活動の促進と住民福祉の増進を図ることを目的として平成22年度に設置した施設である。

開設時より現指定管理者である恵山地区町会連合会に管理運営を委託してきたところであるが、現在、市においては同様の性質を持ち、また同じく恵山地区町会連合会に管理運営を委託している恵山地区の各地域会館について、そのあり方を検討しており、地域交流の拠点施設として位置づけられる当該施設についても、地域コミュニティ施設全体のサービス向上や効率化の観点などから、その望ましい管理運営方法等についてあわせて検討しているところである。

恵山地区町会連合会は、管内の町内会で構成される連合体であり、町内会相互の連絡調整や交流、活動するための環境整備など、良好な地域社会の維持・形成に努めているほか、これまでの施設管理においても、町内会相互のネットワークにより、行事等への住民参加の促進を図るほか、利用者の利便性向上に配慮した適正な管理運営がなされてきたところであり、十分な経験と実績を有している。

以上の理由により、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの期間については、恵山地区町会連合会を指定管理者として当該施設の管理を行わせようとするものであり、選定にあたっては、特例措置により指定管理者候補者として選定したい。

№. 45 函館市元村会館ほか

当該施設は、住民に集会、学習、交流等の場を提供する目的で設置され、その区域で構成されている町内会の活動拠点として利用されるなど、地域住民の利用が大部分であり、地域に根付いた施設となっていることから、従来より町内会に依頼し、管理を行わせてきた施設である。

平成21年度から施設の指定管理者として指定を受ける榎法華地区町会連合会は、地域内町内会で構成される連合体であり、これまでの施設管理においても、町内会相互の連絡調整や交流、環境整備など、良好な地域社会の維持・形成に努めているほか、利用者の利便性向上に配慮した適正な管理運営がなされてきたところであり、施設の設置目的を効果的・効率的に達成するため、今後とも地域と一体化した当該団体による施設の管理運営を継続することが望ましい。

以上の理由により、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの期間については、榎法華地区町会連合会を指定管理者として当該施設の管理を行わせようとするものであり、選定にあたっては、特例措置により指定管理者候補者として選定したい。

№. 46 函館市ホテル恵風

当該施設は、平成9年10月に旧榎法華村における観光振興の中核施設として、旧村民の多大なる期待のもと開業した温泉ホテルであり、今日においても地域経済の活性化や地元雇用の創出など、貴重な役割を果たしている。

このような中、施設の開業時から管理運営を担ってきた現指定管理者（(株)函館市榎法華振興公社）が、平成27年度をもって事業から撤退することとなったが、当該地域の地域振興や地元経済にとって、ホテル恵風の存在は不可欠であることから、新たな指定管理者を指定し、平成28年度以降も営業を継続する必要がある。

新たな指定管理者の選定にあたっては、平成26年3月に市が策定した「今後の公共施設のあり方に関する基本方針」において、当該施設を「民営化を検討する施設」と位置づけ、その検討を進めることとしていることから、今後の経営形態が大きく変更となる可能性があることを踏まえ、その検討期間である平成28年度から30年度までの3年間は、特例措置を適用し、地域振興など、施設の設置目的を効果的に達成するため、適当と認められる団体を選定しようとするものである。

(株)榎法華振興開発は、地域自らの手による当該施設の管理運営と更なる地域振興を図るために設立された会社であり、当該ホテルの経営経験者を有するほか、ホテルスタッフは現従業員の継続雇用を基本としていることから、施設の管理運営を円滑に移行できるとともに、企業経営や幅広い営業ノウハウを持つ人材を中心に、施設の利用促進や経費削減、さらには新たな地域振興の取組みにも意欲的であることから、安定的な管理運営と地域振興など施設の設置目的の効果的な達成に期待を持てる団体である。

以上の理由により、平成28年度から30年度までの3年間は、特例措置を適用し、(株) 榎法華振興開発を指定管理者候補者として選定することとしたい。

№. 48 函館市古部会館ほか

函館市地域会館（古部会館、木直会館、ポン木直会館、見日会館、黒鷲会館、尾札部会館、川汲会館、安浦会館、臼尻会館、大船会館、磯谷会館、望路会館。以下「施設」という。）については、地域住民に集会、学習、交流等の場を提供する目的で設置され、その区域で構成されている町内会の活動拠点として利用されるなど、地域住民の利用が大部分であり、地域に根付いた施設となっていることや地域コミュニティの維持には欠かすことができないことから、地域の実態に即し、従来より各町内会や南かやべ漁協に依頼し、管理を行わせてきた施設である。

平成18年度から施設の指定管理者として指定を受ける各町内会や南かやべ漁協は、これまでの施設管理においても、地域の連絡調整や交流、環境整備など、良好な地域社会の維持・形成に努めているほか、利用者の利便性向上に配慮した適正な管理運営がなされてきたところであり、施設の設置目的を効果的・効率的に達成するため、今後とも地域と一体化した当該団体による施設の管理運営を継続することが望ましい。

以上のことから、当該施設については、「函館市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」第6条第1項第1号（注）の規定に基づき、特例措置により指定管理者候補者として選定することとしたい。

№. 62 函館市南茅部青少年会館

当該施設については、青少年の健全育成を推進することを目的で設置され地元学生スポーツおよびレクリエーション活動の場として利用されているほか、市指定無形民俗文化財である「安浦駒踊り」の練習や老人クラブのゲートボールなど、青少年のみならず広く地元住民の活動の場として利用されているなど、地域に根付いた施設となっており、地域の実態に即し、開設当初より安浦町内会に管理を行わせてきた施設である。

平成18年度から施設の指定管理者として指定を受ける安浦町内会は、これまでの施設管理においても、施設の設置目的に沿った適正な管理を行っているほか定期清掃作業については、町内会の老人クラブに担当させるなど、高齢者の積極的な地域活動にも貢献している。また、函館市の定める避難所に指定されており、地元町内会が管理することにより災害時の対応も迅速に行うことができるなど今後とも地域と一体化した当該団体による施設の管理運営を継続することが望ましい。

以上の理由により、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの期間については、安浦町内会を指定管理者として当該施設の管理を行わせようとする

ものであり、選定にあたっては、特例措置により指定管理者候補者として選定したい。

№. 63 函館市縄文文化交流センター

当該施設は、北海道初の国宝「中空土偶」をはじめ、函館市の縄文遺跡から出土した遺物を数多く展示するなど、地域の観光拠点、あるいは各種体験講座や学習会の場として広く市民等に利用されているほか、縄文文化に関する研究の中核を担い、普及啓発活動を行うなど、地域や地元経済界の期待が大きい『北海道・北東北の縄文遺跡群』の世界文化遺産登録に向けた活動拠点ともなっており、そのサービス提供に専門性や特殊性を有している施設である。

このため、当該施設の指定管理者制度導入にあたっては、国宝の適切な維持管理に対する信頼性の確保はもとより、今後の世界文化遺産登録に向け、行政と地元経済界などが一体となって取組みを推進する必要がある、市の一定の関与のもと、効果的な体制を構築することが、この間求められてきたところである。

選定候補者とした標記財団は、当該施設の管理運営業務を開館当初から受託するNPO法人函館市埋蔵文化財事業団を母体に地元経済界が中心となって設立した団体であり、文化庁が国宝展示施設の指定管理に必要な要件としている、文化庁主催セミナーの修了資格を持つ学芸員を道南で唯一有しているなど、高い専門性や豊富な経験を持つほか、「官民一体」で縄文文化の研究や普及活用等の取組に一層取り組んでいくため市職員も団体理事および評議員として就任していることから、現時点では、同財団を指定管理者とすることが、施設の設置目的等を効果的・効率的に達成するため、最良の体制であるといえる。

以上の理由により、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの期間については、標記財団を指定管理者として当該施設の管理を行わせようとするものであり、選定にあたっては、特例措置により指定管理者候補者として選定したい。

- No. 64 千代台公園野球場
- No. 65 千代台公園陸上競技場
- No. 66 千代台公園庭球場
- No. 67 千代台公園
- No. 68 函館市重要文化財旧函館区公会堂
- No. 69 函館市北方民族資料館
- No. 70 函館市文学館
- No. 71 函館市北洋資料館
- No. 72 函館市芸術ホール
- No. 73 函館市民プール

函館市社会教育施設等10施設については、当市の文化芸術・スポーツ活動の主要拠点であり、その管理運営は、「公益財団法人函館市文化・スポーツ振興財団」に、継続して担わせてきたところである。

社会教育施設等の指定管理者選定にあたっては、平成21年度に青年センターおよび亀田青少年会館を公募化し、また、平成27年度からは新たに市民会館についても、函館アリーナと合わせて公募化することとしたところであり、当該10施設についても、順次、公募化することが望ましいと考えている。

同財団は、文化・スポーツの普及振興のほか、市の文化・スポーツ施設の維持管理を行うことを目的に、市が100%出資して設立した団体であり、これまで当市の文化芸術・スポーツ施策推進の中核を担ってきたところであるが、この間、市に頼らない自主・自立的な組織への転換を目指して、様々な見直しを進めてきているところであり、市としても、平成26年4月1日付けで新たに移行した「公益財団法人」としての公益性の維持や、経営基盤の安定化、さらには団体職員の雇用など、団体設立者としての立場から、一定の配慮が必要な状況にある。

以上のことから、当該10施設に係る今後の指定管理者選定については、引き続き財団の自主・自立に向けた取組みをより一層働きかけながら、段階的な公募化について検討することとし、平成27年度から平成29年度までの3年間については、「函館市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」第6条第1項第1号（注）の規定に基づき、特例措置により同財団を指定管理者候補者として選定することとしたい。

なお、当該10施設のうち、旧函館区公会堂については、平成26年度に実施する耐震診断の結果を踏まえたうえで、公募化に向けた検討を進めることとし、文学館および北方民族資料館においては、資料寄託者から将来的にも同財団が管理することについて強い意向が示されていることから、資料寄託者と引き続き協議を行い、問題点等を整理しながら、公募化に向けた検討を進めていくこととする。

以上の理由により、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの期間の当該施設の管理については、公益財団法人函館市文化・スポーツ振興財団を特例措置により指定管理者候補者として選定したい。

(注) (選定の特例)

第6条 市長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、第2条第1項の規定にかかわらず、適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定することができる。

(1) 施設の設置目的、性格、規模等から特に必要があると認められるとき。

(公募)

第2条 市長、公営企業管理者または教育委員会（以下「市長等」という。）は、指定管理者に施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示して、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体を公募するものとする。

- (1) 施設の概要
- (2) 申請の資格
- (3) 申請の期間
- (4) 申請書に添付する書類
- (5) 選定の方法および基準
- (6) 管理の基準
- (7) 管理の業務の範囲および具体的内容
- (8) 管理を行わせる期間
- (9) その他市長等が必要と認める事項

④ 平成26年度包括外部監査（使用料及び手数料等の事務の執行について）の監査結果に基づく措置（平成27年9月11日）

(ア) 一般財団以降における使用料の徴収（一般財団法人函館市住宅都市施設公社）

ア 意見の概要

公益法人改革により一般財団化された同公社における事務室等の使用料は、従前のおり免除されている。

公益目的事業費率が50%未満であり、法人の創意工夫により柔軟な事業展開が可能な組織なので、「公共的団体」が「公益のために」使用するには該当しないことから、規定の使用料を徴収していただきたい。

イ 措置の内容

使用料の減免における、公益社団・財団法人と一般社団・財団法人の取扱いを明確にし、一般財団法人函館市住宅都市施設公社においては、函館市財産条例施行規則別表第1（注）により算定される額を徴収する方向で検討したい。

(イ) 減免率の方針

ア 意見の概要

「一般社団法人函館国際観光コンベンション協会」および「一般財団法人函館国際水産・海洋都市推進機構」も事務室の使用料は免除されている。

市との密接な関係性は理解するものの、公益財団法人とは異なり使用料を免除する明確な理由は見つからない。

(ア) 免除(100%)だけではなく、(イ) 減額(1~99%)、(ウ) 減免なし(0%)も含めて、一般社団・財団法人の減免率の方針を検討してもらいたい。

イ 措置の内容

使用料の減免等における、公益社団・財団法人と一般社団・財団法人の取扱いを明確にし、一般社団法人函館国際観光コンベンション協会については、その設立等の経過を踏まえ、市との密接な関係性を考慮し、免除または減額を検討したい。また一般財団法人函館国際水産・海洋都市推進機構については、民間事業者との公平性の観点から、函館市財産条例施行規則別表第1(注)により算定される額を徴収する方向で検討したい。

(注) 財産条例施行規則別表第1

区 分		算 定 基 準
土地	(1)住宅用	前年度の市の固定資産税の評価額を算定する方法によって算出した価格×(1.8/100)×(1/12)
	(2)非住宅用	前年度の市の固定資産税の評価額を算定する方法によって算出した価格×(4.5/100)×(1/12)
	(3)(1)と(2)との併用	前年度の市の固定資産税の評価額を算定する方法によって算出した価格×(3.2/100)×(1/12)
建物		前年度の市の固定資産税の評価額を算定する方法によって算出した価格×(4/100)×(1/12)+土地の使用料または貸付料相当額
自動販売機設置に係る土地または建物	(1)屋内に設置する場合	1台につき800円
	(2)屋外に設置する場合	1台につき400円
土地、建物および自動販売機設置に係る土地または建物以外のもの		取得価格、評価額等を基準とし、耐用年数等を考慮して算出した額

⑤ 平成27年度包括外部監査（出資団体：公益財団法人 函館市文化・スポーツ振興財団）の結果に基づく措置（平成28年8月10日）

(ア) 選定結果通知書における特例措置選定理由の記載

ア 指摘事項の概要

「選定結果通知書」に選定理由が記載されていない。選定時の詳細な事情が分からなくなる可能性があるため、今後特例措置により選定する場合は「選定結果通知書」に選定理由を記載していただきたい。

イ 措置の内容

今後特例措置により選定する場合、「選定結果通知書」に選定理由を記載する。

(イ) 特例措置により選定する理由

ア 指摘事項の内容

函館市社会教育施設等10施設については、当市の文化芸術・スポーツ活動の主要拠点であり、その管理運営は、団体の特性を根拠に「公益財団法人函館市文化・スポーツ振興財団」に継続して担わせてきたところであるが、当該10施設に係る今後の指定管理者選定については、原則のとおり公募としていただきたい。

(ウ) 選定施設の単位

ア 指摘事項の内容

当該10施設を段階的に公募化する際には、特例の条件（施設の効率的な管理や効果的な活用により、市民サービスの向上が図られる）を満たす施設以外は、原則、一施設ごとに候補者を選定していただきたい。

イ 措置の内容

当該施設の多くは本市の文化・スポーツ振興の拠点施設や付帯施設などであり、本市の文化・スポーツ活動の中核的団体である現受託者が、これまで培ってきた運営ノウハウや各種団体とのネットワーク等を活かし、施設管理と振興事業を一体的に行うことが設置目的の達成に最も効果的であると判断し、現在10施設一括で現受託者に管理を委託している。（特例措置）

しかしながら、指定管理者制度導入から10年以上経過し、この間、多くの民間団体等が公共施設の管理を担い、市民サービスの向上が図られていることから、施設の性格や状況等を踏まえながら、選定施設の単位を含め、これまでも段階的に公募化を進めているところであり、当該10施設についても、これまでと同様に公募化について検討を進めているところである。

⑥ 平成27年度包括外部監査（出資団体：社会福祉法人 函館市社会福祉協議会）の結果に基づく措置（平成28年9月5日）

（ア） 運営補助と指定管理事業について

ア 指摘事項の概要

施設管理の指定管理業務であれば、管理費の区分をある程度明確にし、必要最低限の条件を加味すれば一般事業者の参入は可能であり、指定管理者制度の趣旨に沿った内容となる。

また、平成27年度予算において、法人運営費補助の削減状況、指定管理委託料の増加状況、指定管理事業から法人運営費へ事業区分間繰入の状況より、法人運営費補助を削減しても指定管理委託料が増加し事業区分間繰入が行われているが、事務管理費を除く実質的な管理委託料を積算することで、事業区分間繰入の必要がなくなり、実態に応じた補助額の積算になると考える。

平成27年度予算からの積算の見直しは、法人運営費補助の削減分を指定管理委託料で補填しているのと何ら変わらず、更に、社会福祉協議会の業務は福祉目的、収益事業でない業務が主体であり、補助金積算の「補助金のあり方に関するガイドライン」に沿った1/2補助については、法人の設立経緯、法人の存続維持を踏まえ議論の残すところである。

イ 措置の内容

平成27年度に行った補助金・委託料の総合的な見直し内容は、これまで個別の事業毎にそれぞれ改善等を行ってきたことにより、委託事業の積算において、管理コストや人件費の積算が不明確になるなどの歪みが生じ、結果として社会福祉協議会運営費補助金に偏重した状態となったものを、補助金・委託料を総合的に見直すことにより、管理コストの明確化を図ったものである。

また、人件費積算において補助金と委託料で異なっていた人件費単価を、統一単価に見直したところである。

なお、従前、一部の事業部門や支所部門の経費を管理部門で計上していたところであり、真に必要な法人運営経費を管理部門で計上するよう見直したうえで、管理部門に要する経費は1/2の補助率とし、一方、社会福祉協議会の根幹事業となる地域福祉活動事業などに要する経費については、その公益事業としての性格を踏まえ、10/10の補助率としているところである。

今後においても、平成27年度に行った見直しに基づき、補助金・委託料について適正な積算に努めてまいりたい。

⑦ 公募施設選定時における人件費の積算内訳

函館市HPより記載

収支計画書補足資料：人件費の積算内訳（詳細）について 記載要領

応募者に追加提出していただく本資料は、収支計画書に記載された人件費の積算内訳について、その詳細を明らかにし、より適正な評価を行うための補足資料です。

応募者は、指定の期日までに、本資料を担当課へ提出してください。

なお、本資料は指定管理者候補者の選定における評価資料となり、指定管理者として指定を受けた場合には、毎年度、従業員への賃金支払状況等について、本資料の記載内容に基づき履行確認調査を行いますので、適切に記載されるよう留意してください。

項目名	説明
(1)職名	<p>収支計画書における人件費の積算内訳に基づき、業務従事者の職名について記入してください。</p> <p>例) 責任者, 副責任者, 係員A, 係員B, ○○担当, 清掃員など</p> <p><u>※1人1項目として記載してください。</u></p>
(2)人件費積算額の内訳	<p>1人1人の積算額（平成27年度の年額）について、下記区分による内訳を記入してください。</p> <p>①基本給+基準内手当</p> <p>人件費積算額のうち、基本給および基準内手当の相当額を記入してください。</p> <p>※基本給とは、従業員個人の属性（年齢、知識、経験、技能）および職務の要求する要素（職務知識、指導、監督責任、業務責任等）によって決定される賃金をいいます。</p> <p>従って、年齢や勤続年数、学歴などによる本人給、職能給、役職給、技能給等は含みますが、歩合給等の能率給や家族手当、交通費などの生活補助給や時間外割増賃金は含めません。</p>

※基準内手当とは、毎月きまって支払われる基本的な賃金で最低賃金制度の所定内給与に区分される手当をいいます。

②基準外手当

人件費積算額のうち、最低賃金制度において最低賃金の計算に含めない「臨時的な手当等」の相当額を記入してください。

※「臨時的な手当等」

ア 臨時に支払われる賃金【結婚手当など】

イ 1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金【賞与など】

ウ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金【時間外割増賃金など】

エ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金【休日割増賃金など】

オ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分【深夜割増賃金など】

カ 精皆勤手当，通勤手当及び家族手当

※最低賃金制度に関する疑問点等については、最寄りの労働基準監督署等にご相談ください。

③法定福利費・福利厚生費

人件費積算額のうち、法定福利費および福利厚生費の合計額について記入してください。

④合計

上記①，②，③の合計額を記載してください。

また、表の最下段の【計】欄に、①～④それぞれの合計を記入し、収支計画書に記載した平成27年度の人件費総額と一致することを確認してください。

※資料が、2枚以上にわたるときは、それぞれのページごとの【計】欄を合計した数値を【合計】欄に記入して、収支計画書に記載した人件費総額と一致することを確認してください。

<p>(3) 左記内訳のうち、①の積算根拠</p>	<p>⑤給与形態 配置労働者の給与形態について、「月給制」、「日給制」、「時給制」のいずれかから該当するものを選択して記入してください。(プルダウンメニューから選択可能です。)</p> <p>⑥積算単価 ①の金額の積算根拠となる⑤に基づく積算単価を記入してください。</p> <p>⑦積算数量 ①の金額の積算根拠となる積算数量を記入してください。</p> <p>⑧単位 ⑦の単位を記入してください。(例) 月, 日, 時間</p> <p>⑨年額 下記計算式にて得られる額を記入し, ①の記載額と一致することを確認してください。</p> <p>【計算式】 年額 = 積算単価 × 積算数量 = ① ⑥ ⑦</p>
<p>(4) 所定労働日数</p>	<p>⑩年間 就業規則, 雇用契約書, 労働条件通知書, 本業務仕様書, 現場のシフト等に基づく年間の所定労働日数を記入してください。</p>
<p>(5) 所定労働時間</p>	<p>⑪1日あたり 就業規則, 雇用契約書, 労働条件通知書, 本業務仕様書, 現場のシフト等に基づく1日あたりの所定労働時間(休憩時間を除く)を記入してください。</p> <p>※勤務シフト等により, 1日の所定労働時間が異なる場合には, 「年間所定労働時間 ÷ 年間所定労働日数」により1日あたりの所定労働時間を算出して記入してください。(単位は「時間」として,</p>

	<p>小数点第3位を切り上げ表記します。) (例) 45分は0.75時間</p> <p>⑫年間 就業規則、雇用契約書、労働条件通知書、本業務仕様書、現場のシフト等に基づく年間の所定労働時間を記入してください。</p>
(6) 時間単価①	<p>⑬時間換算額 下記計算式により得られた額を記入してください。</p> <p>【計算式】 時間換算額 = 年額 ÷ 年間所定労働時間 ⑨ ⑫</p> <p>※小数点以下は切り捨て</p>
(7) 時間単価②	<p>⑭時間換算額 下記計算式により得られた額を記入してください。</p> <p>【計算式】 時間換算額 = { (基本給年額 + 基準内手当年額) + 基準外手当 } ÷ 年間所定労働時間 ① ② ⑫</p> <p>※小数点以下は切り捨て</p>
(8) 雇用形態	<p>⑮雇用期間による別 下記から該当するものを1つ選択し、記入してください。(プルダウンメニューから選択可能です。) 「常雇」・・・・・・雇用期間を定めない契約で雇う者(定年までの場合を含む) 「常雇(有期)」・・1年を超える雇用契約期間で雇う者 「臨時雇」・・・・・・1ヶ月以上1年以内の期間を定めて雇う者 「日雇」・・・・・・日々または1ヶ月未満の契約で雇う者</p> <p>⑯勤務先における呼称 勤務先における雇用上の呼称について、下記から該当するものを</p>

	<p>1つ選択し、記入してください。（プルダウンメニューから選択可能です。）</p> <p>「正規職員」、「パート」、「アルバイト」、「労働者派遣事業所の派遣社員」、「契約社員」、「嘱託」、「その他」</p> <p>※呼称については、全く同じではなくても、<u>意味合いとして最も近いもの</u>を選択・記入してください。</p> <p>※その他を選択する場合は、「その他（〇〇〇）」と記入してください。</p>
<p>（９）指定管理業務以外の業務へ従事させる予定</p>	<p>配置労働者を、指定管理業務以外の業務（団体における他部門の業務）に従事させる予定の有無について、記入してください。（プルダウンメニューから選択可能です。）</p>
<p>（１０）①に含まれる基準内手当の名称</p> <p>※記入欄は1枚目最下段です。</p>	<p>①に含まれる基準内手当の名称を記載してください。</p> <p>※基準内手当とは、毎月きまって支払われる基本的な賃金で最低賃金制度の所定内給与に区分される手当をいいます。</p> <p><u>下記の「臨時的な手当等」を、①に含めることはできませんので留意してください。</u></p> <p>ア 臨時に支払われる賃金【結婚手当など】</p> <p>イ 1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金【賞与など】</p> <p>ウ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金【時間外割増賃金など】</p> <p>エ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金【休日割増賃金など】</p> <p>オ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分【深夜割増賃金など】</p> <p>カ 精皆勤手当，通勤手当及び家族手当</p>

収支計画書補足資料：人件費の積算内訳(詳細)について

施設名	担当者名
申請団体名	電話番号

No.	(1) 職名	(2) 人件費積算額の内訳 ※収支計画書に記載した額(年額)			(3) 左記内訳のうち、①の積算根拠				(4) 所定労働日数 ⑩ 年間 1日あたり	(5) 所定労働時間 ⑫ 年間		(6) 時間単価① ⑬ 時間換算額 ⑨/⑬	(7) 時間単価② ⑭ 時間換算額 (①+②)/⑭	(8) 雇用形態		(9) 指定管理 業務以外 の業務への 従事する 予定	
		① 基本給 + 基管内手当	② 基管外手当	③ 法定福利費 福利厚生費	④ 合計 ①+②+③	⑤ 給与 形態	⑥ 積算 単価	⑦ 積算 数量		⑧ ⑦の 単位	⑨ 年額 ⑥×⑦=⑨			⑪ ①あたり	⑰ 雇用期間 による別		⑱ 雇用形態 における呼称
1															<input type="checkbox"/> 常雇 <input type="checkbox"/> 常雇(有期) <input type="checkbox"/> 臨時雇 <input type="checkbox"/> 日雇		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
2															<input type="checkbox"/> 常雇 <input type="checkbox"/> 常雇(有期) <input type="checkbox"/> 臨時雇 <input type="checkbox"/> 日雇		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
3															<input type="checkbox"/> 常雇 <input type="checkbox"/> 常雇(有期) <input type="checkbox"/> 臨時雇 <input type="checkbox"/> 日雇		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
4															<input type="checkbox"/> 常雇 <input type="checkbox"/> 常雇(有期) <input type="checkbox"/> 臨時雇 <input type="checkbox"/> 日雇		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
5															<input type="checkbox"/> 常雇 <input type="checkbox"/> 常雇(有期) <input type="checkbox"/> 臨時雇 <input type="checkbox"/> 日雇		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
6															<input type="checkbox"/> 常雇 <input type="checkbox"/> 常雇(有期) <input type="checkbox"/> 臨時雇 <input type="checkbox"/> 日雇		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
7															<input type="checkbox"/> 常雇 <input type="checkbox"/> 常雇(有期) <input type="checkbox"/> 臨時雇 <input type="checkbox"/> 日雇		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
8															<input type="checkbox"/> 常雇 <input type="checkbox"/> 常雇(有期) <input type="checkbox"/> 臨時雇 <input type="checkbox"/> 日雇		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
9															<input type="checkbox"/> 常雇 <input type="checkbox"/> 常雇(有期) <input type="checkbox"/> 臨時雇 <input type="checkbox"/> 日雇		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
10															<input type="checkbox"/> 常雇 <input type="checkbox"/> 常雇(有期) <input type="checkbox"/> 臨時雇 <input type="checkbox"/> 日雇		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
【計】																	

(10) ①に含まれる 基管内手当の名称

収支計画書補足資料：人件費の積算内訳(詳細)について

記載例(手書き用)

No.	(1) 職名	(2) 人件費積算額の内訳 ※収支計画書に記載した額(金額)		(3) 左記内訳のうち、①の積算根拠					(4) 所定労働日数 ⑩	(5) 所定労働時間		(6) 時間単価① ⑬	(7) 時間単価② ⑪+⑫)/⑭	(8) 雇用形態		(9) 指定管理業務以外の業務へ従事する予定	
		① 基本給+基礎内手当	② 基卸外手当	③ 法定福利費 福利厚生費	④ 合計 ①+②+③	⑤ 給与形態 ■月給 □日給 □時給	⑥ 積算単価	⑦ 積算数量		⑧ ⑦の単位	⑨ 年額 ⑥×⑦=⑨			⑪ 1日あたり	⑫ 年間		⑬ 時間換算額 ⑨/⑫
1	責任者	3,840,000	250,000	300,000	4,390,000	■月給 □日給 □時給	320,000	12 月	3,840,000	8.00	1,920.00	2,000	2,130	■常雇(有期) □常雇(無期) □臨時雇	■常雇(有期) □常雇(無期) □臨時雇	正規職員	□有 ■無
2	副責任者	3,180,000	150,000	250,000	3,580,000	■月給 □日給 □時給	265,000	12 月	3,180,000	8.00	1,920.00	1,656	1,734	■常雇(有期) □常雇(無期) □臨時雇	■常雇(有期) □常雇(無期) □臨時雇	契約社員	□有 ■無
3	管理員A	2,520,000	100,000	200,000	2,820,000	■月給 □日給 □時給	210,000	12 月	2,520,000	7.75	1,860.00	1,354	1,408	■常雇(有期) □常雇(無期) □臨時雇	■常雇(有期) □常雇(無期) □臨時雇	契約社員	□有 ■無
4	管理員B	1,530,000	100,000	180,000	1,810,000	■月給 □日給 □時給	8,500	180 日	1,530,000	7.75	1,395.00	1,096	1,168	■常雇(有期) □常雇(無期) □臨時雇	■常雇(有期) □常雇(無期) □臨時雇	その他(臨時)	□有 ■無
5	管理員C	1,026,000	30,000	100,000	1,156,000	■月給 □日給 □時給	950	1,080 時間	1,026,000	6.00	1,080.00	950	977	■常雇(有期) □常雇(無期) □臨時雇	■常雇(有期) □常雇(無期) □臨時雇	パート	■有 □無
6	管理員D	528,000	30,000	100,000	658,000	■月給 □日給 □時給	800	660 時間	528,000	5.50	660.00	800	845	■常雇(有期) □常雇(無期) □臨時雇	■常雇(有期) □常雇(無期) □臨時雇	パート	■有 □無
7						■月給 □日給 □時給								■常雇(有期) □常雇(無期) □臨時雇	■常雇(有期) □常雇(無期) □臨時雇		□有 □無
8						■月給 □日給 □時給								■常雇(有期) □常雇(無期) □臨時雇	■常雇(有期) □常雇(無期) □臨時雇		□有 □無
9						■月給 □日給 □時給								■常雇(有期) □常雇(無期) □臨時雇	■常雇(有期) □常雇(無期) □臨時雇		□有 □無
10						■月給 □日給 □時給								■常雇(有期) □常雇(無期) □臨時雇	■常雇(有期) □常雇(無期) □臨時雇		□有 □無
【計】		12,624,000	660,000	1,130,000	14,414,000				12,624,000								

(9) ①に含まれる基準内手当の名称 職務手当, 住宅手当

⑧ 監査結果

(ア) N o . 3 6 都市公園、N o . 3 8 函館市営住宅等、N o . 3 9 函館市特定公共賃貸住宅等の特例措置により選定する理由【指摘】

道立都市公園については、原則公募されている。

「北海道立道南四季の杜公園」（所在地：函館市亀田中野町199-2、指定管理期間：平成26年4月1日～平成30年3月31日）においては、一般財団法人函館市住宅都市施設公社が選定されている（1団体のみの応募）。

道営住宅及び共同住宅（以下「道営住宅等」という。）についても、原則公募されている。

「道営住宅等（函館圏）」（所在地：函館市・北斗市・七飯町、指定管理期間：平成26年4月1日～平成30年3月31日）においても、一般財団法人函館市住宅都市施設公社が選定されている（申請者数2団体）。

「公の施設の指定管理者制度運用取扱要綱 4. 候補者の選定（4）候補者の選定に係る特例措置」には、次のように記載されている。

「市の施策と密接に関連する事務事業を実施している市の出資団体等を市の政策推進上の観点等から特例措置により指定している施設であっても、競争原理の導入による管理運営のさらなる効率化やサービス向上のほか、民間事業者の受注機会の拡大等の観点から公募化の可能性について常に検討を行うものとする。」

N o . 1 8 函館市旧イギリス領事館を管理する一般社団法人函館国際観光コンベンション協会およびN o . 6 8 函館市重要文化財旧函館区公会堂、N o . 6 9 函館市北方民族資料館、N o . 7 0 函館市文学館を管理する公益財団法人函館市文化・スポーツ振興財団等の市の出資団体等については、公募化に向けた検討を進めている。

つまり、N o . 3 6 都市公園、N o . 3 8 函館市営住宅等、N o . 3 9 函館市特定公共賃貸住宅等について、一般財団法人函館市住宅都市施設公社を特例措置により選定し続ければ、競争原理の導入による管理運営のさらなる効率化やサービス向上が図られず、民間事業者の受注機会の拡大等にも繋がらないので、他の市の出資団体等のように、公募化に向けた検討を進めていただきたい。

(イ) 施設別の特例措置により選定する理由の公表【指摘】

総務省通知「平成20年度地方財政の運営について」（平成20年6月6日）の「指定管理者制度の運用上の留意事項」には、次の記載がある。

・指定管理者の選定過程に関する留意事項

「複数の申請者に事業計画書を提出させることなく、特定の事業者を指定する際には、当該事業者の選定理由について十分に説明責任を果たしているか」

また、「公の施設の指定管理者制度運用取扱要綱 4. 候補者の選定（5）選定結果の通知・公表」には、次のように記載されている。

・公の施設の指定管理者制度運用取扱要綱

「選定を行ったときは、速やかにその結果を全ての事業者に通知するとともに、選定理由を公表する。（様式例2-1および2-2）」

函館市においては、公募の場合は、市ホームページにおいて結果を公表している。

特例（非公募）の場合も選定理由について十分に説明責任を果たすために、市ホームページにおいて選定理由を公表していただきたい。

(ウ) 特例（非公募）施設における人件費の積算内訳【指摘】

公募施設選定時においては、応募者に対して「収支計画書補足資料：人件費の積算内訳（詳細）について」（⑦「公募施設選定時における人件費の積算内訳」参照）を提出させている。

この記載要領（⑦「公募施設選定時における人件費の積算内訳」参照）において、項目名「（1）職名」の説明に、「※1人1項目として記載してください。」と、注意書きがされている。

また、項目名「（2）人件費積算額の内訳」の説明に「④合計 収支計画書に記載した平成27年度の人件費総額と一致することを確認してください。」と、記載されている。

しかし、函館市社会教育施設等10施設（No. 64 千代台公園野球場、No. 65 千代台公園陸上競技場、No. 66 千代台公園庭球場、No. 67 千代台公園、No. 68 函館市重要文化財旧函館区公会堂、No. 69 函館市北方民族資料館、No. 70 函館市文学館、No. 71 函館市北洋資料館、No. 72 函館市芸術ホール、No. 73 函館市民プール。以下同じ）の平成27年度～平成29年度の人件費積算内訳においては、市嘱託職員等の人件費から1人あたり平均年額を算定し、この平均年額に人数を乗じて計算している。

№. 9 函館市総合福祉センターの平成27年度～平成29年度の人件費積算内訳においても、選定時には記載要領のとおり1人ずつ積み上げ計算がされていたが、契約締結時には市嘱託職員等の人件費から1人あたり平均年額を算定し、この平均年額に人数を乗じて計算している。

特例（非公募）施設における人件費積算についても、公募施設と同様の基準で適正に評価されなければならない。

市の出資団体等における特例（非公募）施設においては、なおさら厳格に人件費の積算をしなければ、過大な指定管理料を支出することとなるので、特例（非公募）施設選定時における人件費積算も対象にするように、記載要領に追加していただきたい。

(エ) 補助金の指定管理料への付け替え【意見】

函館市「補助金のあり方に関するガイドライン」（平成25年4月）の「1 ガイドラインの策定にあたって」には、次のように記載されている。

「補助金とは、その性質上、直接的な反対給付を伴わない給付金であって、その交付については、地方自治法第232条の2において、「公益上特に必要がある場合」に限られている。

本来、補助とは、行政の行う業務ではなく、あくまでも補助団体が自主的に実施する公益的な事業に対する行政からの財政的な支援であり、その財源は市民からいただいた貴重な税金である。

このことを踏まえ、限られた財源を有効に活用し、効果的・効率的かつ適正な執行がされるよう不断の見直しを進めるため、補助金のあり方検討委員会の提言を基に、ガイドラインを策定するものである。」

№. 2 函館市国際水産・海洋総合研究センターの補助金については、次のとおり見直された【① 特例（非公募）施設の内訳（注1）】。

「平成26年度においては、国際水産・海洋総合研究センターのオープンに伴い、補助対象事業の一部（産学官連携促進業務など）を、指定管理者業務へ移管したことから、補助金を削減した。」

函館市文化・スポーツ振興財団に対する事業補助についても、次のとおり見直された【① 特例（非公募）施設の内訳（注2）】。

「文化・スポーツ振興事業を指定管理者業務に位置付け、平成26年度末で補助金を廃止した。」

このように、削減された補助金の額と同額が、平成27年度におけるそれぞれの施設の指定管理料に上乗せされた。

指定管理料の算定方法については、法的規制は特にされていない。

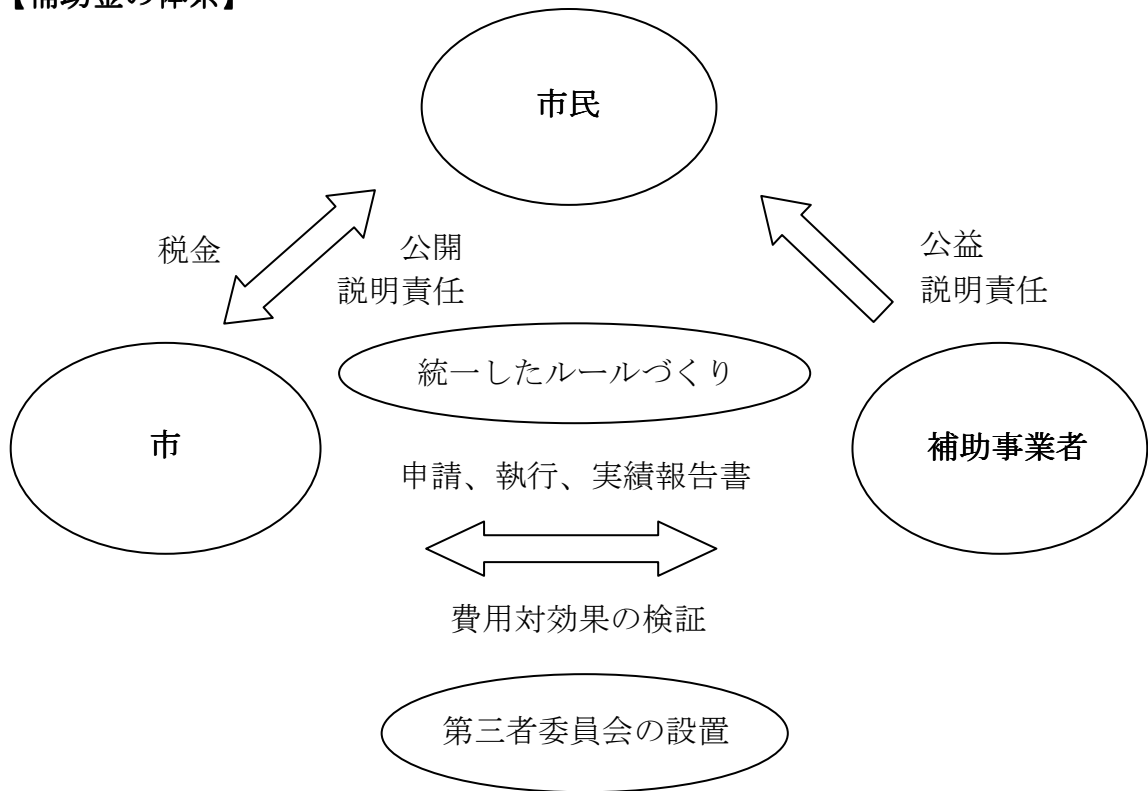
しかし、従来どおりの補助金として支出する場合には、「補助金のあり方

に関するガイドライン」に従って、情報公開の徹底（補助金の執行状況等の透明性を図るため、市ホームページにおいて、実績報告書やチェックシートを公表すること。）がなされる。

これに対し、指定管理料に上乗せされる場合には情報公開されなくなるので、市の出資団体等における特例（非公募）施設を利用した隠れ補助金の支出と誤解されるおそれがあるため、従来どおり補助金として支出するか、若しくは設置条例で施設が行う事業として規定のない事業は、指定管理業務と分けて業務委託による実施を行うよう検討していただきたい。

補助金のあり方に関するガイドライン（函館市 平成25年4月）

【補助金の体系】



IV 指定管理者制度における財産の管理について

1. 財産の管理等について

指定管理者が行う公の施設に係る財産の管理等については、『協定書』及び『管理業務処理要領』、『仕様書』に規定、または『募集要項』に記述されている。

(1) 『協定書』記載事項（抜粋）

『協定書』には、財産管理等について、各施設とも概ね次表のように定められている。

管理業務の処理方法	指定管理者は、管理業務を処理するに当たり、必要な公の施設の附属設備、物品等は無償で使用することができる。
財産の管理等	指定管理者は、公の施設に係る財産の形状、形質等を変更してはならない。ただし、あらかじめ市の承認を得た場合は、この限りではない。
責任分担	管理業務に関する責任の分担については、通常は後記『管理業務処理要領』記載の『リスク分担表』に定めるとおりとし、『リスク分担表』に定める事項について疑義がある場合は、両者協議してその責任の分担を定めるものとする。
会計区分	指定管理者は、管理業務に関して、独立した会計区分を設け、他の会計と区分して経理しなければならない。

なお、次のとおり『協定書』に「備品」について、特別に規定している施設もある。

市による備品等の貸与	市は、「貸与備品一覧」に示す備品等は無償で指定管理者に貸与する。 指定管理者は、指定期間中貸与備品を常に良好な状態に保つものとする。	漁村センター、青果物地方卸売市場、水産物地方卸売市場、博物館郷土資料館（旧金森洋物館）、青年センター、亀田青少年会館
------------	---	--

<p>備品等の購入 および帰属</p>	<p>指定管理者は、貸与備品のほか、指定管理者の任意により備品等を購入または調達し、本業務実施のために供することができる。なお、この場合の備品等は、指定管理者に帰属する。</p>	<p>亀尾ふれあいの里、空港ふれあい菜園、漁村センター 青果物地方卸売市場、水産物地方卸売市場</p>
<p>備品等の貸与 および帰属</p>	<p>指定管理者は、経年劣化等により本業務の処理に供することができなくなった備品等について、リスク分担表に定める金額の範囲内において購入または調達するものとする。この場合、当該備品等は、市に帰属する。</p> <p>指定管理者は、市との協議により、リスク分担表に定める金額の範囲を超えて、備品等を購入または調達することができる。この場合、当該備品等の帰属は、両者協議により定めるものとする。</p> <p>指定管理者は、任意により必要とした物品を購入または調達し、本業務の実施に供することができる。この場合、当該物品は指定管理者に帰属する。</p>	<p>青年センター、亀田青少年会館</p>
<p>備品等の扱い</p>	<p>本協定の満了に際し、備品および物品等の扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>(1) 指定管理者は、市が貸与し、または指定管理者が管理委託料で購入した備品等については、市または市が指定する者に対して引き継がなければならない。</p> <p>(2) 指定管理者が管理委託料以外の自己の費用で購入または調達した備品および物品等に</p>	<p>博物館郷土資料館(旧金森洋物館)、箱館奉行所、南茅部青少年会館</p>

	<p>については、指定管理者が自己の責任と費用で撤去・撤収するものとする。ただし、両者協議において両者が合意した場合には、指定管理者は、市または市が指定する者に対して引き継ぐことができるものとする。</p>	
--	---	--

(2) 『管理業務処理要領』記載事項（抜粋）

『管理業務処理要領』では、例として、次のように定められている。

① 備品の管理および帰属について

<p>A：国際水産・海洋総合研究センターの場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・備え付けてある備品等は、使用者が支障なく使用できるよう、日常的に点検のうえ整理整頓し、適正に管理すること。 ・指定管理者は、管理業務を実施するために備品等が必要な場合は、市と協議のうえ、購入または調達することができる。 ・上記により指定管理者が購入した備品類は、市に帰属するものとする。 ・備品一覧については、備品購入の後、市が作成するが、この一覧にある備品について、経年劣化等により指定管理者が購入した備品については、市に帰属するものとする。 ・指定管理者の故意または過失により、備品をき損滅失したときは、指定管理者の費用により、当該備品と同等の機能および価値を有するものを購入または調達しなければならない。 ・指定管理者は、「函館市会計規則」に定められた帳簿等により物品等を整理し、購入および廃棄等をする場合は、事前に市と協議するとともに異動について定期的に市へ報告しなければならない。
<p>B：女性センターの場合</p>	<p>公の施設を運営するため事務などで要する机、椅子、書庫、OA機器その他の事務用機器、また、施設利用者が使用するための机、テーブル、椅子、座布団、遊具、図書、映像および音響などの電気機器、ほか調理器具、食器類、</p>

	<p>什器など、指定管理者への業務委託の際から備え付けられていた物品については市の備品とする。</p> <p>経年劣化等（OA機器等の電気、機械器具の突然の故障も含む。）については指定管理者が、20万円以上（消費税等を含む。）については、市が負担し、指定管理者の責任により滅失または毀損した備品の補充については指定管理者が負担することとし、いずれの備品においても市に帰属するものとする。</p> <p>市の備品以外の物品で、指定管理者が必要とするものは、市と協議の上、指定管理者が調達することとし、その物品の帰属については、別途協議するものとする。</p>
--	--

② リスク（維持管理リスク）分担表について

前記『協定書』または『業務処理要領』に規定された『リスク分担表』とは、概ね次のような形式のものである。

※例として女性センター

項目	内 容		市	指定管理者
施設、設備、備品（各種機器、図書・什器等、業務委託の際に備え付けられていた物品）等の損傷	経年劣化等によるもの（OA機器等の電気、機械器具等の突然の故障も含む）	1件当たり20万円未満の修繕または購入等		○
		1件当たり20万円以上の修繕または購入等	○	
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの	1件当たり20万円未満の修繕または購入等		○
		1件当たり20万円以上の修繕または購入等	○	
	管理上の瑕疵によるもの			○
	施設の構造上の瑕疵によるもの		○	
	指定管理者の責めに帰すべき理由によるもの			○

リスク分担の金額（上記リスク分担表の1件当たりの負担額）については、公の施設ごとに異なっており、各施設の状況は次表（公募施設と非公募施設に区分）のとおりである。

なお、指定管理者が負担することとなるリスク分担額が、A：施設・設備の修繕等の金額と、B：備品の修繕・取得等の金額に分けることができるが、AとBの金額が異なる施設（下線で表示）もある。

A：施設・設備の修繕等の金額

1件当たり負担金額	公 募 施 設	非公募（特例）施設
規定なし、備品の修繕等の負担がない。または、管理上の瑕疵、責任に帰すべき場合のみ指定管理者が負担（0円）		市営住宅等・特定公共賃貸住宅等、日乃出いこいの家、夜間急病センター
10,000円未満	消費生活センター	<u>漁村センター</u> 、戸井地域会館、南茅部青少年会館
30,000円未満		椴法華地域会館、恵山地域会館
50,000円未満	<u>空港ふれあい菜園</u> 、博物館（郷土資料館）、千代台公園弓道場	
100,000円未満	梁川公園内交通公園施設、根崎生活館、 <u>児童館（美原・昭和・神山）</u> 、 <u>元町観光駐車場</u> 、 <u>五稜郭観光駐車場</u> 、はこだてグリーンプラザ、 <u>棧橋駐車場</u> 、 <u>函館駅前広場駐車場</u> 、 <u>西桔梗野球場</u>	職業訓練センター、恵山コミュニティーセンター、 <u>旧イギリス領事館</u>
200,000円未満	青函連絡船記念館摩周丸、地域交流まちづくりセンター、女性センター、斎場、老人福祉センター（湯川・谷地頭・美原）、 <u>亀尾ふれあいの里</u> 、	縄文文化交流センター

1件当たり負担金額	公 募 施 設	非公募（特例）施設
	<u>南茅部スポーツセンター</u> 、 <u>南茅部プール</u> 、 <u>南茅部運動広場</u> 、 <u>南茅部市民庭球場</u> 、 <u>臼尻スキー場</u> 、 <u>南茅部ふるさと文化公園</u> 、 <u>図書館</u> 、 <u>公民館</u> 、 <u>青年センター</u> 、 <u>亀田青少年会館</u> 、 <u>青少年研修センター</u> 、 <u>亀田福祉センター</u> 、 <u>箱館奉行所</u> 、 <u>フットボールパーク</u>	
300,000円未満	勤労者総合福祉センター（サン・リフレ函館）、産業支援センター、空港緑地志海苔ふれあい広場、すずらんの丘公園、白石公園、恵山シーサイドパークゴルフ場、東山墓園、戸井ウォーターパーク、昭和公園、五稜郭公園、恵山海浜公園、南かやべ保養センター・ホテルひろめ荘	国際水産・海洋総合研究センター、都市公園、熱帯植物園、ホテル恵風
500,000円未満	港町ふ頭コンテナヤード施設	
800,000円未満	<u>市民会館</u> ・ <u>アリーナ</u>	<u>千代台公園陸上競技場</u> 、 <u>千代台公園庭球場</u> 、 <u>千代台公園</u> 、 <u>重要文化財旧函館区公会堂</u> 、 <u>北方民族資料館</u> 、 <u>文学館</u> 、 <u>北洋資料館</u> 、 <u>芸術ホール</u> 、 <u>市民プール</u>
1,000,000円未満		総合福祉センター、青果物地方卸売市場、水産物地方卸売市場

B：備品の修繕・取得等の金額

1件当たり負担金額	公 募 施 設	非公募（特例）施設
規定なし、備品の修繕等の負担がない。または、管理上の瑕疵、責任に帰すべき場合のみ指定管理者が負担（0円）	<u>元町観光駐車場</u> 、 <u>五稜郭観光駐車場</u> 、 <u>亀尾ふれあいの里</u> 、 <u>空港ふれあい菜園</u> 、 <u>南茅部スポーツセンター</u> 、 <u>南茅部プール</u> 、 <u>南茅部運動広場</u> 、 <u>南茅部市民庭球場</u> 、 <u>臼尻スキー場</u> 、 <u>南茅部ふるさと文化公園</u>	市営住宅等・特定公共賃貸住宅等、 <u>旧イギリス領事館</u> 、 <u>漁村センター</u> 、日乃出いこいの家、夜間急病センター
10,000円未満	<u>消費生活センター</u> 、 <u>児童館</u> （ <u>美原・昭和・神山</u> ）	戸井地域会館、南茅部青少年会館
30,000円未満		恵山地域会館、椴法華地域会館
50,000円未満	博物館（郷土資料館）、千代台公園弓道場	
100,000円未満	梁川公園内交通公園施設、根崎生活館、はこだてグリーンプラザ、 <u>棧橋駐車場</u> 、 <u>函館駅前広場駐車場</u> 、 <u>西桔梗野球場</u>	職業訓練センター、恵山コミュニティセンター
200,000円未満	青函連絡船記念館摩周丸、地域交流まちづくりセンター、女性センター、斎場、老人福祉センター（湯川・谷地頭・美原）、図書館、公民館、青年センター、 <u>亀田青少年会館</u> 、 <u>青少年研修センター</u> 、 <u>亀田福祉センター</u> 、 <u>箱館奉行所</u> 、 <u>市民会館</u> ・ <u>アリーナ</u> 、 <u>フットボールパーク</u>	<u>縄文文化交流センター</u> 、 <u>千代台公園陸上競技場</u> 、 <u>千代台公園庭球場</u> 、 <u>千代台公園</u> 、 <u>重要文化財旧函館区公会堂</u> 、 <u>北方民族資料館</u> 、 <u>文学館</u> 、 <u>北洋資料館</u> 、 <u>芸術ホール</u> 、 <u>市民プール</u>

1件当たり負担金額	公 募 施 設	非公募（特例）施設
300,000円未満	勤労者総合福祉センター（サン・リフレ函館）、産業支援センター、空港緑地志海苔ふれあい広場、すずらんの丘公園、白石公園、恵山シーサイドパークゴルフ場、東山墓園、戸井ウォーターパーク、昭和公園、五稜郭公園、恵山海浜公園、南かやべ保養センター・ホテルひろめ荘	国際水産・海洋総合研究センター、都市公園、熱帯植物園、ホテル恵風
500,000円未満	港町ふ頭コンテナヤード施設	
1,000,000円未満		総合福祉センター、青果物地方卸売市場、水産物地方卸売市場

（3） 募集要項

指定管理者を公募する際の『募集要項』には、各施設とも概ね次のとおり記載されている。

備品の管理及び帰属	<p>市が備え付ける備品は、別添『管理業務処理要領』のとおりである。</p> <p>経年劣化等による備品の更新に係る費用は、『リスク分担表』のとおり、1件当たり〇〇万円未満（消費税等を含む）については指定管理者が、〇〇万円以上（消費税を含む）については市が負担し、指定管理者の責任により滅失または毀損した備品の補充については指定管理者が負担することとし、いずれの備品においても市に帰属するものとする。</p> <p>なお、市の（「備品一覧」に定める）備品以外の物品で、指定管理者が必要とするものは、指定管理者の負担で調達することとし、当該調達した物品については、指定管理者に帰属するものとする。</p>
-----------	---

なお、「指定管理者が指定管理委託料で購入した備品等は、市に帰属するものとする。」という記述の入っている施設もある。

2. 財産（備品）の帰属について

(1) 指定管理者が、購入または調達した備品の帰属については概ね、

- ① 市から貸与された備品の更新
- ② 市から貸与された備品以外で独自に購入または調達した備品に分類される。

各施設とも前者(上記①)については、市に帰属することになっているが、後者(上記②)の帰属については、各施設により、概ね次のように異なる取り扱いがされている。

規 定 等	施 設 名
特に備品の帰属に関する規定が存在しないまたは両者協議により決定する施設	消費生活センター、女性センター、夜間急病センター、根崎生活会館、児童館（美原・昭和・神山）、日乃出いこいの家、旧イギリス領事館、棧橋駐車場、函館駅前広場駐車場、市営住宅等、特定公共賃貸住宅等、地域会館、恵山コミュニティーセンター、千代台公園野球場、千代台公園陸上競技場、千代台公園庭球場、千代台公園、重要文化財旧函館区公会堂、北方民族資料館、文学館、北洋資料館、芸術ホール、市民プール
指定管理委託料で購入した備品は、すべて市に帰属する規定となっている施設	梁川公園内交通公園施設、元町観光駐車場、五稜郭観光駐車場、空港緑地志海苔ふれあい広場、すずらんの丘公園、白石公園、恵山シーサイドパークゴルフ場、昭和公園、箱館奉行所、市民会館・アリーナ、フットボールパーク、南茅部青少年会館
指定管理者に帰属する規定となっている施設	青函連絡船記念館摩周丸、斎場、老人福祉センター（湯川・谷地頭・美原）、総合福祉センター、勤労者総合福祉センター（サン・リフレ函館）、産業支援センター、はこだてグリーンプラザ、職業訓練センター、亀尾ふれあいの里、空港ふれあい菜園、漁村センター、青果物地方卸売市場、水産物地方卸売市場、東山墓園、戸井ウォーターパーク、五稜郭公園、都市公園、熱帯植物園、港町ふ頭コンテナヤード施設、恵山海浜公園、ホテル恵風、南かやべ保養センター・ホテルひろめ荘、図書館、博物館（郷土資料館）、公民館、亀田公民館、青年センター、亀田青少年会館、西桔梗野球場、千代台公園弓道場、青少年研修センター、亀田福祉センター

規 定 等	施 設 名
	南茅部スポーツセンター、南茅部プール、南茅部運動広場、南茅部市民庭球場、臼尻スキー場、南茅部ふるさと文化公園、縄文文化交流センター
すべて市に帰属する規定となっている施設	国際水産・海洋総合研究センター、地域交流まちづくりセンター

(2) さらに、上表の備品の帰属に関する取り扱いの規定等については、次表の通り、

- ① まったく規定等のないもの
 - ② 『協定書』に規定しているもの
 - ③ 『管理業務処理要領、仕様書』に規定しているもの
 - ④ 『募集要項』に記載されているもの
- に分けられる。

① まったく規定等のない施設

施 設 名
根崎生活会館、日乃出いこいの家、旧イギリス領事館、棧橋駐車場、函館駅前広場駐車場、市営住宅等・特定公共賃貸住宅等、地域会館、恵山コミュニティーセンター、千代台公園野球場、千代台公園陸上競技場、千代台公園庭球場、千代台公園、重要文化財旧函館区公会堂、北方民族資料館、文学館、北洋資料館、芸術ホール、市民プール

② 『協定書』に規定のある施設

規 定	施 設 名
<p>(管理施設の改修等) 管理施設の改造、増築、移設および修繕については、市が自己の費用と責任において実施するものとする。</p> <p>(設備および整備) 管理施設の医療機器、設備および整備等については、市、指定管理者協議のうえ、市の負担において行うものとする。</p>	夜間急病センター
<p>(指定管理者による備品等の購入等) 指定管理者は、貸与備品のほか、指定管理者の任意により備品等を購入または調達し、本業務実施のために供することができる。なお、この場合の備品等は、指定管理者に帰属する。</p>	亀尾ふれあいの里、空港ふれあい菜園、漁村センター、青果物地方卸売市場、水産物地方卸売市場

規 定	施 設 名
<p>(備品等の扱い)</p> <p>本協定の満了に際し、備品および物品等の扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>(1) 指定管理者は、市が貸与し、または指定管理者が管理委託料で購入した備品等については、市または市が指定する者に対して引き継がなければならない。</p> <p>(2) 指定管理者が管理委託料以外の自己の費用で購入または調達した備品および物品等については、指定管理者が自己の責任と費用で撤去・撤収するものとする。ただし、両者協議において両者が合意した場合には、指定管理者は、市または市が指定する者に対して引き継ぐことができるものとする。</p>	<p>博物館郷土資料館(旧金森洋物館)、南茅部青少年会館</p>
<p>(備品等の貸与および帰属)</p> <p>指定管理者は、経年劣化等により本業務の処理に供することができなくなった備品等について、リスク分担表に定める金額の範囲内において購入または調達するものとする。この場合、当該備品等は、市に帰属する。</p> <p>指定管理者は、市との協議により、リスク分担表に定める金額の範囲を超えて、備品等を購入または調達することができる。この場合、当該備品等の帰属は、両者協議により定めるものとする。</p> <p>指定管理者は、任意により必要とした物品を購入または調達し、本業務の実施に供することができる。この場合、当該物品は指定管理者に帰属する。</p>	<p>青年センター、亀田青少年会館</p>

③ 『管理業務処理要領、仕様書』に規定している施設

規 定	施 設 名
<p>(備品の管理業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者は、管理業務を実施するために備品等が必要な場合は、市と協議の上、購入または調達することができる。 ・上記により指定管理者が購入した備品類は、市に帰属するものとする。 ・備品一覧については、備品購入の後、市が作成するが、この一覧にある備品について、経年劣化等により指定管理者が購入した備品については、市に帰属するものとする。 ・指定管理者の故意または過失により、備品をき損滅失したときは、指定管理者の費用により、当該備品と同等の機能及び価値を有するものを購入または調達しなければならない。 ・指定管理者は、「函館市会計規則」に定められた帳簿等により物品等を整理し、購入及び廃棄等をする場合は、事前に市と協議するとともに異動について定期的に市へ報告しなければならない。 	<p>国際水産・海洋総合研究センター</p>
<p>(備品等)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 市が貸与する備品類 管理業務の実施にあたり市が貸与する備品類は、別表のとおりとする。 (2) 指定管理者は、管理業務を実施するために備品等が必要な場合は、市と協議の上、購入または調達することができる。 (3) 上記(2)により指定管理者が購入した備品類は、市に帰属するものとする。 (4) 指定管理者は、備品等を台帳により管理すること。 (5) 指定管理者の故意または過失により、備品等をき損滅失したときは、指定管理者の費用により当該備品等と同等の機能および価値を有するものを購入または調達しなければならない。 	<p>地域交流まちづくりセンター、箱館奉行所、市民会館・アリーナ</p>

規 定	施 設 名
<p>(備品の管理および帰属に関すること)</p> <p>公の施設を運営するため事務などで要する机、椅子、書庫、OA機器その他の事務用機器、また、施設利用者が使用するための机、テーブル、椅子、座布団、遊具、図書、映像および音響などの電気機器、ほか調理器具、食器類、什器など、指定管理者への業務委託の際から備え付けられていた物品については市の備品とする。</p> <p>経年劣化等（OA機器等の電気、機械器具の突然の故障も含む。）については指定管理者が、20万円以上（消費税等を含む。）については、市が負担し、指定管理者の責任により滅失または毀損した備品の補充については指定管理者が負担することとし、いずれの備品においても市に帰属するものとする。</p> <p>市の備品以外の物品で、指定管理者が必要とするものは、市と協議の上、指定管理者が調達することとし、その物品の帰属については、別途協議するものとする。</p>	<p>女性センター、児童館</p>
<p>物品の帰属等</p> <p>(1) 指定管理者は、委託料により物品を購入し、または修繕により結果として資産を取得した場合は、その物品または資産は、函館市に帰属する。</p> <p>(2) 指定管理者は、「函館市会計規則」に定められた帳簿により物品を整理し購入および廃棄等の移動があった場合は、定期的に市に報告しなければならない。</p>	<p>梁川公園内交通公園施設、元町観光駐車場、五稜郭観光駐車場</p>
<p>(備品等の管理業務)</p> <p>市が備え付ける備品は、別添「備品一覧表」のとおりですが、経年劣化等による備品の更新に係る費用は、別添「リスク分担表」のとおり、1件当たり〇〇万円未満については指定管理者が、〇〇万円以上については市が負担し、指定管理者の</p>	<p>老人福祉センター、総合福祉センター、勤労者総合福祉センター、職業訓練センター、東山墓園、戸井ウォーターパーク、五稜郭公園、都市公園、熱帯植物園、恵山海浜公園、</p>

規 定	施 設 名
<p>責任により滅失または毀損した備品の補充については指定管理者が負担することとし、いずれの備品においても市に帰属するものとする。</p> <p>「備品一覧表」に定める備品以外の物品で、指定管理者が必要とするものは、指定管理者の負担で調達することとし、当該調達した物品については、指定管理者に帰属するものとする。</p>	<p>ホテル恵風、南かやべ保養センター・ホテルひろめ荘、図書館、縄文文化交流センター</p>
<p>(物品等の管理および帰属)</p> <p>(1) 指定管理者は、「函館市会計規則」に定められた帳簿等により物品等を整理し、購入および廃棄等をする場合は、事前に市と協議するとともに異動について定期的に市に報告しなければならない。</p> <p>(2) 経年劣化等による備品の更新に係る費用は、1件当たり〇〇万円未満については指定管理者が、〇〇万円以上については市が負担し、指定管理者の責任により滅失または毀損した備品の補充については指定管理者が負担することとし、いずれの備品においても市に帰属するものとする。</p> <p>貸与備品以外の物品で、市が指定管理者に購入・調達を指示し、指定管理料により購入しようとする物品は、施設運営のため市が購入する代わりに指定管理者に購入を依頼するものであるため、その所有権は市に帰属するものとする。ただし、指定管理者が任意に購入した什器や備品については指定管理者に帰属するものとする。</p>	<p>空港緑地志海苔ふれあい広場、すずらんの丘公園、白石公園、恵山シーサイドパークゴルフ場、昭和公園</p>

④『募集要項』にのみ記載されているもの

記 載 事 項	施 設 名
<p>備品の管理及び帰属 市の（「備品一覧」に定める）備品以外の物品で、指定管理者が必要とするものは、指定管理者の負担で調達することとし、当該調達した物品については、指定管理者に帰属するものとする。</p>	<p>青函連絡船記念館摩周丸、消費生活センター、斎場、産業支援センター、はこだてグリーンプラザ、港町ふ頭コンテナヤード施設、公民館・亀田公民館、西桔梗野球場、千代台公園弓道場、青少年研修センター、亀田福祉センター、フットボールパーク、南茅部スポーツセンター、南茅部プール、南茅部運動広場、南茅部市民庭球場、臼尻スキー場、南茅部ふるさと文化公園</p>

3. 指定管理委託料の市の積算（見積もり）について

市は、指定管理者管理委託料債務負担行為設定額の算定において、おおむね次のような積算を行っている。

1 人件費	<p>当該施設管理に係る勤務時間、配置人員及び休憩時間を見積もり、そこに正職員や臨時職員等を配置した場合の職種別の給料（賃金）・手当、福利費を積算し算定している。</p>
2 物件費	<p>物件費の内訳は、消耗品費、燃料費（燃油、ガス等）、印刷製本費、光熱水費（電気、ガス、水道等）、修繕費、通信運搬費（電話料、インターネット接続料等）、手数料、施設賠償責任保険料、委託費（警備、清掃、定期点検等）、使用料及び賃借料（複写機リース・使用料、NHK受信料等）、原材料費、備品購入費、その他諸経費などとなっており、この積算に当たっては市の直営時の実績や、直近の実績を基に積算しているものが多い。</p>
3 その他	<p>上記以外に積算しているものには、事業費、一般管理費、消費税相当額などがある。</p>

なお、新設の施設については、他の市町村の同種同規模程度の施設の実績などを参考にして積算している。

例として、『募集要項』では次のように記載され、大きなくくりの積算の金額を公表しているが、元町観光駐車場のよう、まったく備考欄に具体的な費目を記載していない施設もあれば、はこだてグリーンプラザや公民館のように、ある程度備考欄に費目を記載している施設もある。

しかし、市が積算したその費目の詳細については公表されていない。

A：元町観光駐車場の場合（管理に関する経費）

市が設定している管理委託料の限度額は、平成29年度から平成33年度までの5年間で、59,025千円（消費税等は10%で算定）となっている。

（経費内訳：5か年総額）

区 分	金 額（千円）	備 考
人 件 費	26,415	
運 営 費	27,245	
消 費 税 等	5,365	
合 計	59,025	

B：はこだてグリーンプラザの場合（管理に関する経費）

市が設定している管理委託料の限度額は、平成29年度から平成33年度までの5年間で、44,030千円（消費税等は10%で算定）となっている。

（経費内訳：5か年総額）

区 分	金 額（千円）	備 考
人 件 費	4,665	給与、社保等
施設管理費	32,400	施設修繕料、光熱水費等
一般管理費	2,965	
消 費 税 等	4,000	
合 計	44,030	

C：公民館および亀田公民館の場合（管理に関する経費）

市が設営している管理委託料の限度額は、平成27年度から平成31年度までの5年間で、168,410千円（消費税等は現行税率8%で算定）となっている。

（経費内訳：5か年総額）

区 分		金額（千円）	備 考	
支 出	人 件 費	110,220		
	維 持 管 理 費	燃 料 費	3,495	灯油
		光熱水費	13,755	電気料、水道料、下水道使用料、ガス料
		委 託 費	10,720	機械警備、清掃、消防用設備、塵芥収集、自動扉保守点検、エレベータ保守点検等
		その他の諸経費	20,435	消耗品費、物品修繕費、通信運搬費、手数料、保険料、使用料及び手数料、備品購入費ほか
	事 業 費	4,130	報償費、消耗品費、通信運搬費	
	消 費 税 等	13,015		
	小 計（A）	175,770		
収 入	利用料金(B)	7,360		
支出(A)－収入(B)		168,410		

なお、市の備品の積算については、「過去の維持補修費の平均値」や「リスク分担の上限額×管理期間の年数」を用いて、管理委託料に計上しているケースが多い。

4. 市に帰属する物品の取扱い（「物品出納事務処理要領」）について

市では、物品の管理について、『物品出納事務処理要領』を定め、これに基づき事務処理を行うこととなっている。

『物品出納事務処理要領』の概略は次のとおりである。

（1）物品の区分

① 物品は、次のとおり区分整理する。

ア 備品・・・1品の取得価額が10,000円以上の物品で、その性質・形状を変えずに長期間（概ね2年以上）の使用に耐えるものとし、次のとおり区分する。

- (ア) 一般備品 1品の取得価額が50万円未満のもの
- (イ) 重要備品 1品の取得価額が50万円以上のもの
- (ウ) 集中管理等備品 一般備品のうち指示するもの

※ なお、次に掲げるものについては、備品として取扱わないものとする。

- ・ 建物等に取り付けて使用する器具、調度品、換気扇、蛍光灯、カーテン、ブラインド等

※ 一品の取得価額は、消費税および地方消費税を含む。

イ 消耗品等・・・備品以外の物品

- (ア) 消耗品
- (イ) 原材料
- (ウ) その他

② 備品は、備品分類表により分類整理するものとする。

備品分類表（会計規則第99条別表7）

大分類		大分類	
番号	品目	番号	品目
1	机椅子類	12	運動用具遊具類
2	箱棚台類	13	被服寝具類
3	事務用機械器具類	14	厨具類
4	計量測定器具類	15	暖冷房用具及び火具類
5	工作木工機械器具類	16	諸車類
6	土木産業機械器具類	17	防火用具類
7	電気機械器具類	18	医療機器類
8	通信用機械器具類	19	雑用具類
9	視聴覚機械器具類	20	図書類
10	研究用具類	21	動物類
11	標本及び模型類		

(2) 帳簿等の記録

① 物品出納員は、物品の出納および保管状況について下記により帳票等を作成し、記録管理しなければならない。

ア 備品・・・所定の帳票等によりその出納および保管状況を記録管理しなければならない。

イ 消耗品等

(ア) 取得し、直ちに使用または消費するもの等については、帳票等による記録を要しないものとする。

(イ) 原材料等貯蔵することとなるものについては、各部局において適宜帳簿を作成し、その出納および保管状況を記録管理するものとする。

② 物品の出納事務に関する帳票等

ア 物品の出納事務に関する帳票等は次のとおりとする。

伝票の種別	構成	伝票の保管箇所	使用目的
A号票	1. 備品カード(副)〔保管替伺〕 2. 備品カード	使用課等 物品出納員	一般備品の出納事務に使用する
B号票	1. 重要備品カード(副)〔保管替伺〕 2. 重要備品カード 3. 重要備品出納報告票 4. 重要備品出納報告票	使用課等 物品出納員 会計部会計課 財務部管理課	重要備品の出納事務に使用する
C号票	1. 集中管理等備品カード	物品出納員	集中管理等備品の出納事務に使用する
D号票	1. 不用備品処理伺票 2. 不用備品処理決定通知票 3. 重要備品出納報告票 (不用備品処理報告票) 4. 重要備品出納報告票 (不用備品処理報告票)	財務部調度課 物品出納員 会計部会計課 財務部管理課	不用備品の処理に使用する
E号票	1. 不用物品処理伺票 2. 不用物品処理決定通知票	財務部調度課 物品出納員	備品以外の不用物品の処理に使用する
F号票	1. 寄付(生産・発生)物品受払伺票 2. 寄付(生産・発生)物品受払票	財務部調度課 物品出納員	購入および保管替以外の方法による物品の取得の受払手続きに使用する
備品ラベル	一般備品用 ライトブルー 重要備品用 グリーン 集中管理等備品用 ブラック		備品に貼付表示する

イ ファイルの方法等

- (ア) A号票②-2票、B号票④-2票、C号票等をファイルすることにより、備品出納簿および備品供用簿とする。
- (イ) A号票およびC号票は年度ごとに、B号票は年度ごとの分類別にファイルすることを基本とする。
- (ウ) 保管替および不用の処理を行ったものは、別にファイルしておくこと。この場合の保存期間は、当該年度末から5年間とする。

ウ 一般備品のうち次に掲げるものについては、前各項の帳簿等の作成を要しないものとする。

- (ア) 図書館および学校の図書館の図(蔵)書で、図書台帳等により整理されているもの。
- (イ) 博物館の標本類で、博物館台帳等により整理されているもの。
- (ウ) 公園に設置してある備品で、公園台帳により整理されているもの。
- (エ) 動物で、動物台帳等により整理されているもの。
- (オ) その他、認めたもの。(議会事務局の図書等)

5. 指定管理者の物品の管理要領

指定管理者の備品管理の事務処理要領については、概ね次のようになっている。

<p>規定等がないもの</p>	<p>青函連絡船記念館摩周丸、消費生活センター、女性センター、斎場、老人福祉センター、総合福祉センター、夜間急病センター、根崎生活館、児童館、日乃出いこいの家、産業支援センター、はこだてグリーンプラザ、旧イギリス領事館、亀尾ふれあいの里、空港ふれあい菜園、青果物地方卸売市場、水産物地方卸売市場、棧橋駐車場、函館駅前広場駐車場、市営住宅・特定公共賃貸住宅、港町ふ頭コンテナヤード施設、地域会館、恵山コミュニティーセンター、図書館、博物館郷土資料館、公民館、西桔梗野球場、千代台公園弓道場、青少年研修センター、亀田福祉センター、フットボールパーク、南茅部スポーツセンター、南茅部プール、南茅部運動広場、南茅部市民庭球場、臼尻スキー場、南茅部ふるさと文化公園、南茅部青少年会館</p>
<p>管理業務処理要領に規定があるもの</p>	<p>指定管理者は、「函館市会計規則」に定められた帳簿等により物品等を整理し購入及び廃棄等をする場合は、事前に市と協議するとともに異動について定期的に市へ報告しなければならない。</p> <p>指定管理者は、備品等を台帳により管理すること。</p>
	<p>国際水産・海洋総合研究センター、梁川公園内交通公園施設、勤労者総合福祉センター、職業訓練センター、元町観光駐車場、五稜郭観光駐車場、空港緑地志海苔ふれあい広場、すずらんの丘公園、白石公園、恵山シーサイドパークゴルフ場、東山墓園、戸井ウォーターパーク、昭和公園、五稜郭公園、都市公園、熱帯植物園、恵山海浜公園、ホテル恵風、南かやべ保養センター・ホテルひろめ荘、縄文文化交流センター</p> <p>地域交流まちづくりセンター、漁村センター、箱館奉行所、市民会館・アリーナ</p>

	備品を台帳により適正に管理し、常に良好な状態を保つこと。	青年センター、亀田青少年会館
協定書に規定しているもの	指定管理者は、備品について購入または調達した後、直ちに市へ報告し、台帳を整備して適正な管理に努めなければならない。	千代台公園野球場、千代台公園陸上競技場、千代台公園庭球場、千代台公園、重要文化財旧函館区公会堂、北方民族資料館、文学館、北洋資料館、芸術ホール、市民プール

6. 監査結果

上記状況を踏まえ、物品（備品）の管理状況等について、監査した結果、次の問題点が把握された。

（1）『業務処理要領』の『リスク分担』について

- ① 備品の「リスク分担」は、「施設、設備、備品等の損傷」の同一区分において「1件当たり〇〇万円」の修繕または購入等として区分されているが、施設によっては、備品1件についての解釈運用が異なる場合も見られた。

市や指定管理者の備品1件についての認識が異なれば、指定管理者が市の指示に従えないことや、一方で、市においても、その基準が不明確なことにより、予算の確保ができないことも想定される。

- ② 指定管理者のリスク分担額が0円から100万円までと施設ごとに異なっている。

リスク負担額が高い施設については、公募要件のリスク分担のハードルが高く、手が出せないと感じる民間業者が少なくないものと想定され、公募等における公平性が阻害されているものとする。

なお、上記3で記述の通り、市は指定管理料の当初予算の積算において、施設の経年劣化等による修繕費や備品の更新のための費用相当を積算しており、前年度以前に実際に指定管理者が支出した施設の修繕費や備品購入費を含めて次回の委託料を算定している。

上表のような『リスク分担表』を作成し、「1件当たり〇〇万円」としているが、過去の実績等を基に施設修繕や備品購入を行うための予算がすでに計上されているのであれば、指定管理者のリスクは相当程度軽減されており、金額設定自体が形がい化されている。

- ③ この備品の積算の詳細は、公募時等には非公開であり、公募する側から見れば、負担の程度が分からず、結果としてリスク負担の懸念から公募するマインドが失われることが予測される。

上記のことから、市は「リスク分担表」の「1件当たり」の定義を、協定書や業務処理要領などに明確に記載し、リスク分担額についても実質の負担が明らかになるよう見直す必要がある。**【意見】**

(2) 指定管理者が指定期間中に購入した備品等の帰属について

- ① 明確に『協定書』に規定されている施設は、上記2でも示したとおり、1施設程度であり、その他の施設は、まったく規定のないものもあるなど、その帰属が不明瞭となっている。
- ② 施設によって、指定管理者が指定期間中に購入した備品等の所有権の帰属の取り扱いが異なっており、不公平である。
- ③ 「指定管理者の負担により購入または調達した物品」について、指定管理者が負担するという定義が、指定管理料で負担したものを含むものなのか不明の施設もある。
- ④ 上記2で記述した通り、指定管理者が市から貸与された備品以外で独自に購入または調達した備品の帰属については各施設により、
 - (ア) 特に備品の帰属に関する規定が存在しないまたは両者協議により決定する施設。
 - (イ) 指定管理委託料で購入した備品は、すべて市に帰属する規定となっている施設。
 - (ウ) 指定管理者に帰属する規定となっている施設。
 - (エ) すべて市に帰属する規定となっている施設。に概ね分かれており、指定管理者が指定期間中に購入した備品等の所有権の帰属が施設により異なっており、不公平と言わざるを得ない。

市からの貸与備品を指定管理者の故意過失等の指定管理者の責めに帰す原因で、代替の備品等の購入費用を指定管理者が負担した場合は、損害賠償的なものとして当然に市に帰属するものは論外として、本来、指定管理者が指定管理料で負担して購入した備品等の所有権は、指定管理者のものである。

指定管理料の本質として、指定管理者は市が支出する指定管理料によって管理経費を賄い、経費が不足する場合でも、原則としてその不足分は補填されないが、指定管理者の自主的な経営努力により、市の要求基準を満たしつつ、コストが削減され、指定管理料に余剰金が発生した場合は、利益として

指定管理者に帰属するものとする。

したがって、指定管理者が、指定管理期間中に購入または調達した備品が自動的に市に帰属するという規定には問題があり、早急に規定を見直す必要がある。**【指摘】**

(3) 指定管理者が購入した備品等の所有権移転等の手続き

- ① 指定管理者が購入した備品等の所有権移転等の手続きが不明な施設が多い。

このような状態では、指定管理者が交代する場合に必要な備品等が引き継がれないなど、トラブルが発生する可能性も高いので、『協定書』で所有権の取り扱いを明確に示す必要がある。**【意見】**

- ② 上記(2)でも述べたが、指定管理者が指定期間中に購入した備品等は指定管理者に所有権があることを前提に考えれば、指定管理者が指定期間中に購入した備品等を市に帰属させるためには、備品購入時又は指定管理期間終了時に、指定管理者から市に対して寄付をし、市はその寄付を受け入れるという行為(手続き等)が必要であるが、寄付による備品の受入れ手続きを全くしていないので、市は寄付があった場合の事務処理を行うべきである。**【指摘】**

- ③ 市の直営施設について、その施設に必要な備品は、更新等の都度、市の備品費として予算計上し、購入後は『物品出納事務処理要領』に基づき、適正な手続きをすることとなるが、指定管理となっている施設の備品の更新手続きについては、市に報告することとどまり、『物品出納事務処理要領』に定める『備品カード』の更新や作成・管理をしていない施設が散見された。『物品出納事務処理要領』に基づき適正に管理すべきである。**【指摘】**

- ④ 備品としての取り扱いの基準が、1品の取得価格が10,000円以上であることから、その管理しなければならない備品が膨大で、その管理および整理に費やす事務量が相当程度投下されているものと想定される。

このことが備品を適正に管理できていない原因であるならば、備品の取り扱い基準価格の引き上げなどの見直しも検討されたい。**【意見】**

ちなみに、会計実務上、多くの企業や団体では10万円という金額を一つの判断基準として、1個または1組の取得価額が10万円未満であれば消耗品費などの費用とし、10万円以上であれば什器備品などの固定資産として会計処理している。

これは、「使用可能期間が1年未満又は取得価額が10万円未満であるものについて、その事業の用に供した日の属する事業年度において、その取得価額の全額を損金経理により損金とすることができる。」という法人税法施行令に基づいて、10万円という基準を参考にして会計処理をしている。

市民の税金を使っているのに、企業と同じ10万円の基準が妥当かどうかは、議論の分かれるところであるが、この基準価格を見直すことなどにより、備品としての管理および整理に要する事務量の負担は相当程度軽減するものとする。

ただし、この場合でも、「1品の取得価格」の定義を明確にしなければならないことは言うまでもない。

(4) 財産管理の全般について【意見】

① 指定管理委託料に、市が予測して積算した備品更新費等を含めているということは、指定管理者が実際に備品購入等をしなかった場合には、その分の委託料は指定管理者の利益になり、予算執行上問題があるものとする。

② 指定管理者が指定期間中に購入および調達した備品の帰属を市とする規定が存在する理由は、指定管理委託料に備品の更新等に要する予算をすでに計上していることで、市が、指定管理委託料のうち備品購入費相当は預け金的性格のものとして扱っていることが原因とも考えられる。

本来、指定管理者が管理する公の施設や、その施設管理に要する備品等は、市の財産であることから、施設の修繕や備品の購入に要する経費は、市において負担すべきものとする。

なお、施設を運営していくうえで、自然災害や突発的な機器等の故障など、不測の事態により修繕や備品の更新が必要となる場合もあるので、全てを市が負担するということになれば、予算の都合等、迅速な事務処理の観点からは困難であり、市民の利用にも支障を来すことにもなりかねない。

したがって、市が備品購入費等を「預け金的性格」のものとして扱おうとするのであれば、

(ア) あらかじめ、公募要項等に施設の修繕や備品の購入に要する経費及び予備費で、比較的軽易なもの又は緊急を要するものに対応するため、これらを指定管理料に含めて支払うことを明確にし、

(イ) 備品等の更新条件について市と指定管理者で解釈が異なることがないように、特に解釈が分かれる可能性のある備品等については、どのような状態になったら更新すべきかを示し、

(ウ) この施設の修繕や備品等の購入に要する経費及び予備費に剰余金が発生した場合には、指定管理料を返還してもらうことを明確にし、運営させることが必要とする。

なお、このような運用は、埼玉県和光市の「指定管理者制度運用ガイドライン（平成21年5月）」においても取り入れられており、参考になるものと思われる。

また、前述の「預け金的性格」の方法により難しい場合、備品の購入に

ついて現状のリスク分担を見直し、市からの貸与備品と貸与備品以外の備品に分け、貸与備品の購入は市が、貸与備品以外の備品については、指定管理者がそれぞれ負担することにより、指定管理委託料に含めた備品購入費の取扱いや備品の帰属先に係る諸課題が解決できるものと思われる。

ただし、いずれの場合においても、市からの貸与備品と貸与備品以外の最終的な帰属先や手続きについて協定書に明記するとともに、貸与備品の更新計画に基づき適切な予算措置を行う必要がある。

V まとめ

平成15年地方自治法の改正により、従前の「管理委託制度」に代わり、新たに創設された「指定管理者制度」は、平成18年度より函館市においても積極的に制度導入を推進してきたところである。

また、制度導入にあたっては、条例や要綱を整備し指定手続きの透明性を高め、円滑な導入と統一した事務処理を行ってきたところである。

今回の包括外部監査においては、指定管理者制度導入から10年を経過したこの機に、指定手続きや事務処理等が適正に行われているか、制度全般的な観点から監査してきたところである。

監査結果については前述してきたとおりであるが、「管理委託制度」が廃止され「指定管理者制度」が創設された背景・目的に照らすと、決して十分と言えない運用がされていたと考える。

公の施設の管理については、自治法改正前の「管理委託制度」では、市の出資団体や公共団体若しくは公共的団体に制限されていたが、「指定管理者制度」の創設によって民間事業者等の参入が可能になり、多様化する住民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上や、行政コストの削減を図ることが目的とされた。

指定管理者は、市議会の議決により指定されるが、その候補者の選定にあたっては公募が原則になっているものの、「管理委託制度」により従前から公の施設の管理を受託してきた市の出資団体や公共団体等を、指定管理者の候補者として選定しており、このいわゆる特例措置が民間事業者等の参入を妨げるものとなっている。

さらに、複数施設を一括して指定管理業務を行わせることや指定管理業務以外の事業を業務処理要領等の仕様に含めることも民間事業者等の参入の妨げになっている可能性があると考えられる。

指定管理者制度導入から10年を経過し、未だに民間事業者等の参入を妨げている状況にあることは、改正前の「管理委託制度」と何ら変わることがなく、自治法の改正趣旨に反していると言わざるを得ない。

次に、指定管理者制度が導入された公の施設の財産の管理方法等については、事業費の積算、リスク分担、投資資産の帰属などについて明確にし適切な運用とともに透明性を確保していかなければ、民間事業者等の参入意欲や指定管理者による市民サービス向上のための資産購入に大きく影響を与えることとなる。

また、市と民間事業者では資産に対する視点が大きく異なっており、リスク分担をはじめ、減価償却資産と消耗品の区分、資産の減価償却の考え方、購入資産の帰属などについて今後検討すべき必要があると考える。

最後に、モニタリングの実効性について、モニタリングは指定管理者による管理運営が適切に履行されているか確認・評価し、必要に応じ改善に向けた指示や是正等を行い、公の施設の設置者としての責任を果たすための確に実施することが重要であり、指定管理者による適正な管理運営と市民サービスの向上を担保するものである。

したがって、行政の評価を形式的に行うのではなく、立ち入りによる実地調査などモニタリングの厳格な運用を行うべきであるとする。

このように全般的な運用面における諸課題について、指摘や意見を述べてきたが、指定管理者制度導入から10年の節目を迎えたこの機会に、いま一度、指定管理者制度が創設された趣旨に照らし、諸課題の改善に向けた検討を行い、一層の市民サービスの向上と適切な施設運営が図られるようにしてもらいたい。